

平成24年2月17日
日本学術会議事務局
管理課用度・管理係

調 達 公 告

| | |
|------------------------------|--|
| 件 名 | 日本学術会議ホームページの改修 |
| ボックス番号 | ③ |
| 数 量 | 一式 |
| 作 業 内 容 | 別紙仕様書の通り |
| 履 行 期 限 | 平成24年3月30日(木) |
| 見 積 提 出 期 限 | 平成24年2月21日(火)12:00まで (郵送の場合は2月20日(月)18:00まで) |
| 見積書提出先及び 仕様書交付先 | 〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 TEL03-3403-1930 |
| 担 当 者 名 | 用度・管理係長 上田晃浩 |
| 仕様書問合せ先 | 内閣府日本学術会議事務局企画課広報係 TEL03-3403-1906 |
| 担 当 者 名 | 広報係長 石黒 正尚 |
| 競争に参加する者 に必要な資格及び 注意事項 | 別添の「オープンカウンター方式について」を参照 |

仕 様 書

1. 件 名：日本学術会議ホームページの改修について
2. 概 要：日本学術会議ホームページのトップページ等について、以下の点を考慮して改修する。

- ① 日々の更新作業の負担を軽減するため、更新が容易に行えるよう工夫する（Microsoft Internet Explorer7.0 とそれ以降のバージョン及び Firefox3.0、Safari 最新バージョンで問題なく表示可能なこと）。
- ② トップページの画面構成の見直し及び下層ページの関連部分の見直し等。
 - ・ 配置、配色等を再検討することで、重要情報をより目立たせ、効率の良い広報活動を行える画面構成。
 - ・ より見やすくインパクトがあり、見る者を惹きつける魅力のあるデザイン（トップページのイメージ等は別添2参照）
- ③ SEO（Search Engine Optimization）対策を行う。内閣府共通検索システム及び一般的な検索エンジンに対応させるため、検索した際に本ホームページが上位になるように工夫し、ページ内容に即した Keyword（検索用キーワード）及び Description（検索結果表示用の説明短文）の設定を行うこと。内閣府から設定の方針について具体的に指示するので、必要な技術的アドバイス等を行い、内閣府の了解の上で作業を行うこと。
- ④ JIS X 8341-3:2010 対応を行うこと。
- ⑤ モバイル端末でも表示可能な構成のページとすること。

3. 受注者の体制

内閣府本府共通 Web システム（以下、「共通 Web システム」という。）においては、本サイトを含む複数のサイトが運用されており、共通 Web システムに支障をきたすようなことがあってはならない。

なお、契約後速やかに下記（1）体制表及び作業スケジュール案を提出すること。

（1）体制表

受注者は、受注者が本仕様書に基づく業務（以下、「本業務」という。）を履行できる体制を設けると共に、下記事項について、内閣府に報告し、了承を得ること。

- ①受注者側の体制
- ②受注者側の責任者
- ③連絡体制（受注者側窓口）

- ※ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせることは認めない。やむを得ない事情等により、本業務の一部を第三者に請け負わせようとする場合には、内閣府に届け出て了承を得ること。
- ※ この際、請負企業の内容を十分に調査し、業務に支障を来さないように留意することとし、業務の実施に当たっては、受注者が責任をもって、作業の進捗状況等、請負企業の管理・監督を適切に行うこと。

（2）主要担当者

主要担当者は、ウェブサイトの運用に関する知見や技術を要すること（本業務の主要担当者は、ウェブサイト構築およびリニューアルに関する知見や技術を要すること。）。

4. 作業内容：

業務内容は下記のとおり。業務内容と内閣府のウェブシステムとの関係は、別添 3 内閣府本府共通 Web システム技術標準仕様書を参照すること。

実施対象：現在稼動している日本学術会議ホームページ (<http://www.scj.go.jp/>)

- ・ トップページ及び下層ページの関連部分の改修

参考) HTML 56 ページ

（1）構築仕様書の作成

上記目的を達成するための構築仕様書を、内閣府と協議のうえ、作成する。

（2）トップページデザイン等の作成

構築仕様書をもとに、HTML ファイルを作成する。

（3）第 1 階層及び第 2 階層のテンプレートの作成及び一部の HTML ファイルの修正

構築仕様書を基に、ファーストページ及びセカンドページのテンプレートを作成し、既に掲載されている HTML ファイルの新テンプレートに

合わせた修正を行う。

(4) テストの実施

テストは発注者側においても実施を行うこととするので、テスト計画を作成する際に、発注者側に確認して欲しい点を明確にすること。

(5) 公開用差分管理

公開までに、既に公開されたコンテンツとの整合性を図ること。

(6) コンテンツ運用マニュアルの作成等

当該ホームページの運用に当たって、内閣府職員によるコンテンツの修正・変更・追加等作業が容易にできるように構成し、コンテンツ作成手引き等のマニュアルを作成すること。また、マニュアルの内容について内閣府職員に対し研修を行い、運用上の疑義が生じた際には内閣府職員からの質問に対応する。なお、運用を簡便にするために管理ツール等のソフトウェアを端末に導入する場合には、事前の審査が必要であり、審査の結果いかんによっては導入できない場合がある。

5. 改修業務実施に当たっての留意事項等

(1) 留意事項

- 1) 原則 W3C の勧告に基づいた文法で作成すること。
- 2) 別添 4 「内閣府 Web 掲載用コンテンツについて」の記載事項を遵守すること。
- 3) 別添 5 「内閣府ウェブサイト・アクセシビリティ指針」に準拠し、インターネットのバリアフリー化を考慮したコンテンツ作成をすること。
なお、現在指針を改定中のため、JIS : 2010 対応を行うこととし、指針改訂版は完成後渡すこととする。
- 4) 動作環境 以下の環境で閲覧可能であること。
 - ・ OS : Windows、Macintosh
 - ・ ブラウザ : Internet Explorer7.0 以上、Firefox3.0 以上、Safari 最新バージョン
 - ・ PDF ファイル : Acrobat Reader4.0 以上※掲載可能なファイル形式 : html, txt, csv, css, rdf, pdf, gif, jpg, png.

(2) 作業条件

受注者は、以下の条件に基づき本業務を行うものとする。

- 1) 受注者は、定められた期日までに本件の作業を確実に行わなければならない。
- 2) 受注者は不測の事態により、仕様書に定められた期日までに作業を終了

することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を内閣府に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受注者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。

- 3) 作業の進捗については、作業の詳細等につき担当者と十分協議し、その指示に基づき作業を行うこととし、作業の進捗状況については、逐次報告することとする。
- 4) 本業務によって得られた成果については、内閣府に帰属し、内閣府の許可なく第三者に譲渡してはならない。
- 5) 本成果物の外観等に関する著作権は、内閣府に帰属すること。
- 6) セキュリティ等
 - ・ 本仕様書に基づく作業において、内閣府職員が提供した情報を第三者に開示し、または漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
 - ・ 提供する資料は、原則として貸出によるものとし、作業終了後速やかに返却すること。また、当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。
 - ・ 提供した情報を第三者に開示することが必要である場合には、事前に内閣府府監督職員と協議の上、了承を得ること。
 - ・ 「内閣府本府セキュリティポリシー」「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（第4版）」等に準拠すること。
- 7) 内閣府 Web 運用システムの管理上、内部サーバへの直接掲載は行えないため、同等の環境でテストを行い、効率的な掲載ができるよう受注者は支援を行うこと。

内閣府サーバの仕様は次の通り。

OS : RedHat Linux Enterprise Edition、WWW サーバ : Apache（その他詳細は、受注者のみに担当者から提示する。）

- 8) 本調達仕様書の記載内容以外の情報についても、必要と認められるものについては開示するものとする。情報の開示にあたっては、事前に内閣府に連絡を行い、秘密保持の誓約書を提出するものとし、開示方法は、内閣府内での閲覧とする。ただし、セキュリティ上、著作権上等の問題により開示対象とする情報もあるため注意すること。
- 9) 納入後1年以内に、瑕疵が発見された場合は、受注者の責任において修正を迅速に行うこと。

(3) コンテンツ制作の留意事項

- ① 日本学術会議ホームページより既に公表しているウェブコンテンツを基に追加・修正を行い、作成すること。

- ② コンテンツの作成に当たっては、原則 W3C の勧告に基づく文法を用いること。
- ③ コンテンツの作成に当たっては、インターネットのバリアフリー化を考慮し、「日本工業規格「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス— 第3部：ウェブコンテンツ」(JIS X 8341-3:2010)規格(等級A～AAは必須)に即して実装を行うこと。「内閣府ウェブサイト・アクセシビリティ指針」にも準拠すること。
- ④ アクセシビリティ対応結果報告、及び、公表ページを作成する。詳細は内閣府情報システム担当と協議のこと。

参考)

<http://www.ciaj.or.jp/access/web/docs/jis2010/compliance-guidelines.html> (ウェブアクセシビリティ基盤委員会)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/w_access/pdf/index_02_03.pdf (総務省)

- ⑤ HTML作成にあたっては、WebオーサリングツールやHTMLエディタを使用して作成すること。その場合、ジェネレータ情報や文字フォント等の不要な情報が付加されないような設定とする。MS-WORD等では行わないこと。
- ⑥ フレーム、Java、Javascript、CGI、動的コンテンツ(動画、アニメ gif、フラッシュ等)は使用しないこと。(内閣府標準テンプレートにあるものは除く。)
- ⑦ 作成したウェブサイトは、必ずクロスブラウザチェックを行い、次の動作環境で閲覧可能であること。

OS: Windows、Macintosh

ブラウザ: Internet Explorer7.0以上、Firefox3.0以上、Opera9.0以上、Safari4.0以上

※掲載可能なファイル形

式: .html .txt .csv .css .pdf .gif .jpg .png .rdf

なお、詳細については、発注者の指示に従うこと。

- ⑧ 文字コードは原則 UTF-8 形式とし、ヘッダー、フッターの様式を統一。ナビゲーションは右、パンくずリストは上部に必ず設置。幅は 980 ピクセル固定とする等、内閣府標準テンプレートを参考とすること。
- ⑨ コーディングは原則、内閣府標準HTMLコーディングガイドラインに沿うこと。
- ⑩ パンくずナビの設定、画像の別名設定 (alt)、title 等の設定の SEO 対策をすること。旧タグ (b, font 等) を使用しないこと。見出しタグ (h1, h2 等)

を使用すること。その他、内閣府標準HTMLコーディングガイドライン（標準テンプレート用）に沿うこと。（契約後開示）

（以下コーディングガイドライン抜粋）

1) データサイズ

PDF ファイルを作成する場合は、文書の目的に準じて、容量を最適化する。

なお容量及びセキュリティ設定については、内閣府 Web コンテンツ作成・掲載ガイドラインに準ずるものとする。

2) データサイズの記述

PDF ファイルのリンクを記述する際は、ファイルサイズを下記の通り、表記する。

日本語ページ内：(PDF 形式：xxxKB)

英語ページ内：(PDF：xxxKB)

3) 画面遷移

ユーザーの意思に反して自動的に新しいページを開いたり、別のページへ移動してはならない。やむを得ずに移動したり、新しいウィンドウが表示される場合には、あらかじめ告知をすること。

4) ファイル格納ディレクトリ

html 以外のファイルは種別ごとにディレクトリを作成しまとめて格納する。

5) ディレクトリ命名規定

名称は長すぎず、かつ分かりやすいものを指定すること。

※本項については現存 URL に関連する為、修正を行わず現状維持とすることも考慮する

6) ファイル命名規定

名称は長すぎず、かつ分かりやすいものを指定すること。

※本項については現存 URL に関連する為、修正を行わず現状維持とすることも考慮する

7) 使用可能文字

- 半角英数字、“_”（アンダースコア）
- 英字は小文字のみ使用

8) CSS 2.0

- CSS のバージョンは 2.0 とする。
- html ファイル内で個別の名前には id を使用する。また、同一ファイル内で複数の要素を共有して CSS を用いる場合は class を使用するものとする。
- 内閣府標準テンプレートで使用している id 名、および class 名を確認し、正しく使用すること。

9) テキストサイズ指定

各ブラウザで可変対応できるよう、絶対値ではなく相対値（%や em）を CSS で

指定する。

ブラウザで文字サイズを変更した場合でも著しくレイアウトが崩れないようコーディングすること。

10) フォント指定

書体はユーザーが任意に変更できるようにするため、固定させない。やむを得ずフォントを指定したい場合は、画像処理を推奨する。

11) meta description

新規で作成する場合は 100 文字程度を目安とし、必ず部局名を入れる。

12) meta keyword

Meta keyword は 10 個までを目安とする。

13) title

サイト内全ページで、以下統一表記での記述とする。

事例：ページ名 - 内閣府

※「内閣府標準 HTML コーディングガイドライン」は契約後開示する。

(4) 情報セキュリティチェック

対象コンテンツに対し、クロスサイト・スクリプティング対策及び、SQL インジェクション対策等に関する情報セキュリティチェックを行い、その結果を報告すること。

但し、本サイトは HTML をベースとした静的なコンテンツで構成されていることから、HTML の構文チェック、リンク切れ等のエラーチェック及び HTML ソース内に組み込まれた JavaScript に関するチェック、不要ファイルの検出（サイト内非リンクファイル）を主とした検査を行う。その他、必要な項目があれば内閣府担当者と協議し、有用と思われる事項については実施すること。

(5) その他

- 1) 本件システムの開発および導入テスト等における役務提供については受託者の責任と費用負担において行うものとする。
- 2) 本件システムの運用により内閣府の指定する LAN システムに障害が発生した場合には、内閣府担当者の指示に従い、その復旧作業に協力しなければならない。

6. 遵守事項等

(1) 情報セキュリティ要件

- 1) 日本学術会議ホームページ改修の受注者（以下「受注者」という。）は、本

業務を実施する上で知りえた情報等については、受注者の体制に定めた者以外の者には秘密とし、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。また、契約期間中及び契約終了後において、第三者に開示若しくは漏洩してはならない。また、無断で複写、転貸してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。

- 2) 内閣府と協議の上で本業務の一部を第三者に請け負わせる場合には、当該第三者にも秘密保持の徹底を図ること。
- 3) 受注者は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」（内閣官房情報セキュリティセンター）及び「内閣府本府情報セキュリティポリシー・同技術基準」（契約後開示）を規範とし、情報セキュリティ確保のための体制を整備し、内閣府に報告するものとする。
- 4) 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、内閣府は、受注者に対して取り扱わせる内閣府の情報の秘密保持等に係る管理状況の報告を求める場合がある。
- 5) 本業務遂行中に作成した中間成果物等を含む全てのデータについて、契約期間終了後、速やかに消去等の処理を行い、書面をもって処理の概要を内閣府に提出すること。

(2) 知的財産権等

- 1) 本業務で作成される作業成果物について、著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含むすべての著作権は、内閣府に帰属する。
- 2) 受注者は、本業務において発生するすべての著作権者人格権を行使しないこととし、また第三者をして行使させないものとする。
- 3) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、内閣府が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作物使用に際して、費用負担を含む一切の使用許諾条件等(ソースコード含む)につき、内閣府の了承を得ること。
- 4) 本件仕様書に基づく作業に関して、第三者との間で著作権に係わる権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら内閣府の責に寄与する場合を除き、受注者は速やかに内閣府に通知するとともに、自らの責任と負担について一切の処理を行うこと。なお、内閣府が、紛争等の事実を知った場合、速やかに受注者に通知することとする。

7. 納品の状態：

- ・ ホームページデータ一式；CDR（Windows フォーマット）正副各一式
- ・ 改修作業報告書及びコンテンツ運用マニュアル（電子媒体一式及び印字

されたもの 2 部) (印刷物は Microsoft Office Word2010、Excel2010、PowerPoint2010 のいずれかによる。)

なお、これによりがたい場合は、あらかじめ担当者と調整すること。

8. 履行期限：平成 24 年 3 月 31 日までに納品を行う。
9. その他：制作作業にあたり、担当職員との緊密な連絡を保ちつつ、現行の業務に支障を来たさないよう十分に留意すること。

日本学術会議のホームページの見直し項目について

1 トップページのデザイン変更（参考1及び2参照）

- ① ページの幅は固定幅とする。
- ② 全体的な色合いは現行のイメージを踏襲する。
- ③ ヘッダーの背景を変更する。（複数候補の提示）
※すべての下層ページに適用。
- ④ 左サイドに寄っているグローバルナビを均等化して見やすくする。
- ⑤ 現在、右サイドにしかないバナーを両サイドに並べ、センター部分に本文を掲載する3段のレイアウトとする。（バナーの並び順は日本学術会議が指示する。）
- ⑥ 現在あるバナーに加え、「日本学術会議憲章」、「科学者の行動規範」及び「今後の委員会開催案内」を追加する。（名称はいずれも変更の可能性あり。）
- ⑦ センター部分の本文の項目は現行と同じ並び順とするが、項目の名称は変更の可能性あり。
- ⑧ フッターのすぐ上あたりに、「会員・連携会員のページ」への入り口としてのバナーを設ける。

2 第1階層のすべてのページでの改修

<対象ページ（43ページ）> 参考3参照

- ① トップページでのデザイン変更に伴うグローバルナビの設定
- ② 左側サブメニューの改修（テンプレートの作成を含む）

3 第2階層の一部のページでの改修

<対象ページ（12ページ）> 参考4参照

- ① デザイン変更（画面を分かりやすくするための工夫及びテンプレートの作成）

新トップページのデザイン構成イメージ

| | | | |
|---------------------|------------------------------|---|---------|
| ヘッダー (学術会議ロゴ、検索窓ほか) | | | |
| グローバルナビ | | | |
| 会長からのメッセージ | 東日本大震災への対応について | 提言・報告等 年で探す 期で探す 答申 回答 勧告 要望 声明 提言 報告 会長談話 共同声明 幹事会声明 | |
| 副会長室 | トップ・ニュース | | |
| 各部の審議活動 | | | |
| サイエンスカフェ | | | |
| おもしろ情報館 | 最近の提言・報告 ※「最近の活動」の名称を変更 | | |
| アジア学術会議 SCA ※新設 | 今後のシンポジウムのお知らせ | | |
| 持続可能な社会に関する国際会議 | | | |
| 東日本大震災への対応 | | | |
| 会員・連携会員のページ | ← ※掲示板への入口を新設。あまり目立たないような形で。 | | メールニュース |
| | | | 学術の動向 |
| | | 調達情報 | |
| フッター | | | |

現行のトップページ



日本学術会議
SCIENCE COUNCIL OF JAPAN
わが国の科学者の内外に対する代表機関

検索: 検索

内閣府共通検索
→ お問い合わせ・ご意見 → サイトマップ → English

[HOME](#) > [日本学術会議とは](#) > [提言・報告等](#) > [一般公開イベント](#) > [委員会の活動](#) > [地区会議の活動](#) > [国際活動](#) > [会員・連携会員](#) > [協力学術研究団体](#)

日本学術会議は、わが国の人文・社会科学、自然科学全分野の科学者の意見をまとめ、国内外に対して発信する日本の代表機関です。

【東日本大震災への対応について】

日本学術会議では、平成23年3月11日の東日本大震災発生後、東日本大震災への対応として**東日本大震災対策委員会**を設置し、審議、検討を行い、9月までの間、提言、報告等を取りまとめました。
また、10月からは、新たに**東日本大震災復興支援委員会**と**東日本大震災に係る学術調査検討委員会**を設置し、審議、検討を行っています。

トップ・ニュース TOP NEWS

大西隆会長からの年頭メッセージ
(平成24年1月6日)

大西隆会長からの年頭メッセージを掲載しました。
→ [メッセージはこちら](#)

春日文子副会長(国際担当)の海外出張報告について
(平成23年12月28日)

春日文子副会長(国際担当)は、平成23年11月17日～19日まで、世界科学会議(WSE)2011の用務のため(ハンガリー(ブタペスト))を訪問しました。
→ [詳細はこちら](#)

春日文子副会長(国際担当)及び白田佳子会員(アジア学術会議分科会委員長)は、平成23年12月4日～7日まで、スリランカ(コロンボ)を訪問しました。
→ [詳細はこちら](#)

東日本大震災復興支援の検討体制について
(平成23年12月1日)

東日本大震災復興支援委員会が、平成23年10月5日に設置され、同委員会の分科会として平成23年11月16日に以下の3つの分科会が設置されました。
→ [災害に強いまちづくり分科会](#)
→ [産業振興・就業支援分科会](#)
→ [放射能汚染対策分科会](#)



皆様へ会長からのメッセージ
大西 隆

副会長室

各部の審議活動

サイエンスカフェ

科学者と市民の架け橋

おもしろ情報館

科学の楽しみ方

2011 持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議

東日本大震災への対応

最近の活動 RECENT ACTIVITIES

→ 2012/1/13 報告「学術の大型施設計画・大規模研究計画マスタープラン2011」(2011/9/28)の英文(前文、課題一覧)を掲載しました。
→ [詳細はこちら](#)

→ 2011/10/3 年次報告 ー新生日本学術会議 6年目の活動報告(平成22年10月～平成23年9月)ー
→ [総論部分](#) [活動報告等部分](#)

提言・報告等

| | |
|------------------------|-------------------------|
| → 答申 | → 回答 |
| → 勧告 | → 要望 |
| → 声明 | → 提言 |
| → 報告 | → 会長願書 |
| → 共同声明 | → 幹事会声明 |

🔍 年で探す

🔍 期で探す

今後のシンポジウムのお知らせ INFORMATION

→ 2012/2/29 [日本学術会議公開シンポジウム「巨大災害から生命と国土を守るー24学会からの発信」第3回「減災社会をどう実現するか」](#)
※本シンポジウムは、定員超過のため申込みを締め切りました。

→ 2012/2/18 [公開シンポジウム「日韓福祉政治の新しい展開」](#)

→ 2012/2/11 [日本学術会議主催学術フォーラム「東日本大震災を教訓とした巨大災害軽減と持続的社会的実現への道」](#)
※本講演会は、定員超過のため申込みを締め切りました。

✉ メールニュース

📖 学術の動向

📡 調達情報

日本学術会議 Science Council of Japan
〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 電話 03-3403-3793(代表) [案内図](#)

→ このホームページについて

Copyright 2012 SCIENCE COUNCIL OF JAPAN

今回の改修対象となる第1階層のページ (43ページ)

- 「会長室」 (<http://www.scj.go.jp/ja/head/index.html>)
- 「歴代会長・副会長一覧」 (<http://www.scj.go.jp/ja/head/kakolist.html>)
- 「副会長室」 (<http://www.scj.go.jp/ja/sub/index.html>)
- 「お問い合わせ」 (<http://www.scj.go.jp/ja/other/info.html>)
- 「サイトマップ」 (<http://www.scj.go.jp/ja/other/sitemap.html>)
- 「ニュースメール」 (<http://www.scj.go.jp/ja/other/news/index.html>)
- 「調達情報」 (<http://www.scj.go.jp/ja/other/chotatsu/index.html>)
- 「日本学術会議とは」 (<http://www.scj.go.jp/ja/scj/index.html>)
- 「関連法規集」 (<http://www.scj.go.jp/ja/scj/kisoku/index.html>)
- 「連携会員説明会」 (<http://www.scj.go.jp/ja/scj/setsumei.html>)

- 「パンフレット・出版物」 (<http://www.scj.go.jp/ja/scj/print/index.html>)
- 「関連機関リンク」 (<http://www.scj.go.jp/ja/scj/link/index.html>)
- 「提言・報告等」 (<http://www.scj.go.jp/ja/info/index.html>)
- 「公開講演会・シンポジウム (社会との対話)」 (<http://www.scj.go.jp/ja/event/index.html>)
- 「サイエンスカフェとは？」 (<http://www.scj.go.jp/ja/event/cafe.html>)
- 「委員会一覧」 (<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/index.html>)
- 「会議予定 (2月)」 (<http://www.scj.go.jp/ja/member/plan/index.html>)
- 「会議予定 (1月)」 (<http://www.scj.go.jp/ja/member/plan/2301.html>)
- 「会議予定 (3月～)」 (<http://www.scj.go.jp/ja/member/plan/2303.html>)
- 「記録」 (<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kiroku/index.html>)

- 「地区会議」 (<http://www.scj.go.jp/ja/area/index.html>)
- 「日本学術会議の国際活動」 (<http://www.scj.go.jp/ja/int/index.html>)
- 「G8サミットに向けた各国学術会議の共同声明」 (<http://www.scj.go.jp/ja/int/g8/index.html>)
- 「アジア学術会議」 (<http://www.scj.go.jp/ja/int/sca/index.html>)
- 「日本・カナダ女性研究者交流事業」 (<http://www.scj.go.jp/ja/int/canada/index.html>)
- 「その他の二国間交流」 (<http://www.scj.go.jp/ja/int/workshop/index.html>)
- 「国際科学会議 (ICSU)」 (<http://www.scj.go.jp/ja/int/icsu/index.html>)
- 「IAP・IAC」 (<http://www.scj.go.jp/ja/int/other/index.html>)
- 「代表派遣」 (<http://www.scj.go.jp/ja/int/haken/index.html>)
- 「日本学術会議国際対応分科会自己点検報告書」 (<http://www.scj.go.jp/ja/int/jikotenken.html>)

- 「国際的な学術協力事業 (リンク集)」 (http://www.scj.go.jp/ja/int/link_kanyu.html)
- 「その他」
- 「国際会議・シンポジウムの開催」 (<http://www.scj.go.jp/ja/int/index.html>)
- 「今後の開催予定」 (<http://www.scj.go.jp/ja/int/kaisai/yotei.html>)
- 「共同主催国際会議について」 (<http://www.scj.go.jp/ja/int/kaisai/kyodo.html>)
- 「共同主催国際会議の募集について」 (<http://www.scj.go.jp/ja/int/kaisai/entry.html>)
- 「平成22年度の開催予定会議」 (<http://www.scj.go.jp/ja/int/kaisai/yotei.html>)
- 「過去の国際会議」 (<http://www.scj.go.jp/ja/int/kaisai/kako.html>)
- 「会員・連携会員一覧 (一部、二部、三部)」 (<http://www.scj.go.jp/ja/scj/member/index.html#1>)
- 「会員・連携会員一覧 (五十音検索)」 (<http://www.scj.go.jp/ja/scj/member/name22.html>)

- 「連携会員一覧」 (<http://www.scj.go.jp/ja/scj/member/renkei.html>)
- 「日本学術会議協力学術研究団体」 (<http://www.scj.go.jp/ja/group/dantai/index.html>)
- 「学協会との連携」 (http://www.scj.go.jp/ja/group/gakurenkei/gakukyokai_index.html)

今回の改修対象となる第 2 階層の一部のページ (12ページ)

[日本学会議とは]

関連法規集 (<http://www.scj.go.jp/ja/scj/kisoku/index.html>)

連携会員説明会 (<http://www.scj.go.jp/ja/scj/setsumei.html>)

[委員会の活動]

総会 (<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/index.html>)

幹事会 (<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kanji/index.html>)

東日本大震災ページ (<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/shinsai/shinsai.html>)

委員会一覧 > 第一部(<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/1bu/index.html>)

委員会一覧 > 第二部(<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/2bu/index.html>)

委員会一覧 > 第三部(<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/3bu/index.html>)

[国際活動]

G8サミットに向けた各国学会議の共同声明 (<http://www.scj.go.jp/ja/int/g8/index.html>)

アジア学会議 (<http://www.scj.go.jp/ja/int/sca/index.html>)

その他の二国間交流 (<http://www.scj.go.jp/ja/int/workshop/index.html>)

共同声明共同主催国際会議の募集について (<http://www.scj.go.jp/ja/int/kaisai/entry.html>)

技術標準仕様書
内閣府本府共通Webシステム

Ver 1.0

平成 22 年 12 月 28 日

目次

技術標準仕様書

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 本書の目的 | 1 |
| 2. 対象 | 1 |
| 3. 用語の定義 | 1 |
| 4. 適用範囲 | 1 |
| 5. 本書の利用方法 | 3 |
| 6. 全体構成 | 4 |
| 7. 外部事業者とコンテンツマネジメントシステムの関係性に係る要件 | 4 |
| 7.1 構成 | 4 |
| 7.2 操作権限 | 5 |
| 7.3 運用フロー | 5 |
| 7.4 承認フロー | 8 |
| 8. ドメイン名及びDNSサーバ要件 | 9 |
| 8.1 内閣府LAN-IDCで利用するドメイン名 | 9 |
| 8.2 新規ドメイン名取得 | 9 |
| 8.3 既存ドメイン名の扱い | 10 |
| 8.4 ドメイン名の管理 | 10 |
| 8.5 DNSサーバの提供 | 10 |
| 9. インターネットデータセンター（IDC）設備等要件 | 11 |
| 9.1 立地要件 | 11 |
| 9.2 設備要件 | 11 |
| 9.3 IDC施設のセキュリティ要件 | 11 |
| 9.4 サーバ室要件 | 12 |
| 9.5 IDC施設運用要件 | 12 |
| 10. 共通事項 | 12 |
| 10.1 システム構成要件 | 12 |
| 10.2 ハードウェア構成要件 | 13 |
| 10.3 ソフトウェア構成要件 | 13 |
| 10.4 ネットワーク構成要件 | 13 |
| 10.5 データ要件 | 14 |
| 10.6 性能要件 | 14 |
| 10.7 信頼性要件 | 14 |
| 10.8 拡張性要件 | 14 |
| 10.9 上位互換性要件 | 15 |
| 10.10 情報セキュリティ要件 | 15 |

| | | |
|-------|--------------------------------------|----|
| 10.11 | 保守要件..... | 17 |
| 10.12 | 運用要件..... | 19 |
| 11. | 外部事業者要件..... | 20 |
| 11.1 | 利用申請..... | 21 |
| 11.2 | 内閣府LAN-IDCへの接続方法..... | 21 |
| 11.3 | 利用条件..... | 22 |
| 11.4 | 外部事業者ネットワーク要件..... | 22 |
| 11.5 | 外部事業者端末要件..... | 23 |
| 11.6 | 外部事業者コンテンツ設置・更新要件..... | 23 |
| 11.7 | 検証環境要件..... | 23 |
| 11.8 | 外部事業者サポート要件..... | 24 |
| 11.9 | 留意事項及び制約事項..... | 24 |
| 11.10 | その他要件..... | 24 |
| 12. | 個別システム要件..... | 25 |
| 12.1 | 公開ウェブシステム..... | 25 |
| 12.2 | シングルサインオンシステム..... | 36 |
| 12.3 | 共通メールマガジンシステム..... | 39 |
| 12.4 | 共通ストーリーミングシステム..... | 44 |
| 12.5 | 共通意見等登録システム..... | 49 |
| 12.6 | 共通サイト内検索システム..... | 54 |
| 12.7 | コンテンツマネジメントシステム（コンテンツ登録管理（CS））..... | 57 |
| 12.8 | コンテンツマネジメントシステム（コンテンツ配信管理（DS））..... | 65 |
| 12.9 | 公開ウェブシステム動的コンテンツ登録ツール（NETSシステム）..... | 70 |
| 12.10 | アクセスログ解析システム..... | 73 |
| 12.11 | 動画アクセスログ解析システム..... | 78 |
| 12.12 | 外部事業者向けリモートアクセスシステム..... | 82 |

【注意事項】

- ・ 本書に記載してあるハードウェア・ソフトウェアのスペックで示された機器については、内閣府全体で共用しており、そのスペックの全てを利用できるものではない。
- ・ 運用中のシステムに追加・変更などが行われた場合に、内容を改定する場合がある。
- ・ 運用中のシステムのOSのバージョン、ブラウザのバージョンについても改編が行われた場合に、内容を改定する場合がある。

1. 本書の目的

本書は、「内閣府 LAN（共通システム）」において、主にデータセンター（以下、「IDC」という。）にて提供される内閣府本府共通 Web システムの機能について、その標準技術仕様を提供するものである。また、調達に際して内閣府、各部局及び内閣府が指定する外部事業者（以下、「外部事業者」という。）が内閣府本府共通 Web システムを利用する上で、必要となる情報を網羅的に記載することで、利用方法や責任範囲等を明確にし、調達効率の向上を目指している。また、調達者と応札者の間の円滑なコミュニケーションの一助となるだけでなく、様々な調達パターンに合わせて中立的かつ汎用的に利用するための技術指針となっている。

2. 対象

本書の利用者は、内閣府大臣官房企画調整課情報システム室（以下、「情報システム室」という。）、各部局及び外部事業者を想定している。

3. 用語の定義

本書で使用される主要な用語を以下に示す。

| 用語 | 定義 |
|------------------------|---|
| 内閣府 | 本書では内閣府及び内閣官房を含めた組織体を指す |
| 情報システム室 | 内閣府大臣官房企画調整課情報システム室として、内閣府 LAN 及び内閣府 LAN-IDC における全システムの管理を行う |
| 部局 | 内閣府及び内閣官房内における情報システム室以外の組織を指し、本書を利用して外部事業者の調達を行う |
| 外部事業者 | 部局が調達する内閣府 LAN-IDC における Web システムの運用等を委託される事業者を指し、時勢により応札事業者または受注者とも表記する |
| 内閣府本府共通 Web システム運用事業者※ | 本書にて定義される内閣府 LAN-IDC における Web システム及び設備の構築・運用事業者であり、情報システム室の指示に基づき部局及び外部事業者のサポートを行う |
| 内閣府 LAN 事業者 | 内閣府及び内閣官房職員が利用する内閣府 LAN の構築・運用事業者であり、情報システム室の指示に基づき共通 Web システム運用事業者と連携して内閣府 LAN を運用する |

※以下、「共通 Web システム運用事業者」という

4. 適用範囲

本書が提供する内閣府 LAN-IDC における Web システムの技術情報の適用範囲は、内閣府 LAN-IDC における各システムの運用等を各部局が外部に委託する際に、応札事業者に対して提示すべき事項をまとめており、調達する内容に応じてカスタマイズできるようになって

いる。また、本書は内閣府 LAN-IDC における各システムを利用する上で、特定の事業者により有利な要求仕様とならないように、応札事業者が公平に見積もれるような中立的な立場で情報を記載している。

本書は応札事業者が入札に参加するために知り得るべき情報を中心に記載されており、業務着手時から運用を開始するところまでのフェーズを想定した情報を提供している。特に発注者と受注者間で仕様の解釈で齟齬が生じやすい箇所については、受注者が抑えておくべき事項（外部事業者要件、責任範囲、制限事項など）として各項においてまとめている。

運用開始にあたって、外部事業者が参照すべき、関連資料を以下に示す。

| システム名 | ドキュメント名 |
|---------------------|--------------------------------|
| 公開ウェブシステム | 内閣府公開ウェブシステム全体概要説明書 |
| | 技術標準仕様書（内閣府本府共通 Web システム） |
| | HTML コーディングガイドライン |
| | アクセシビリティガイドライン |
| シングルサインオンシステム | シングルサインオンシステム利用手引書（利用者編） |
| 共通メールマガジンシステム | 共通メールマガジンシステム利用手引書（利用者編） |
| 共通ストリーミングシステム | 共通ストリーミングシステム利用手引書（利用者編） |
| 共通意見等登録システム | 共通意見等登録システム利用手引書（利用者編） |
| 共通サイト内検索システム | 共通サイト内検索システム利用手引書（利用者編） |
| コンテンツマネジメントシステム | コンテンツ登録管理 CS 利用手引書（利用者編共通） |
| | コンテンツ登録管理 CS 利用手引書（利用者編個別） |
| | コンテンツ配信管理 DS 利用手引書（利用者編） |
| | CMS テンプレート設計書 |
| | CMS テンプレート設計書作成用ガイドライン |
| NETS システム | 動的コンテンツ登録ツール（NETS）利用手引書（利用者編） |
| ウェブアクセスログ解析システム | ウェブアクセスログ解析システム利用手引書（利用者編） |
| 動画アクセスログ解析システム | 動画アクセスログ解析システム利用手引書（利用者編） |
| 外部事業者向けリモートアクセスシステム | 外部事業者向けリモートアクセスシステム利用手引書（利用者編） |

5. 本書の利用方法

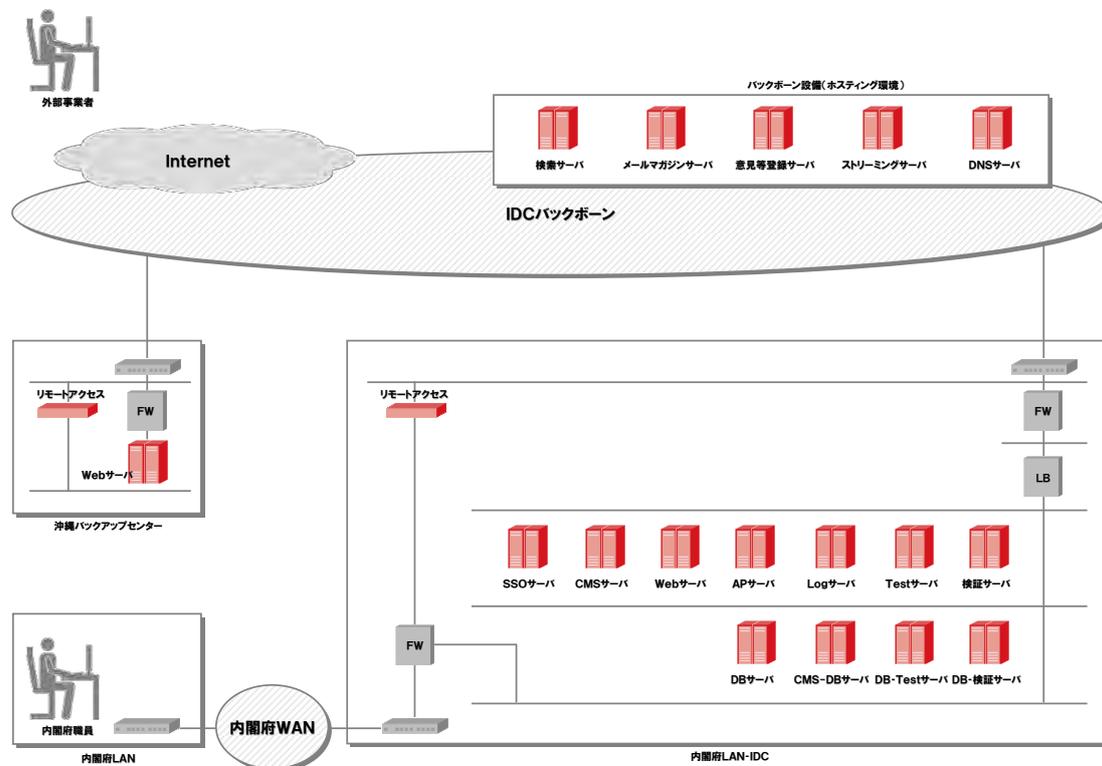
本書の構成は大きく分けて「共通事項」と「個別事項」に分かれて書かれている。部局が調達を行う際に、どのように利用すれば良いのかを下表にとりまとめている。各目的において横軸の表内に「○」が付いている項番の仕様を組み合わせることで、調達に必要な技術標準仕様書として利用できるよになっている。

| 利用シーン 本書の章番号 と項目 | ウェブサイトの運用を行う (静的コンテンツのみ) | ウェブサイトの運用を行う (静的コンテンツあり) | メールマガジンの運用を行う | 動画を公開したい | メールフォームを作りたい | サイト内検索機能を使いたい |
|---------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------|----------|--------------|---------------|
| □ | | | | | | |
| 7. 外部事業者とコンテンツマネジメントシステムの関係性に係る要件 | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 8. ドメイン名及びDNSサーバ要件 | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 9. インターネットデータセンター (IDC) 設備要件 | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 10. 共通事項 | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 11. 外部事業者要件 | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 12.1 公開ウェブシステム | ● | ● | | ● | | ● |
| 12.2 シングルサインオンシステム | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 12.3 共通メールマガジンシステム | | | ● | | | |
| 12.4 共通ストリーミングシステム | | | | ● | | |
| 12.5 共通意見等登録システム | | | | | ● | |
| 12.6 共通サイト内検索システム | ○ | ○ | | | | ● |
| 12.7 コンテンツマネジメントシステム (コンテンツ登録管理 (CS)) | ○ | | | ○ | | ○ |
| 12.8 コンテンツマネジメントシステム (コンテンツ配信管理 (DS)) | ● | ● | | ● | | ● |
| 12.9 公開ウェブシステム動的コンテンツ登録ツール (NETSシステム) | | ● | | ● | | |
| 12.10 アクセスログ解析システム | ● | ● | | | | |
| 12.11 動画アクセスログ解析システム | | | | ● | | |
| 12.12 外部事業者向けリモートアクセスシステム | ● | ● | | ● | ● | ● |

●: 必ず含める ○: 必要に応じて含める

6. 全体構成

内閣府 LAN-IDC における本システムの構成を以下に示す。



7. 外部事業者とコンテンツマネジメントシステムの関係性に係る要件

外部事業者とコンテンツマネジメントシステムの関係性に係る要件を以下に示す。公開ウェブシステムを利用する場合は、特に留意して熟読すること。

7.1 構成

内閣府 LAN-IDC ではコンテンツマネジメントシステムとして、アシスト社の NOREN5 を採用している。また、コンテンツマネジメントシステムは、以下のシステムにより構成されており、それぞれ用途に応じて使い分けることとしている。

- ① NOREN5 Content Server (以下、「コンテンツ登録管理 (CS)」という)
コンテンツの作成と作成したコンテンツの管理を行うためのシステムである。
 - ・ テンプレート機能によって、HTML や CSS といった専門知識を必要とすることなく、コンテンツの作成・修正を可能にする。
 - ・ 誰が作成・修正作業を行っても、テンプレート機能によって統一されたデザインを保持、およびアクセシビリティを確保し、ウェブサイトの分散管理を可能とすることで、属人的な運用を排除する。
 - ・ 利用する場合は、部局で個別にテンプレートを設計・構築する必要がある。

- ② NOREN5 Deploy Server（以下、「コンテンツ配信管理（DS）」という）ウェブサーバへのコンテンツ更改を管理するためのシステムである。
- ・ 配信日を指定して自動配信を行う「予約配信」、あるいは、コンテンツの削除を行う「予約削除」を可能にする。
 - ・ バージョン（リビジョン）管理によって、オペレーションミスによる即座の切り戻しができる。
 - ・ 承認フローを設け、確実に担当者の確認・承認を得ることで、コンテンツ内容の誤りやコンテンツ誤配信といったリスクを低減させる。
 - ・ 原則として内閣府 LAN-IDC 内にあるウェブサーバに対しては、NOREN5 Deploy Server を利用してコンテンツを設置する。

7.2 操作権限

「コンテンツ登録管理（CS）」及び「コンテンツ配信管理（DS）」の操作権限は、以下のとおり設定しており、「コンテンツ登録管理（CS）」を利用してコンテンツを作成する場合は、事前の申請が必要となる。

| 対象 | コンテンツ登録管理（CS） | コンテンツ配信管理（DS） |
|---------|---------------|---------------|
| 情報システム室 | あり | あり |
| 部局 | なし | あり |
| 外部事業者 | なし | あり |

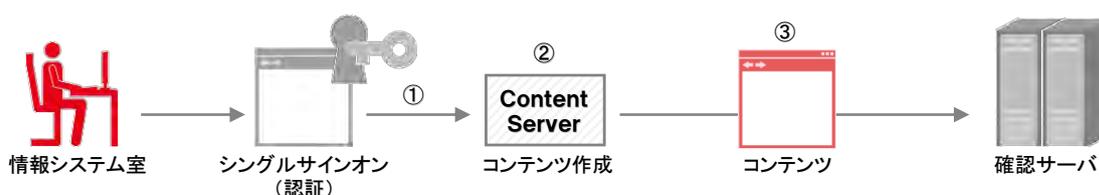
7.3 運用フロー

コンテンツマネジメントシステムを利用した標準的な運用フローを以下に示す。なお、運用にあたって個々の状況を踏まえ、個別に定義することとする。

① 情報システム室が運用を行う場合

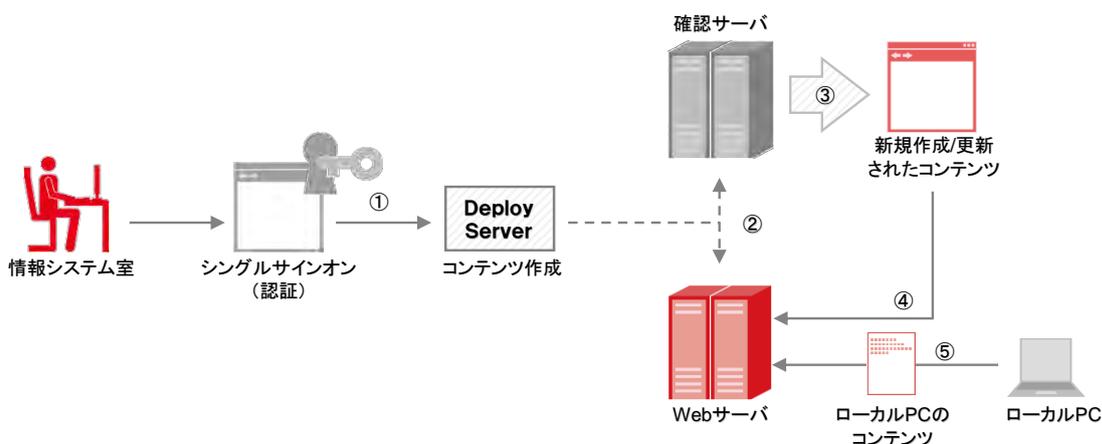
(1) コンテンツ登録管理（CS）を使用したコンテンツの作成

1. コンテンツ登録管理（CS）にログインする
2. コンテンツ登録管理（CS）でコンテンツを作成する
3. 作成されたコンテンツは確認サーバに格納される



(2) コンテンツ配信管理 (DS) を使用したコンテンツの公開

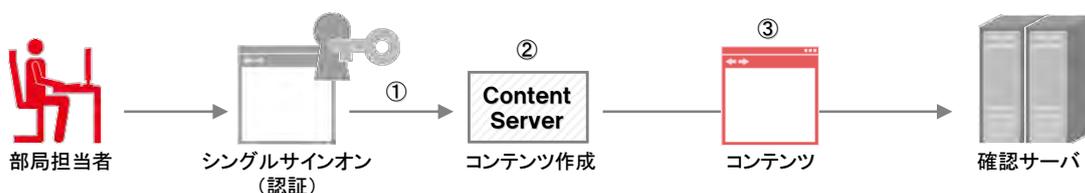
1. コンテンツ配信管理 (DS) にログインする
2. コンテンツ配信管理 (DS) で、確認サーバとウェブサーバのコンテンツを同期する
3. 確認サーバ内にある差分コンテンツがリスト表示される
4. 表示されたリストから必要なコンテンツを選択し、コンテンツ配信管理 (DS) でウェブサーバに公開する
5. PDF ファイルや Excel ファイルなど、ローカル環境に公開するファイルがある場合は、コンテンツ配信管理 (DS) でウェブサーバに公開する



② 部局が運用を行う場合 (コンテンツ登録管理 (CS) 操作権限あり)

(1) コンテンツ登録管理 (CS) を使用したコンテンツの作成

1. コンテンツ登録管理 (CS) にログインする (コンテンツ登録管理 (CS) の操作権限がない場合はログイン、その他操作はできない)
2. コンテンツ登録管理 (CS) でコンテンツを作成する
3. 作成されたコンテンツは確認サーバに格納される

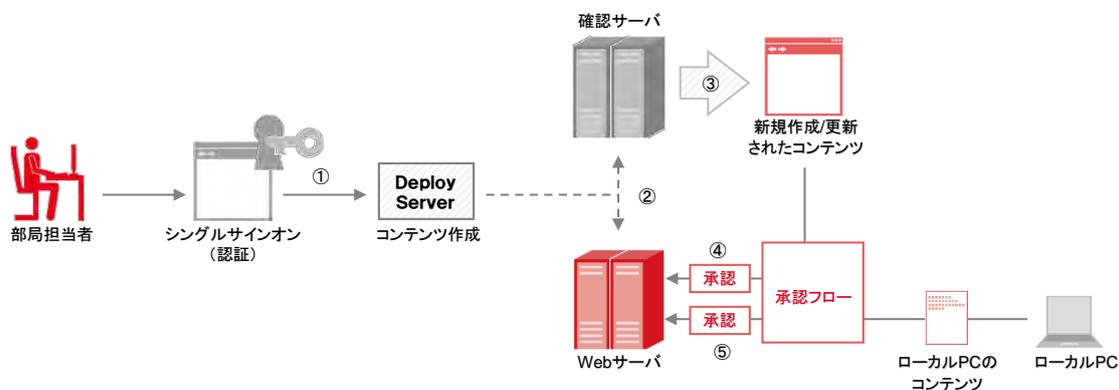


(2) コンテンツ配信管理 (DS) を使用したコンテンツの公開

1. コンテンツ配信管理 (DS) にログインする
2. コンテンツ配信管理 (DS) で、確認サーバとウェブサーバのコンテンツを同期する
3. 確認サーバ内にある差分コンテンツがリスト表示される
4. 承認フローにおいて承認が得られたら、表示されたリストから必要なコ

コンテンツを選択し、コンテンツ配信管理（DS）でウェブサーバに公開する

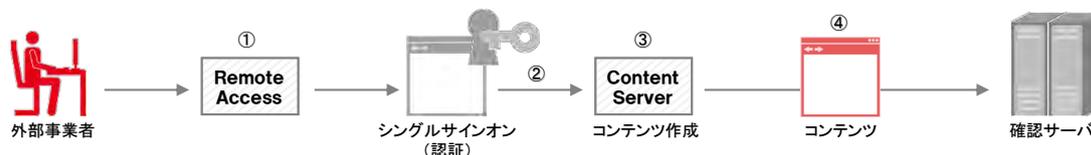
- ローカル環境に公開するファイルがある場合も、承認フローにおいて承認が得られたらコンテンツ配信管理（DS）でウェブサーバに公開する



③ 外部事業者が運用を行う場合

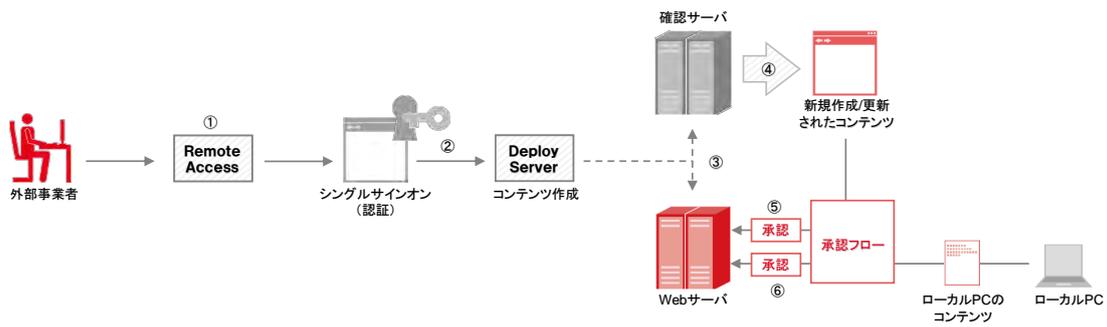
(1) コンテンツ登録管理（CS）を使用したコンテンツの作成

- 外部事業者向けリモートアクセス装置でVPN接続を確立する
- コンテンツ登録管理（CS）にログインする（コンテンツ登録管理（CS）の操作権限がない場合はログイン、その他操作はできない）
- コンテンツ登録管理（CS）でコンテンツを作成する
- 作成されたコンテンツは確認サーバに格納される



(2) コンテンツ配信管理（DS）を使用したコンテンツの公開

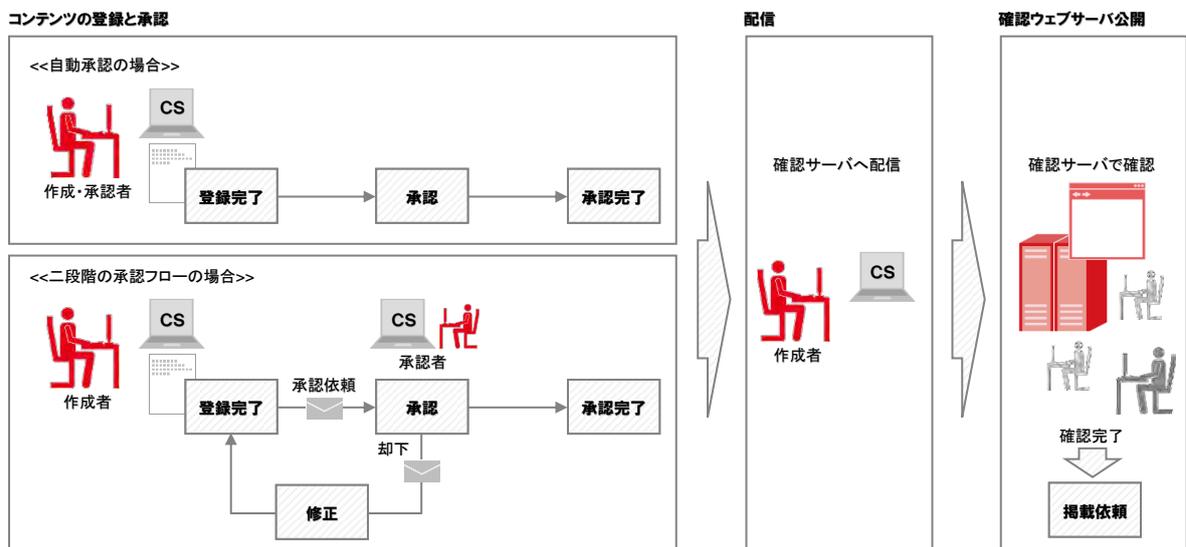
- 外部事業者向けリモートアクセス装置でVPN接続を確立する
- コンテンツ配信管理（DS）にログインする
- コンテンツ配信管理（DS）で確認サーバとウェブサーバのコンテンツを同期する
- 確認サーバ内にある差分コンテンツがリスト表示される
- 承認フローにおいて承認が得られたら、表示されたリストから必要なコンテンツを選択し、コンテンツ配信管理（DS）でウェブサーバに公開する
- ローカル環境に公開するあるファイルがある場合も、承認フローにおいて承認が得られたらコンテンツ配信管理（DS）でウェブサーバに公開する



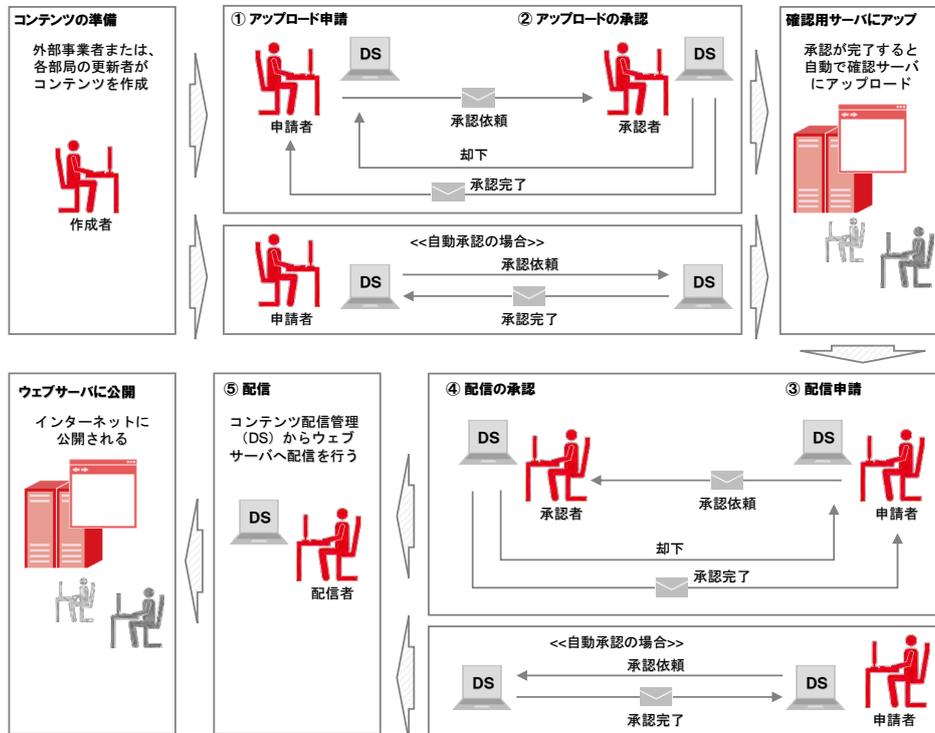
7.4 承認フロー

コンテンツマネジメントシステムを利用した標準的な承認フローを以下に示す。なお、運用にあたって個々の状況を踏まえ、個別に定義することとする。

① コンテンツ登録管理 (CS) を利用したコンテンツ登録 (作成) と配信のフロー



② コンテンツ配信管理（DS）を利用したアップロードと配信のフロー



8. ドメイン名及びDNSサーバ要件

ドメイン名及び DNS サーバ要件を以下に示す。公開ウェブシステムを利用する場合は、特に留意して熟読すること。

8.1 内閣府LAN-IDCで利用するドメイン名

- 内閣府 LAN-IDC 内にある各システムで利用するドメイン名は、例外なく全て内閣府のドメイン名である「cao. go. jp」を利用する。

8.2 新規ドメイン名取得

- 内閣府 LAN-IDC 内にある公開ウェブシステムにて、新規にウェブサイトを構築する際に、やむを得ず新規にドメイン名が必要な場合は情報システム室と協議の上、原則として共通 Web システム運用事業者が株式会社日本レジストリサービス（以下、「JPRS」とする。）に対して申請代行及び管理を行う。
- 取得できるドメイン名は「. go. jp」を付する属性・組織種別型ドメイン名に限定される。
- ドメイン名の取得に係る期間は部局経由で提出されたドメイン名取得申請書を共通 Web システム運用事業者が受領してから 2 週間以内とする。

8.3 既存ドメイン名の扱い

- ・ 内閣府 LAN-IDC 内にある公開ウェブシステムにて、外部サーバで運用されていたウェブサイトを移行する場合、原則として移行前のドメイン指定管理事業者から共通 Web システム運用事業者へ当該ドメイン名の管理権限を委譲することとしている。
- ・ 申請部局は移行前のドメイン指定管理事業者及び共通 Web システム運用事業者に対して、管理権限委譲に係る指定の手続きを行うこととしている。なお、移行前のドメイン指定管理事業者に対する申請方法は、部局の責任において確認及び対応を行うこととしている。

8.4 ドメイン名の管理

- ・ 内閣府 LAN-IDC 内にある公開ウェブシステムで利用しているドメイン名については、共通 Web システム運用事業者が JPRS に対して、その維持管理に必要な手続きをすべて代行する。
- ・ ドメイン名を管理する部局の担当者が人事異動などでドメイン名に紐付く管理者情報の変更が生じた場合は、共通 Web システム運用事業者が JPRS に対して変更内容を通知し更新する。
- ・ 取得したドメイン名を廃止する場合、共通 Web システム運用事業者が JPRS に対して廃止申請を行う。
- ・ 取得したドメイン名を部署等の合併または名称変更等で名義変更する場合、共通 Web システム運用事業者が JPRS に対して変更申請を行う。なお、名義変更の際して、所定の手続きでは変更ができない場合は、名義変更元及び名義変更先の協力のもと JPRS と協議を行う。

8.5 DNSサーバの提供

- ・ 内閣府 LAN-IDC 内にある公開ウェブシステムで利用しているドメイン名のゾーン情報は内閣府 IDC-LAN システムにある DNS サーバにて提供する。
- ・ DNS サーバへのレコード追加、変更、削除は、共通 Web システム運用事業者のみが行うこととし、変更等が必要な場合は共通 Web システム運用事業者と作業内容を調整した上で作業を行うこととしている。
- ・ 変更できるレコードは、NS レコード、A レコード、AAAA レコード、MX レコード、CNAME レコード、TXT レコード、PTR レコードとする。
- ・ TTL は基本を 8 時間とし、原則として変更はできないものとする。なお、切り替えや移行などで、TTL の短縮が必要な場合は、共通 Web システム運用事業者と協議の上で変更を行うこととする。
- ・ 各レコードにワイルドカードは使用できない。
- ・ DNS サーバは外部からのゾーン転送を禁止しているため、登録されているレコード情報が必要な場合は、共通 Web システム運用事業者へ依頼のもとで提供を行う。

9. インターネットデータセンター(IDC)設備等要件

IDC 設備等の要件を以下に示す。

9.1 立地要件

- ・ 内閣府本府庁舎（東京都千代田区永田町 1-6-1）より半径 30Km以内に所在している。
- ・ 地震、火災、浸水等の災害に配慮した立地条件下にある。
- ・ IDC へのアクセスは複数の公共交通手段を選択することができる。
- ・ 地震による被害の恐れが少ない地域に所在し、文献で指摘された活断層直近からも離れている。また、文献に記載される過去に液状化被害を受けた地域ではない。
- ・ 国土交通省が公開している「洪水危険はんらん地域図」で指定された場所に所在していない。
- ・ 半径 100m 以内に消防法における指定数量以上の危険物製造施設や高圧ガス製造施設が無い。
- ・ 障害発生の際に、ソフトウェア/ハードウェア保守を請け負う者が 90 分以内でアクセス可能である。

9.2 設備要件

- ・ 建物構造が震度「6 強」に耐えうる耐震構造を備えている。
- ・ 建築基準法及び消防法に適合した火災報知（防災）システムが設置されている。
- ・ 避難経路を複数確保する観点で、建物への出入口を 2 箇所以上設けている。また、ラック、機器等の搬出入の為のエレベータが設置されている。
- ・ 消火時水害に配慮したガス系消火設備が設置されている。
- ・ ラック単位の施錠が可能である。
- ・ 通信回線については、特定の通信事業者に依存しない経路の異なった 2 系統以上の回線の引き込みが出来る。
- ・ UPS（無停電電源装置）、CVCF（定電圧定周波装置）等の電源装置による給電が二重化されている。
- ・ 2 系統以上の給電経路/方式にて電源の引き込みを図り、施設内は二重化等の冗長性を確保している。
- ・ 法定点検、工事時も無停電給電可能である。
- ・ UPS 等により瞬時停電時も給電可能である。
- ・ 自家発電装置により UPS 及び空調機器等のシステムが稼動する為に必要な各種設備へ 24 時間以上連続した給電が可能である。

9.3 IDC施設のセキュリティ要件

- ・ 24 時間 365 日入館可能である。

- ・ 事前に登録した内閣府及び内閣府により指定された者が、入館申請を行う事により、予約なしにサーバ室内での作業等が行える。
- ・ 入館申請はメールまたはウェブ上で行える。
- ・ 施設内サーバ室への入退室は、ID カード、バイオメトリクス等の本人確認装置により管理されている。
- ・ 入退室は許可された者のみに制限し、入退室者の映像を記録している。
- ・ 24 時間 365 日監視カメラ等によりサーバ室内での不審行動者を有人監視している。

9.4 サーバ室要件

- ・ 床構造は耐震二重床構造（フリーアクセス床）である。
- ・ 火災報知システム・ガス消火設備を有し、建築基準法及び消防法に準拠した点検を実施している。
- ・ 作業に必要な照明・非常灯を建築基準法及び消防法に準拠して整備している。
- ・ システムの増強及び機器の増設に対してサーバラックの増設が可能である。
- ・ 空調システムは 24 時間 365 日連続して稼動可能である。空調機及び配水管周りに漏水検知システムを設置している。
- ・ 空調は冗長化を施し、温度及び湿度センサー等により 24 時間常時監視制御を行っている。サーバ室内を 24℃以下、湿度 50%±10%または、サーバ等機器の稼動温湿度条件以内に保っている。

9.5 IDC施設運用要件

- ・ 24 時間 365 日の管理体制である。
- ・ 設備障害及び災害時には、あらかじめ指定した連絡先へ連絡を行うこととしている。
- ・ 建物の運用、定期点検を適切に行っている。
- ・ 環境マネジメント（ISO14001）制度の認証を受けている事業者により管理・運用されている。
- ・ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））を取得している事業者により管理・運用されている。

10. 共通事項

内閣府 LAN-IDC における共通事項を以下に示す。なお、各システムにおける個別事項については、各システムの該当箇所にて別記するものとする。

10.1 システム構成要件

内閣府 LAN-IDC 運用環境のシステム構成要件を以下に示す。

- ・ 全てのハードウェア等に関連するファームウェアについては、セキュリティ対策用の更新情報が公開されしだい当該更新ファームウェアを入手することとしている。

る。なお、セキュリティ対策用ファームウェアの適用に際しては、事前に内閣府 LAN-IDC 運用環境への影響検討、検証作業等を実施し、それらの結果に基づく情報システム室等との協議により対応方針を決定することとしている。

- ・ 全ての導入ソフトウェア等については、原則として製品そのものの改造（製品以外のフリーソフトウェア等においては、公開元等から提供された状態からの改造。）を行っていない。なお、上記の改造は、公開された API (Application Program Interface) を利用した各種機能の開発等を除外する。
- ・ 全ての導入ソフトウェア等については、将来の機能拡張において必要となる全ての資料（製品仕様等）及び、製品そのものを、機能拡張時点で内閣府が入手可能なものに限定している。

10.2 ハードウェア構成要件

内閣府 LAN-IDC 運用環境のハードウェア構成要件を以下に示す。

- ・ 全てのサーバのハードディスクは原則として、その構成により RAID1 もしくは RAID1+0 で構成されている。
- ・ 全てのサーバは各システムを利用するために必要な性能要件を満たす処理能力を有している。

10.3 ソフトウェア構成要件

内閣府 LAN-IDC 運用環境のソフトウェア構成要件を以下に示す。

- ・ サーバに導入するソフトウェアについては、特段の理由がない場合は最新のバージョンとしている。
- ・ サーバに導入するソフトウェアについては、可能名限り業界標準のフォーマット、標準化団体等において規格化されたフォーマット等のオープンなデータ形式を取り扱うことができるもの又は、オープンなデータ形式の入出力が可能なものとしている。
- ・ サーバに導入するソフトウェアは、可能な限りソフトウェア製造元等によるサポート（問い合わせ、各種ソフトウェア修正の提供等）が受けられる製品版等としている。
- ・ 各種機能要件においてセキュリティ確保のために SSL 通信方式が必要な場合は、SSL サーバ証明書を導入している。
- ・ サーバ OS は POSIX 規格に準拠し、LSB 標準に対応している。
- ・ OS は可能な限り最新のバージョンのものを導入している。

10.4 ネットワーク構成要件

内閣府 LAN-IDC 運用環境のネットワーク構成要件を以下に示す。

- ・ ネットワークを構成する全ての機器及びインターネット回線は冗長化構成とし、障害等により一方が停止しても連続的に運用することができる。

10.5 データ要件

内閣府 LAN-IDC で取り扱う代表的なデータのファイル形式を以下に示す。

| データ種別 | ファイル形式 |
|-------------|--------------------|
| テキストベースデータ | html、css、csv、rdf 等 |
| 画像データ | jpg、gif、png |
| ストリーミングファイル | flv、swf |
| アプリケーションデータ | pdf、xls、PHP、Perl 等 |

10.6 性能要件

内閣府 LAN-IDC 運用環境の性能要件を以下に示す。

- ・ 各業務における処理のピーク時においてもレスポンスやスループットの極端な低下を招かないように十分な処理性能を確保した設計を行っている。
- ・ システムの処理内容や処理量に応じた適切な処理性能を確保するために、負荷分散等の対策をおこなっている。

10.7 信頼性要件

内閣府 LAN-IDC 運用環境の信頼性要件を以下に示す。

- ・ 保持するデータについては、RAID を用いて冗長化を行っている。更にディザスタリカバリによるオンラインでのバックアップにより完全性を確保している。
- ・ サーバやデータへのアクセスについては、アクセス権限を適切に設定し、通信データの暗号化を行う必要がある場合は暗号化を行っている。
- ・ 各システムが利用するインターネット接続回線は、システム信頼性を高めるために冗長化され、1 系統の回線が停止した場合でも、サービスを継続することができる。

10.8 拡張性要件

内閣府 LAN-IDC 運用環境の拡張性要件を以下に示す。

- ・ 各システムは将来の機能強化による改修やデータの増大等も考慮した拡張性を有した構成となっている。
- ・ 組織の変化や制度の改革へ柔軟に対応できる構造と機能を有している。
- ・ 性能面で支障が生じる機能を除いて、ネットワークを介して共有されるディスク容量を増加することで記憶領域の拡張を行っている。
- ・ 採用しているソフトウェアについては、機能拡張等が容易に反映できるよう十分考慮して設計を行っている。

10.9 上位互換性要件

内閣府 LAN-IDC 運用環境の上位互換性要件を以下に示す。

- ・ 各サーバにインストールされているソフトウェア等は、次期バージョンにおいて互換性を保持されると想定されるものを実装している。

10.10 情報セキュリティ要件

セキュリティ対策については、「政府機関の情報セキュリティのための統一基準（第4版）（2009年2月3日情報セキュリティ政策会議）」、「内閣府本府情報セキュリティポリシー」に従うものとし、以下の個別要件について準ずるものとする。

(1) アクセス管理権限等要件

- ・ ユーザアカウントはシステムにおける作業者の役割毎（各種システム操作を含む。）に作成し、作業に必要な権限のみの付与等、目的に応じた適切なアクセス制限、権限管理及び設定を行っている。
- ・ システム操作（移行等の作業におけるシステム操作を含む。）に際してはアカウント、パスワードによる認証を行い、認証通信は暗号化を施している。また、目的に応じた適切なアクセス制限及び権限管理を行っている。

(2) 証跡管理要件

- ・ 外部からの不正アクセス、不正侵入、ユーザの誤操作または不正操作等による情報セキュリティ上の脅威に対応する為、内閣府 LAN-IDC 運用環境において必要となる証跡を取得している。
- ・ 取得した証跡を用いて、定期的に点検及び分析を行い、その結果に応じて必要な対策を行っている。また、取得した証跡において、情報セキュリティ上の脅威となる兆候を発見した場合についても同様の対策を実施している。
- ・ 取得した証跡については保存期間を設け保存期間を過ぎた証跡を確実に消去する等、適切な管理を行っている。

(3) セキュリティホール対策要件

- ・ 全てのハードウェア、ソフトウェア等に関連するセキュリティホール情報は公開され次第入手することとしている。
- ・ セキュリティホール対策の実施に際しては、事前に内閣府 LAN-IDC 運用環境への影響検討、検証作業等を実施し、それらの結果に基づく内閣府、内閣府 LAN 事業者等との協議により対応方針を決定することとしている。

(4) 不正プログラム対策要件

- ・ 全てのサーバ及び端末について、利用する OS 毎に適合したアンチウイルスソフトウェアを導入している。

- ・ アンチウイルスソフトウェアにおけるウイルス定義ファイル更新は、インターネット経由で当該ファイル更新情報を取得し、自動的に実行、更新を行っている。
- ・ アンチウイルスソフトウェア等に係るソフトウェア本体及びウイルス定義ファイル等について、常に最新の状態に維持されている。
- ・ 全てのサーバ及び端末において、アンチウイルスソフトウェアを利用した定期的なウイルスチェックを自動的に行っている。なお、アンチウイルスソフトウェアが存在しない場合、またはアンチウイルスソフトウェアがインストール不可能な場合は内閣府との協議により対応方針を決定している。

(5) 分散サービス不能攻撃対策要件

- ・ インターネット接続回線を含む本システムを攻撃目標とした分散サービス不能攻撃に対し、防御する為の対策を実施している。
- ・ 分散サービス不能攻撃を受けている最中でも、国民からのアクセスに遅延や接続不能等の影響を与えないような対策を実施している。
- ・ SYN Cookie による接続認証等の方法により、SYN Flood 等の攻撃を意図した通信を遮断している。
- ・ Connection Flood 攻撃等に対し、当該攻撃対策機能が Proxy となって正当な通信のみを接続させる方法等による対策を行っている。マルウェアまたはウェブブラウザからの通信を判断し、ウェブブラウザからの通信のみを通過させている。
- ・ 流入するトラフィック量の取得、分析に基づく攻撃兆候検知機能等により、UDP Flood 等の攻撃を意図した通信を遮断している。

(6) 踏み台対策要件

- ・ 利用者への提供及び運用に用いるものを除く、不要なサービスを停止している。
- ・ システムを構成するソフトウェアのバージョンをインターネット側から取得されないように設定を行っている。
- ・ 不正プログラムチェックを行っている。

(7) 改竄対策要件

- ・ 内閣府 LAN-IDC 上で公開しているウェブサイトに対して四半期に 1 回、脆弱性診断ツール等を使用してウェブサイト脆弱性検査を実施している。
- ・ 検査結果により脆弱性の指摘、修正方法を提示し、ウェブサイトごとにレポートを作成して内閣府に報告を行っている。
- ・ 発見された脆弱性の修正に時間を要する場合は、ファイアウォールまたはウェブアプリケーションファイアウォールで実施可能な回避策を検討し、実施

している。

- ・ 内閣府 LAN-IDC 上で公開しているウェブサイトに対して全てのトップページコンテンツに対して第三者による改竄行為を検知する仕組みを導入している。

(8) メールセキュリティ対策要件

- ・ 受信メールに対して迷惑メール判定を行っている。なお、迷惑メール判定は、インターネット上で第三者が管理する迷惑メール送信者や IP アドレスのリスト（ブラックリスト）と照合する方式ではなく、メールのヘッダ、本文の形態等の情報を複数の手法を用いて総合的に判定する方式を用いている。
- ・ 日本語及び英語を含む外国語の迷惑メールに両方対応出来るよう、日本国内及び国外の事業者により提供された判定方式（データベース）を利用している。
- ・ メールに添付されるファイルの拡張子を判別して、受信拒否または隔離措置を取っている。
- ・ SPF、DKIM に対応し、受信時に電子メールが正当な送信元から送信されている事を証明する為の認証処理を行っている。
- ・ 送信及び受信するメールについて、中継前に全てのメールに対してウイルスチェックを実施し、メールに含まれるウイルスを検知・駆除している。

(9) その他情報セキュリティ対策要件

- ・ システムの遠隔操作等を行う際には、通信内容を暗号化した手段を用いている。
- ・ 各種作業は、内閣府及び、内閣府 LAN-IDC 並びに、内閣府 LAN-IDC に係る事業者の事業所内で行っている。但し、上記作業場所以外で作業を行なう場合には、事前に情報システム室と協議の上、書面による承認を得ることとしている。
- ・ 各作業場所においては、本システムの関連情報の漏洩、情報消失、情報改ざん等の事故防止措置を講じ、その方法等を事前に情報システム室と協議の上、書面による承認を得ることとしている。
- ・ 内閣府より貸与された情報については、その取り扱いに十分な注意を払い、該当作業が終了後又は、定められた期間終了までに返却することとしている。
- ・ 内閣府及び、各事業者間並びに、事業者内等において本システム関連情報の電子的送受信等を行なう場合には、十分な注意を払い、情報漏洩等の事故の防止に努めることとしている。

10.11 保守要件

(1) 基本要件

- ・ 内閣府 LAN-IDC 運用環境において障害等の不具合が発生した場合の受付、原

因の一時切り分け及び対応等は 24 時間 365 日行っている。

- ・ 冗長化されているハードウェア・ソフトウェアの 1 系統において不具合が発生した場合は、不具合の発生していない系統に正常な切替が行われ、業務が継続されているかの確認を行っている。
- ・ 冗長化されている 2 台において不具合が発生した場合、冗長化されていない各種確認用・検証用環境で不具合が発生した場合及び、不具合がハードウェア・ソフトウェア等の冗長化に係る部分の原因で発生した場合等、不具合により関係業務が停止した場合については、業務への影響範囲、復旧方法、復旧見込時間等を検討の上、速やかに情報システム室への連絡を行い協議、対応等を実施している。

(2) ソフトウェア保守要件

- ・ 導入するサーバ搭載のソフトウェア及び、ネットワーク機器搭載のソフトウェア等を全て保守対象としている。
- ・ 全てのソフトウェア等を対象とし、セキュリティ対策のための修正等が発行された場合は速やかに適用を行うこととしている。
- ・ 全てのソフトウェアについて、業務に支障を与える障害等の事象が発生した場合には、迅速に復旧作業を実施することとしている。
- ・ 対象とするソフトウェアに係る製品の保守対応時間については、ソフトウェアベンダのサポート時間に依存するソフトウェアは除き 24 時間 365 日行っている。
- ・ 運用に係るセキュリティポリシーに変更があった場合、セキュリティポリシーに従った設定変更を実施している。

(3) ハードウェア保守要件

- ・ 導入するサーバ及び、ネットワーク機器等の全てのハードウェアを保守対象としている。
- ・ 全てのハードウェア等を対象とし、セキュリティ対策のためのファームウェア更新等が発行された場合には、事前に内閣府 LAN-IDC 運用環境への影響検討、検証作業等を実施し、それらの結果に基づく情報システム室等との協議により対応方針を決定した上で、速やかな対応を行うこととしている。
- ・ 全てのハードウェアについて、業務に支障を与える障害等の事象が発生した場合には、迅速に復旧作業を実施することとしている。
- ・ 導入する全てのハードウェアに係る製品の保守対応時間については、24 時間 365 日としている。
- ・ 全てのハードウェアについては、年 1 回以上、製品毎に定められた予防保守作業を実施している。

10.12 運用要件

- (1) ネットワーク運用要件
 - ・ ネットワークは 24 時間 365 日稼働としている。

- (2) サーバ運用要件
 - ・ サーバ等は 24 時間 365 日稼働としている。ただし、セキュリティパッチ適当等の保守作業時間は除くものとする。
 - ・ 週に 1 回以上、定期的にウイルスチェックを実施している。また、ウイルス対策等のパターンは速やかに行っている。
 - ・ 情報システム室又は情報システム室が指定する者からの依頼により、サーバ設定、各種アプリケーション等の設定変更を適宜行っている。

- (3) インターネット接続ネットワーク監視要件
 - ・ 情報セキュリティ上の問題となる以下の事象における監視を 24 時間 365 日体制で行っている。
 - ① インターネット回線の利用状況
 - ② ファイアウォールの状況
 - ③ 侵入検知防御装置の状況
 - ④ DDoS 対策状況
 - ⑤ サーバ及びネットワークの死活監視状況

- (4) IDC ネットワーク監視要件
 - ・ サーバネットワークを構成する各システムに対して、24 時間 365 日体制で以下の事象における監視を行っている。
 - ① システム稼働監視
 - ② Ping 監視

- (5) IDC サーバシステム監視要件
 - ・ サーバシステムに対して、24 時間 365 日体制で以下の事象における監視を行っている。
 - ① Ping 監視
 - ② プロセス監視
 - ③ ログファイル監視
 - ④ ポート監視
 - ⑤ サービス監視
 - ⑥ ファイルシステム監視（ディスク容量監視）
 - ⑦ スワップスペース監視（SWAP 領域監視）
 - ⑧ パフォーマンス監視

- ⑨ CPU ボトルネック監視 (CPU 負荷率)
 - ⑩ メモリボトルネック監視 (メモリ使用率)
 - ⑪ ディスク I/O ボトルネック監視
 - ・ 監視項目のうち、⑥から⑪については、一定の条件もしくは閾値を超えた場合にアラートを上げる仕組みとなっている。
- (6) アプリケーションシステム監視要件
- ・ サーバシステム監視要件に示す監視機能を活用して、各機能の提供を維持するための必要な監視を実施している。
- (7) 外部持ち込みシステム監視要件
- ・ インターネット側から以下の監視を行っている。なお、アクセス不可などの問題を検知した際には、個別システムの担当者へ連絡を行っている。
 - ① サーバの死活監視
 - ② サーバのポート状態確認
 - ③ サーバにて提供しているサービス確認
- (8) 障害対応要件
- ・ 回線、ハードウェア及びソフトウェア等に障害があった場合は、障害箇所の特定、原因調査、復旧作業対応について、直ちに情報システム室又は情報システム室が指定する者に対して一次報告を行っている。
 - ・ 障害の復旧までの間に状況が変化した場合や作業が必要な場合等には、情報システム室又は情報システム室が指定する者に対して速やかに報告を行っている。
 - ・ 情報システム室又は情報システム室が指定する者からの依頼により、機器等の再起動を行っている。
 - ・ システムダウンを含む機器等の障害、異常等を検知した場合は、迅速に情報システム室又は情報システム室が指定する者に連絡し、復旧を行う事としている。
 - ・ システムダウンを含む機器等の障害、異常等が発生した際の対応手順については、障害対応手順書を作成している。なお、当該手順書は通常時の運用担当者以外の作業員でも対応可能なように作成している。
 - ・ 障害の内容、原因及び対応実績等を取りまとめ、障害報告書として内閣府に提示している。また、障害に関する履歴を障害対応管理表として管理している。

11.外部事業者要件

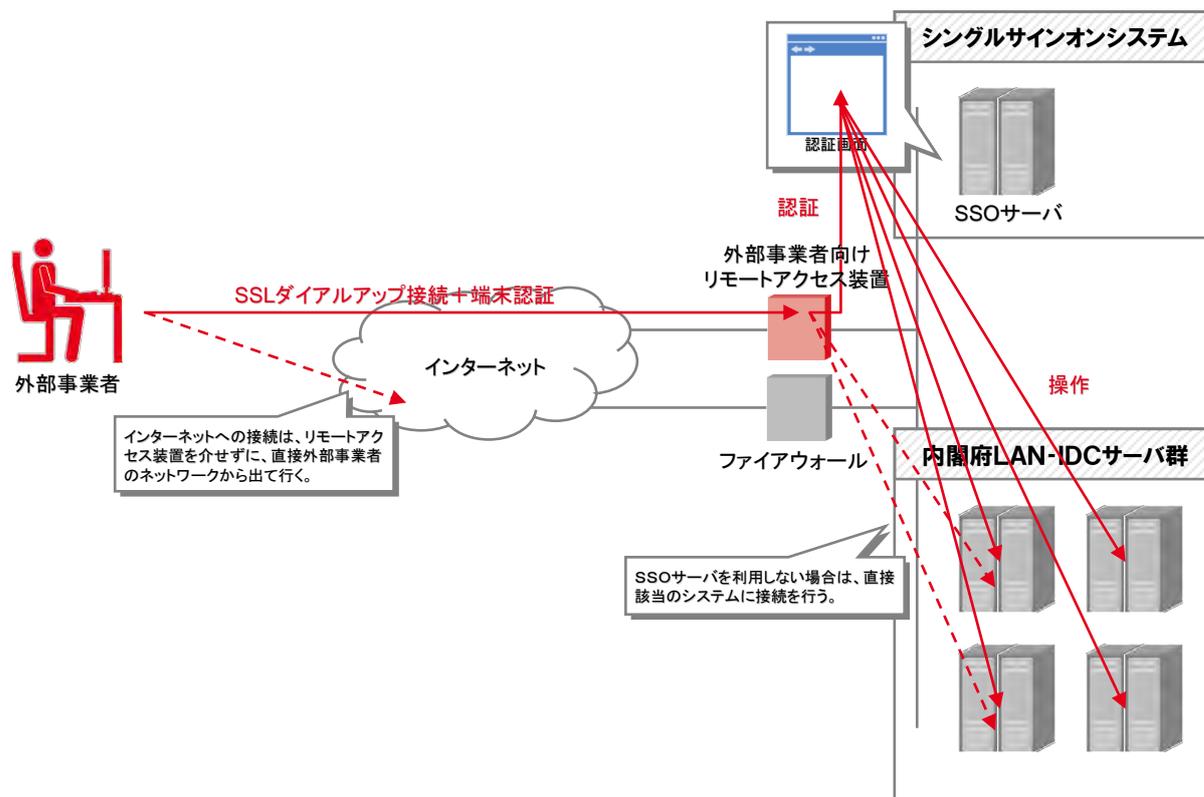
内閣府 LAN-IDC における各システムを外部事業者が利用するための要件を以下に示す。

11.1 利用申請

本システムの利用にあたっては、機能ごとに定められた規約に従って必要な申請を行い、情報システム室と調整する。

11.2 内閣府LAN-IDCへの接続方法

- ・ 内閣府 LAN-IDC にあるリモートアクセス装置との間で認証及び VPN 接続を行うことで、各システムを利用することができる。
- ・ リモートアクセス可能な端末は利用申請時に届出のあった端末に付与された mac アドレスを用いて認証を行う。
- ・ リモートアクセス可能なネットワークは利用申請時に届出のあったネットワークに限定し、それ以外からのネットワークからの接続は受け付けない。
- ・ VPN 接続方式は SSL-VPN を利用したリモートアクセス環境を提供する。なお、接続にあたっては別途配布するクライアントソフトウェアをインストールする必要がある。
- ・ 外部事業者が付与した接続アカウントごとに通信ルールを設定し、通信の制御を行う。
- ・ VPN 接続確立後は、シングルサインオンシステムを介して、利用するシステムへ接続を行う。なお、シングルサインオンシステムを利用しない場合は、利用するシステムへ直接接続を行う。
- ・ なお、詳細は「12.12 外部事業者向けリモートアクセスシステム」を参照する。



11.3 利用条件

- 本システムへのリモートアクセス接続を行うにあたって、外部事業者に求められる利用条件を以下に示す。

| 対応 OS | SSL ダイヤルアップ接続 |
|--|---------------|
| Windows XP Home Edition / Professional | ○ |
| Windows Vista | ○ |
| Windows 7 (32bit / 64bit) | ○ |
| Mac OS X (10.3 以降) | × |

- mac アドレス認証を行うために、外部事業者が利用するブラウザには ActiveX が許可された Internet Explorer が必要である。

11.4 外部事業者ネットワーク要件

外部事業者が利用するネットワーク要件を以下に示す。

- 本業務で利用するインターネット接続回線は、接続元の IP アドレスが固定で割り当てられている必要がある。
- 必要に応じて内閣府より通信ログの提供を要求することがある。

11.5 外部事業者端末要件

外部事業者が利用する端末要件を以下に示す。

- ・ 「11.3 利用条件」に合致する OS を搭載している必要がある。
- ・ 外部事業者が利用する端末は原則として 1 台とするが、複数台の利用が必要な場合、事前に内閣府と協議の上、承認することとしている。
- ・ 外部事業者が利用する端末には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新の状態を維持することとしている。また、定期的なウイルスチェックを行うこととしている。
- ・ 作業を実施するにあたって利用するハードウェア及びソフトウェア等に関連するセキュリティホール情報は公開され次第入手する必要がある。なお、セキュリティホール対策についての実施に際しては、作業環境への影響検討、検証作業等を実施し、それらの結果に基づく内閣府との協議により対応方針を決定することとしている。

11.6 外部事業者コンテンツ設置・更新要件

本システムを利用する上でコンテンツ設置・更新を行う場合、システムごとに以下の方法にて作業を行うこととしている。

| システム名 | コンテンツ設置・更新方法 |
|-----------------|------------------------------|
| ウェブサーバ | コンテンツマネジメントシステム |
| ウェブ・アプリケーションサーバ | コンテンツマネジメントシステム |
| データベースサーバ | 専用管理インタフェース |
| 検証サーバ | NETS システム |
| 確認サーバ | コンテンツマネジメントシステム |
| 共通ストリーミングシステム | コンテンツマネジメントシステム NETS システム |
| 共通メールマガジンシステム | 専用管理インタフェース |
| 共通意見等登録システム | 専用管理インタフェース |

11.7 検証環境要件

- ・ 外部事業者向けにウェブサイトの公開環境と同等の検証環境及びテスト環境を提供している。静的・動的コンテンツファイルの設置及びデータベースの動作テストを行うことができる。
- ・ 使用する静的・動的コンテンツの容量やデータベースの容量は内閣府、各部署、開発事業者、内閣府 LAN-IDC 運用事業者と協議の上で決定する。
- ・ 利用期間は開発/移行作業開始から、本番環境移行の完了後から 1 ヶ月程度を想定

している。利用期間を過ぎた環境については、原則、共通 Web システム運用事業者にてそのデータを削除する。

11.8 外部事業者サポート要件

外部事業者が本システムを利用する上で、内閣府 LAN-IDC 運用事業者が外部事業者に対して行うサポート要件を以下に示す。

- ・ 外部事業者向けに利用するシステムの利用マニュアル等を含めた教育を実施することとしている。
- ・ 本システムを利用する上で外部事業者からの質問、操作方法の問い合わせ及び技術的な支援を行うこととしている。
- ・ トラブル等発生した場合の一次受付窓口を提供することとしている。受付は原則として、平日 9:00-18:15 までとしている。
- ・ 本システムを利用する上で、テスト等の対応が必要な場合は支援を行うこととしている。

11.9 留意事項及び制約事項

- ・ 外部事業者の操作等に起因する障害が発生した際に、24 時間受付可能な窓口または、連絡策を確保することとしている。
- ・ 本システムにおいて外部事業者が作業やメンテナンス作業の過程でコンテンツデータやデータベース等を誤って削除した場合のリカバリなどは共通 Web システム運用事業者側では原則実施しないこととしている。

11.10 その他要件

- ・ 作業は、内閣府及び外部事業者の事業所内で行うこととしている。なお、上記以外で作業を行う場合は、事前に内閣府協議の上、書面による承認を受けることとしている。
- ・ 各作業場所においては、本システムの関連情報の漏洩、情報消失、情報改ざん等の事故防止措置を講じ、その方法等を事前に業務依頼元の部局と協議の上、書面による承認を得ることとしている。
- ・ 内閣府より貸与された情報については、その取り扱いに十分な注意を払い、該当作業が終了後又は、定められた期間終了までに返却することとしている。
- ・ 内閣府及び事業者内等において本システム関連情報の電子的送受信等を行なう場合には、十分な注意を払い、情報漏洩等の事故の防止に努めることとしている。

12.個別システム要件

内閣府 LAN-IDC における各システムの個別要件を以下に示す。

12.1 公開ウェブシステム

(1) システム概要

国民に広く情報をインターネット上のコンテンツとして公開するためのシステムであり、静的コンテンツ、動的コンテンツ、データベースなどを実装可能であり、利用環境には用途に応じて本番環境、確認環境、検証環境が存在している。

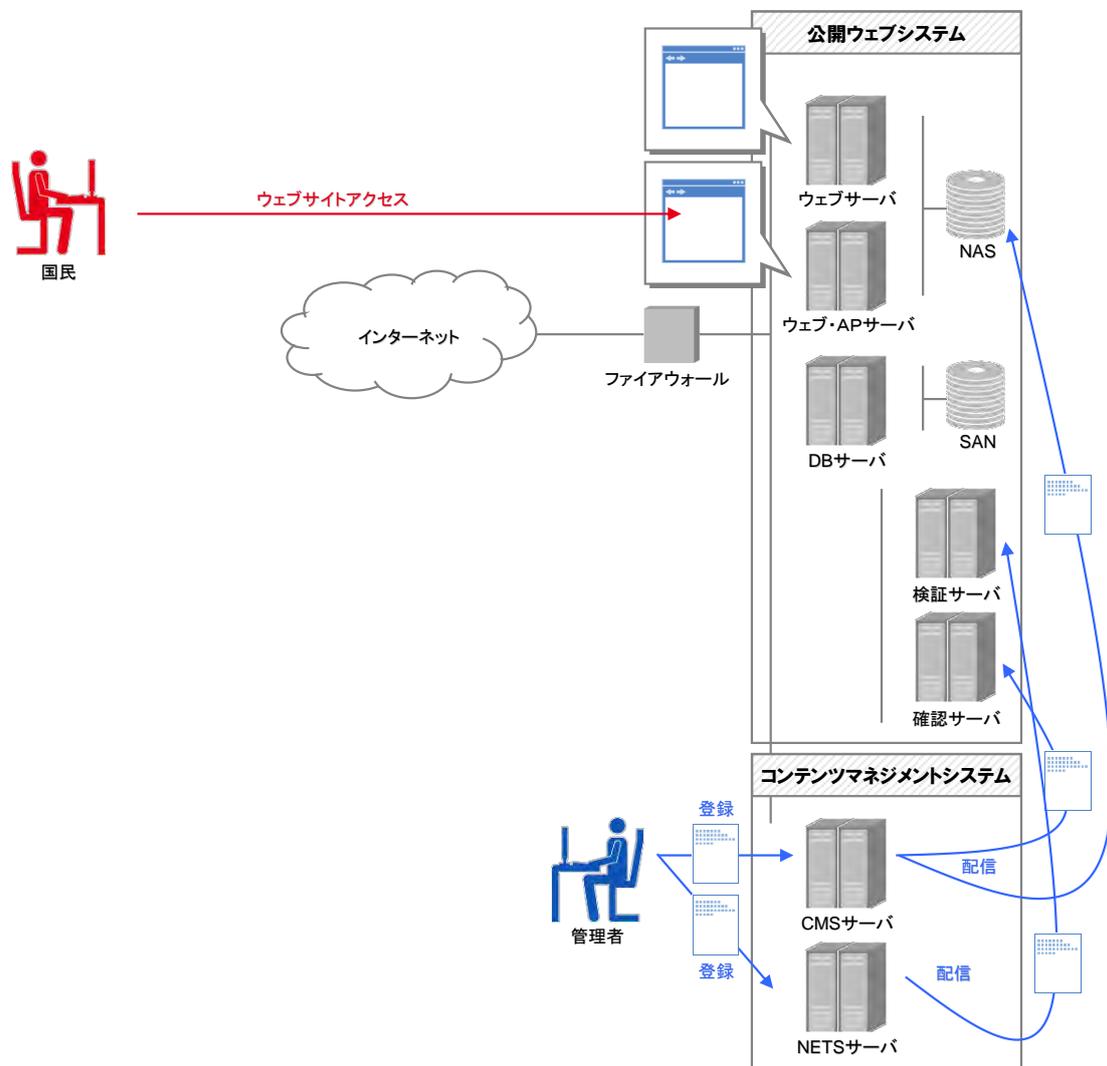


図 公開ウェブシステム

(2) システム構成

公開ウェブシステムを構成する各サーバ機器仕様及び用途について、以下に示す。

① ウェブサーバ

静的なコンテンツを設置するためのウェブサーバであり、動的コンテンツやデータベースを設置・実装することはできない。なお、ウェブ・APサーバとは異なるセグメントに設置されている。

| | | | |
|---|----|-----|------------------------------------|
| C | P | U | Intel Xeon QuadCore |
| メ | モ | リ | 6GB |
| H | D | D | 146GB×2 |
| O | | S | RedHat Enterprise Linux 5.5 x86_64 |
| ミ | ドル | ウェア | Apache |
| 台 | | 数 | 3 |
| 冗 | 長 | 方式 | 負荷分散装置による Active-Active 構成 |

② ウェブ・アプリケーションサーバ

静的コンテンツ、動的コンテンツ及びデータベースを設置・実装することができる。なお、ウェブサーバとは異なるセグメントに設置されている。

| | | | |
|---|----|-----|------------------------------------|
| C | P | U | Intel Xeon QuadCore |
| メ | モ | リ | 6GB |
| H | D | D | 146GB×2 |
| O | | S | RedHat Enterprise Linux 5.5 x86_64 |
| ミ | ドル | ウェア | Apache、PHP、Perl、Postfix |
| 台 | | 数 | 3 |
| 冗 | 長 | 方式 | 負荷分散装置による Active-Active 構成 |

③ データベースサーバ

ウェブ・アプリケーションサーバと連携することでデータベース機能を利用することができる。

| | | | |
|---|----|-----|------------------------------------|
| C | P | U | Intel Xeon QuadCore |
| メ | モ | リ | 18GB |
| H | D | D | 300GB×2 |
| O | | S | RedHat Enterprise Linux 5.5 x86_64 |
| ミ | ドル | ウェア | Oracle |
| 台 | | 数 | 2 |
| 冗 | 長 | 方式 | 多重化構成による Active-Standby 構成 |

④ 共用ディスク (NAS)

ウェブサーバ及びウェブ・アプリケーションサーバのデータを格納している。

| | |
|-----------|-------|
| 容 量 | 500GB |
| プ ロ ト コ ル | NFS |

⑤ 共用ディスク (SAN)

データベースサーバのデータを格納している。

| | |
|-----|-------|
| 容 量 | 100GB |
|-----|-------|

⑥ 検証用サーバ (Web)

ウェブサーバ、ウェブ・アプリケーションサーバに準じた構成を持ち、ウェブサイトの移行時や新規で構築したアプリケーション、セキュリティパッチ適用など事前に検証を行う必要がある場合に利用する。

| | | | |
|---|---|---|------------------------------------|
| C | P | U | Intel Xeon QuadCore |
| メ | モ | リ | 6GB |
| H | D | D | 300GB×2 |
| O | | S | RedHat Enterprise Linux 5.5 x86_64 |
| ミ | ド | ル | ウ |
| エ | ア | | Apache、PHP、Perl、Postfix |
| 台 | | 数 | 1 |
| 冗 | 長 | 方 | 式 |
| | | | なし |

⑦ 検証用サーバ (DB)

データベースサーバに準じた構成を持ち、ウェブサイトの移行時や新規で構築したアプリケーション、セキュリティパッチ適用など事前に検証を行う必要がある場合に利用する。

| | | | |
|---|---|---|------------------------------------|
| C | P | U | Intel Xeon QuadCore |
| メ | モ | リ | 6GB |
| H | D | D | 300GB×2 |
| O | | S | RedHat Enterprise Linux 5.5 x86_64 |
| ミ | ド | ル | ウ |
| エ | ア | | Oracle |
| 台 | | 数 | 1 |
| 冗 | 長 | 方 | 式 |
| | | | なし |

⑧ 確認用サーバ (Web)

ウェブサーバ、ウェブ・APサーバに準じた構成を持ち、ウェブサイトの更新時などに、本番環境に適用する前に見え方など確認することができる。コ

コンテンツ管理システムにおける、配信先の1つとして登録される。

| | | | |
|---|---|---|------------------------------------|
| C | P | U | Intel Xeon QuadCore |
| メ | モ | リ | 6GB |
| H | D | D | 300GB×2 |
| O | | S | Apache、PHP、Perl、Postfix |
| ミ | ド | ル | ウェア |
| | | | RedHat Enterprise Linux 5.5 x86_64 |
| 台 | | 数 | 1 |
| 冗 | 長 | 方 | 式 |
| | | | なし |

⑨ 確認用サーバ (DB)

データベースサーバに準じた構成を持ち、ウェブサイトの更新時などに、本番環境に適用する前に見え方など確認することができる。

| | | | |
|---|---|---|------------------------------------|
| C | P | U | Intel Xeon QuadCore |
| メ | モ | リ | 6GB |
| H | D | D | 300GB×2 |
| O | | S | Oracle |
| ミ | ド | ル | ウェア |
| | | | RedHat Enterprise Linux 5.5 x86_64 |
| 台 | | 数 | 1 |
| 冗 | 長 | 方 | 式 |
| | | | なし |

(3) 性能要件

- ・ 月間 70,000,000 ページビューのウェブサイトアクセスを処理可能な性能を有している。

(4) 信頼性要件

- ・ ウェブサーバやデータベースサーバはそれぞれ 2 台以上で、負荷分散装置の配下に設置され、多重化構成を取っている。

(5) 拡張性要件

- ・ サービスを利用しているため、必要に応じて各種リソースを増設することができる。

(6) 上位互換性要件

- ・ 各サーバにインストールされているソフトウェア等は、次期バージョンにおいて互換性を保持されると想定されるものを実装している。

(7) 機能要件

① ウェブサーバ

- ・ 国民からの HTTP 及び HTTPS リクエストを受け付け、そのレスポンスとして静的コンテンツのみ返す。
- ・ HTTP 及び HTTPS を使用して配信するコンテンツは、同一とする。HTTPS に使用する暗号化通信は、サーバ側では実施せず、負荷分散装置にて暗号化/復号化を実施する。
- ・ サーバは 3 台構成とし、負荷分散装置により各サーバへリクエストが振り分けられる。
- ・ サーバの静的コンテンツは NAS 上に格納し、参照される。
- ・ アクセスログデータはローカルディスクに保存する。なお、保存したログデータはアクセスログ解析サーバが集約する。
- ・ アクセスログデータは IPv4 用と Ipv6 用で分けて出力される。
- ・ IPv6 に対応する機能を提供する。

② ウェブ・アプリケーションサーバ

- ・ 国民からの HTTP 及び HTTPS リクエストを受け付け、そのレスポンスとして静的コンテンツならびに PHP、Perl を利用して動的に生成したコンテンツを返す。
- ・ HTTP 及び HTTPS を使用して配信するコンテンツは、同一とする。HTTPS に使用する暗号化通信は、サーバ側では実施せず、負荷分散装置にて暗号化/復号化を実施する。
- ・ サーバは 3 台構成とし、負荷分散装置により各サーバへリクエストが振り分けられる。
- ・ サーバの静的コンテンツならびに動的コンテンツは NAS 上に格納し、参照される。
- ・ アクセスログデータはローカルディスクに保存する。なお、保存したログデータはアクセスログ解析サーバが集約する。
- ・ アクセスログデータは IPv4 用と Ipv6 用で分けて出力される。
- ・ IPv6 に対応する機能を提供する。
- ・ ウェブアプリケーションファイアウォール機能を実装し、SQL インジェクションやクロスサイトスクリプティングなど Web アプリケーション層への攻撃を防ぐ。

③ データベースサーバ

- ・ ウェブ・アプリケーションサーバにて参照、更新される諸データを格納する。
- ・ データベースには、利用ウェブサイトごとに専用のスキーマ（ユーザ）が準備される。また、ルールを適切に設定し、あるウェブサイトのためのデータベースユーザが別のウェブサイトのデータベースユーザのスキーマにアクセスできないように設定されている。

- ・ 利用ウェブサイトごとに専用の表領域とデータファイルを割り当てる。

④ 検証用ウェブサーバ

- ・ 内閣府、各部局、ならびに外部事業者向けに、公開前に静的コンテンツの検証、動的コンテンツの検証、および OS、ミドルウェアの検証を実施することができる。
- ・ 提供機能はウェブサーバ、ウェブ・アプリケーションサーバと原則同等とする。ただし、それぞれ単一サーバ構成とし、性能や冗長化構成に関連する部分は除外する。
- ・ サーバの静的コンテンツならびに動的コンテンツはローカル上に格納し、参照する。
- ・ 各部局、外部事業者用に各担当のコンテンツ領域に対してのみ、読み書き権限を持ったユーザを用意する。
- ・ 検証のために、内閣府、各部局、ならびに外部事業者からの SSH を使用したアクセスを許可する。但し、検証用ウェブサーバから他のサーバに SSH を使用したアクセスが出来ないように設定をする。
- ・ アクセスログデータは IPv4 用と IPv6 用で分けて出力する。
- ・ IPv6 に対応する機能を提供する。

⑤ 検証用データベースサーバ

- ・ 検証用ウェブサーバにて参照、更新される諸データを格納する。
- ・ データベースには、検証する内容に合わせ専用のスキーマ(ユーザ)を準備する。また、ロールを適切に設定し、ある検証のためのデータベースユーザが別のデータベースユーザのスキーマにアクセスできないように配慮している。
- ・ データベースを直接操作するために、内閣府、各部局、ならびに外部事業者からの SQLPlus を使用したアクセスを許可する。
- ・ 検証する内容に合わせ専用の表領域とデータファイルを割り当てるようにする。

⑥ 確認用ウェブサーバ

- ・ 内閣府、各部局ならびに外部事業者向けに公開前に静的コンテンツならびに動的コンテンツの閲覧や動作確認を実施することができる。
- ・ 提供する機能はウェブサーバ、ウェブ・アプリケーションサーバと原則同等となる。ただし、それぞれ単一サーバ構成とし、性能や冗長化構成に関連する部分は除外している。
- ・ サーバの静的コンテンツならびに動的コンテンツはコンテンツマネジメントシステムサーバのローカル上に格納し、それをマウントし参照している。
- ・ コンテンツマネジメントシステムサーバの障害等により確認用ウェブサーバへのコンテンツアップロードが出来ない場合、SFTP を利用し、コ

コンテンツをアップロードする。また、ログはユーザごとに出だし管理する。

- ・ 各部局、外部事業者用に各担当のコンテンツ領域に対してのみ、読み書き権限を持ったユーザを用意する。
- ・ 登録したコンテンツの、ウェブサーバとの自動同期は、特に行わない。公開ウェブサーバへのコンテンツの登録は、別途実施する必要がある。
- ・ ウェブアプリケーションファイアウォールソフトを導入し、SQL インジェクションや、クロスサイトスクリプティングなど Web アプリケーション層への攻撃を防ぐ。
- ・ アクセスログデータは IPv4 用と IPv6 用で分けて出力する。
- ・ IPv6 に対応する機能を提供する。

⑦ 確認用データベースサーバ

- ・ 確認用ウェブサーバにて参照、更新される諸データを格納する。
- ・ データベースには、利用ウェブサイトごとに専用のスキーマ(ユーザ)を準備する。また、ロールを適切に設定し、あるウェブサイトのためのデータベースユーザが別のウェブサイトのデータベースユーザのスキーマにアクセスできないように配慮している。
- ・ 利用ウェブサイトごとに専用の表領域とデータファイルを割り当てるようにしている。
- ・ 割り当てる表領域やデータファイルなどのサイジングは、アプリケーションデータベースサーバに合わせる。

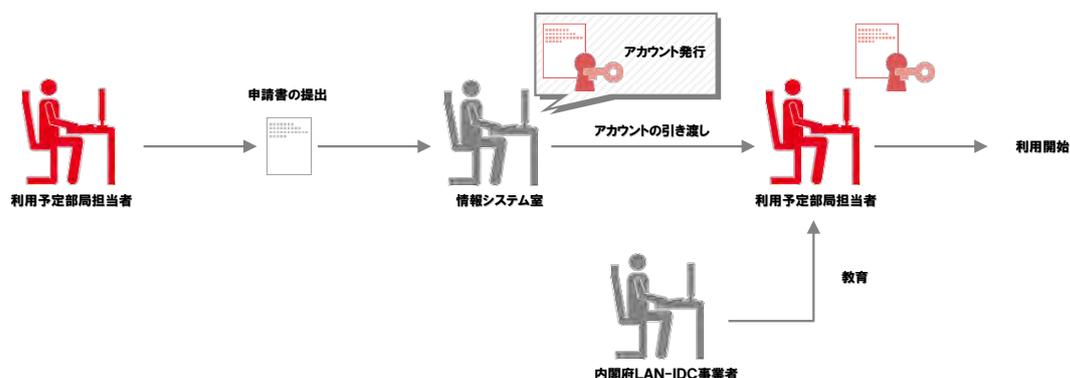
(8) 利用環境要件

- ・ 本番環境及び確認環境へのコンテンツデータ設置は、コンテンツマネジメントシステムを利用する。(「7.7 コンテンツマネジメントシステム」参照)
- ・ 検証環境へのコンテンツデータ設置は、NETS システムを利用する。(「7.8 NETS システム」参照)

(9) 利用申請要件

- ・ ウェブサーバ、ウェブ・アプリケーションサーバ、確認サーバのアカウントは、申請を受け付けてから原則 10 営業日で引き渡しを行うこととしている。なお、処理の都合上、引き渡し日が前後する可能性がある。
- ・ ウェブサーバ、ウェブ・アプリケーションサーバ、確認サーバを利用する場合は、コンテンツマネジメントシステムのアカウント発行が必要となるため、併せて申請を行う必要がある。
- ・ 検証サーバのアカウントは、申請を受け付けてから原則 10 営業日で引き渡しを行うこととしている。なお、処理の都合上、引き渡し日が前後する可能性がある。

- ・ 検証サーバを利用する場合は、NETS システムのアカウント発行が必要となるため、併せて申請を行う必要がある。
- ・ 利用申請からアカウント発行までは以下の手順に基づき対応を行うこととしている。



(10) 責任範囲

① ウェブサーバ、ウェブ・アプリケーションサーバ、データベースサーバ

- ・ ウェブサーバ、ウェブ・アプリケーションサーバ、データベースサーバに対して、共通 Web システム運用事業者が実施する作業は以下を想定している。
 - コンテンツマネジメントシステムアカウントの準備（データベースサーバ除く）
 - 基点となる静的・動的コンテンツ/独自設定ファイル等の格納ディレクトリの準備
 - 静的・動的コンテンツ向けの Apache 設定追加ならびに再起動、設定再読込
 - 動的コンテンツ向けの tomcat 設定変更ならびに再起動、設定再読込
 - データベーススキーマ（ユーザ）作成ならびに、初期の権限付与
 - 負荷分散装置への設定追加、更新ならびに静的・動的コンテンツ（ウェブアプリケーション）の適用に伴う各種操作
 - 依頼に基づく、システムログ、データベース状態ログの提示やアクセスログ、状態ログの提示
- ・ ウェブサーバ、ウェブ・アプリケーションサーバ、データベースサーバに対して、以下の作業は共通 Web システム運用事業者の作業対象範囲外としており、部局もしくは外部事業者にて実施することとしている。
 - 静的・動的コンテンツのアクセス確認
 - 静的・動的コンテンツ/独自設定ファイルなどの適用やアクセス権

の変更

- 格納するディレクトリ内で定義可能名コンテンツのファイルや設定ファイルの更新で対応可能な個別の動的コンテンツの更新・対応
- 付与したデータベーススキーマの権限の範囲内で実施可能なデータベースオブジェクトの操作（データベース接続先情報を提示し、実際の操作は開発環境の OS ユーザから実施する）

② 検証サーバ

- ・ 検証サーバに対して、共通 Web システム運用事業者が実施する作業は以下を想定している。
 - OS ユーザの準備
 - NETS システムアカウントの準備
 - 基点となる静的・動的コンテンツ/独自設定ファイル等の格納ディレクトリの準備
 - 静的・動的コンテンツ向けの Apache 設定追加ならびに再起動、設定再読込
 - 動的コンテンツ向けの tomcat 設定変更ならびに再起動、設定再読込
 - データベース表領域作成、データベーススキーマ（ユーザ）作成ならびに、初期の権限付与
 - 依頼に基づく、システムログ、データベース状態ログの提示
- ・ 検証サーバに対して、以下の作業は共通 Web システム運用事業者の作業対象範囲外としており、部局もしくは外部事業者にて実施することとしている。
 - 静的・動的コンテンツのアクセス確認、動作検証
 - 静的・動的コンテンツ/独自設定ファイルなどの適用やアクセス権の変更
 - 格納するディレクトリ内で定義可能名コンテンツのファイルや設定ファイルの更新で対応可能な個別の動的コンテンツの更新・対応
 - 付与したデータベーススキーマの権限の範囲内で実施可能なデータベースオブジェクトの操作
 - 提供した OS ユーザで参照可能なアクセスログ、状態ログの確認

③ 確認サーバ

- ・ 確認サーバに対して、共通 Web システム運用事業者が実施する作業は以下を想定している。
 - コンテンツマネジメントシステムアカウントの準備
 - 基点となる静的・動的コンテンツ/独自設定ファイル等の格納ディ

レクタリの準備

- 静的・動的コンテンツ向けの Apache 設定追加ならびに再起動、設定再読込
 - 動的コンテンツ向けの tomcat 設定変更ならびに再起動、設定再読込
 - データベース表領域作成、データベーススキーマ（ユーザ）作成ならびに、初期の権限付与
 - 依頼に基づく、システムログ、データベース状態ログの提示やアクセスログ、状態ログの提示
- ・ 確認サーバに対して、以下の作業は共通 Web システム運用事業者の作業対象範囲外としており、部局もしくは外部事業者にて実施することとしている。
- 静的・動的コンテンツのアクセス確認、動作検証
 - 静的・動的コンテンツ/独自設定ファイルなどの適用やアクセス権の変更
 - 格納するディレクトリ内で定義可能名コンテンツのファイルや設定ファイルの更新で対応可能な個別の動的コンテンツの更新・対応
 - 付与したデータベーススキーマの権限の範囲内で実施可能なデータベースオブジェクトの操作（データベース接続先情報を提示し、実際の操作は開発環境の OS ユーザから実施する）

(11) 制限事項

- ① ウェブサーバ、ウェブ・アプリケーションサーバ、データベースサーバ
 - ・ 他収容サイトのコンテンツにアクセスできない。
 - ・ 不要なサービスは停止させている。
 - ・ サービスの起動、停止、再起動はできない。
 - ・ httpd.conf などのコンフィグファイルの編集を行うことはできない。
 - ・ ユーザアカウントの追加、削除、変更はできない。
 - ・ ウェブサーバのみで利用可能なアカウントを提供する。
 - ・ インターネットへの HTTP（パターンファイルアップデート用途）以外のアクセスを拒否している。
 - ・ 申請を受けて承認したグローバル IP アドレスからのみ接続を許可している。
- ② 検証サーバ
 - ・ ユーザアカウントの追加、削除、変更はできない。
 - ・ 不要なサービスは停止させている。
 - ・ httpd.conf などのコンフィグファイルの編集を行うことはできない。

- ・ 検証サーバのみで利用可能なアカウントを提供する。
- ・ インターネットへの HTTP (パターンファイルアップデート用途) 以外のアクセスを拒否している。
- ・ 申請を受けて承認したグローバル IP アドレスからのみ接続を許可している。
- ・ ウェブコンテンツの公開はあらかじめ指定された IP アドレスに限定している。

③ 確認サーバ

- ・ 他収容サイトのコンテンツにはアクセスできない。
- ・ アクセスログの確認はできない。
- ・ ユーザアカウントの追加、削除、変更はできない。
- ・ 不要なサービスは停止させている。
- ・ httpd.conf などのコンフィグファイルの編集を行うことはできない。
- ・ 確認サーバのみで利用可能なアカウントを提供する。
- ・ インターネットへの HTTP (パターンファイルアップデート用途) 以外のアクセスを拒否している。
- ・ NAS へのアクセスはできない。
- ・ 申請を受けて承認したグローバル IP アドレスからのみ接続を許可している。
- ・ ウェブコンテンツの公開はあらかじめ指定された IP アドレスに限定している。

(12) 注意事項

- ・ ウェブ・アプリケーションサーバに格納されているウェブサイトに対しては四半期に1回、脆弱性診断ツール等を使用し、ウェブサイト脆弱性検査を実施し、ウェブサーバ等の設定ミス、既知の問題の調査を行うこととしている。
- ・ 検査結果については、脆弱性の指摘、修正方法を提示した上でウェブサイトごとにレポートを提示する。問題が発見された場合については、内閣府及び各部局、外部事業者と協議の上、実施可能な回避策等を検討し、実施する。
- ・ 本番環境は複数部局サイトで共用しているため、パフォーマンスやリソースを大きく費やすことが予想されるコンテンツや設定を投入する場合は、事前に確認サーバ、検証サーバで動作に影響がない事を確認することとしている。
- ・ 適用した動的コンテンツ(ウェブアプリケーション)や利用しているデータベースが起因するレスポンス低下や、なんらかの不具合が生じた場合は、暫定対応として開発・移行事業者、共通 Web システム運用事業者により、当該サイトの停止も視野にいれた対応を実施し、恒久対策として、開発・移行事業者にて、アプリケーション処理内容の見直しや、SQL 文のチューニングといった改善の施策を実施することとしている。

- ・ 開発・移行事業者は静的・動的コンテンツが起因する障害が発生した際に、24 時間受付可能な窓口または、連絡策を確保しておくものとする。
- ・ ウェブアプリケーション開発に関しては、ウェブアプリケーション自体の管理機能も同時に開発して提供すること。そして、ウェブアプリケーションの通常の管理(データ管理など)はこちらで実施可能なように実装すること。管理機能の適用は以下とする。
 - － 開発環境：開発環境にウェブアプリケーション自体の管理機能を設置する。
 - － 確認環境及び本番環境：確認環境にウェブアプリケーション自体の管理機能を設置する。
- ・ ウェブアプリケーションに起因するセキュリティ上の問題に関する対応は共通 Web システム運用事業者側では関知しないため、開発・移行事業者が責任を持って対応することとする。
- ・ 本環境において開発・移行事業者が、アプリケーションの開発作業やメンテナンス作業の過程でコンテンツデータやデータベースを誤って削除した場合のリカバリなどは共通 Web システム運用事業者側では原則実施しない。

12.2 シングルサインオンシステム

(1) システム概要

内閣府 LAN-IDC 内にある各システムを利用するにあたって煩雑となる各システムのアカウント情報を一元的に管理・統合し、利用するためのシステムである。利便性の高いアプリケーションによって業務効率が向上する一方で、異なるセキュリティ強度やアクセス管理ポリシーを統一することが困難になるため、本システムを用いて利便性の向上及びセキュリティ強化を実現している。

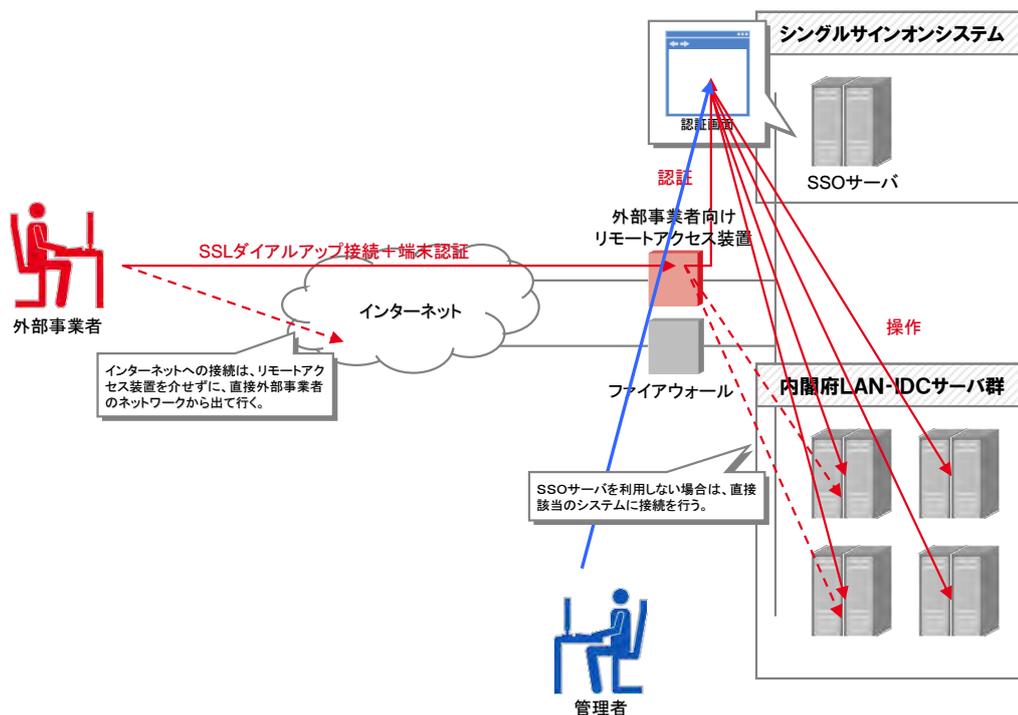


図 シングルサインオンシステム

(2) システム構成

シングルサインオンシステムを構成するサーバ機器仕様を以下に示す。

| | | | |
|--------|---|---|------------------------------------|
| C | P | U | Intel (R) Xeon (R) CPU Quad core |
| メ | モ | リ | 6GB |
| H | D | D | 146GB×2 |
| O | S | | RedHat Enterprise Linux 5.5 x86_64 |
| ミドルウェア | | | Apache、Oracle、Postfix、Tomcat、JDK |
| 台数 | | | 1台 |

(3) 他システムとの連携

シングルサインオンシステムが連携する他システムの一覧を以下に示す。シングルサインオンシステムにログインすることで、そのアカウントに紐付けられたシステムに対して代理認証が行われる。

| 対象システム | 接続先 | プロトコル |
|---------------|-------------|-------|
| 共通意見等登録システム | バックボーン | HTTPS |
| 共通メールマガジンシステム | バックボーン | HTTPS |
| アクセスログ解析システム | 内閣府 LAN-IDC | HTTPS |

| | | |
|-----------------|-------------|-------|
| 動画アクセスログ解析システム | バックボーン | HTTPS |
| NETS システム | 内閣府 LAN-IDC | HTTPS |
| コンテンツマネジメントシステム | 内閣府 LAN-IDC | HTTPS |

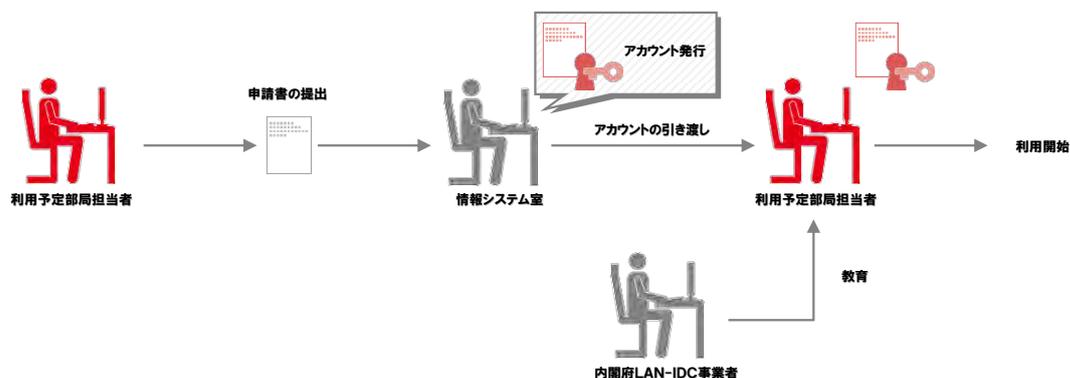
(4) 利用環境要件

シングルサインオンシステムにおける利用環境要件を以下に示す。

| インタフェース | 項目 | 対象 |
|-----------|------|--|
| 管理インタフェース | OS | Windows XP 以降 Mac OS X v10.5 Leopard 以降 |
| | ブラウザ | Internet Explorer 6 以降、Firefox 2.0 以降 Apple Safari 4 以降 |

(5) 利用申請要件

- ・ シングルサインオンシステムのアカウントは、申請を受け付けてから原則 10 営業日で引き渡しを行うこととしている。なお、処理の都合上、引き渡し日が前後する可能性がある。
- ・ 利用申請受理後、シングルサインオンシステムを利用する上で必要となる手引書等を引き渡すこととしている。
- ・ 利用申請からアカウント発行までは以下の手順に基づき対応を行うこととしている。



(6) 責任範囲

- ・ 情報システム室及び共通 Web システム運用事業者は、部局または外部事業者がシングルサインオンシステムを介して利用する各システムにおいて、作業者のオペレーションミスにより発生した問題については関知しないこととする。
- ・ シングルサインオンシステムの利用者は情報システム室が割り当てた ID 及

びパスワードの管理について責任を負うものとする。また、ID 又はパスワードを忘失したときは、情報システム室に対し連絡を行い、当該 ID 又はパスワードの再通知の請求をするものとしている。

(7) 制限事項

- ・ 外部事業者はシングルサインオンシステムへは、外部事業者向けリモートアクセスシステムへ介して接続する必要がある。
- ・ シングルサインオンシステムを介して各システムを利用している場合、一定時間操作が行われなかった場合、シングルサインオンの接続が切断されてログアウトした状態となり、各システムの操作が行えなくなるため再度のログイン操作が必要となる。

12.3 共通メールマガジンシステム

(1) システム概要

インターネット向けにメールマガジンなどの大規模なメール配信を行うためのシステムであり、国民からの購読申込から配信、購読解除などのメールマガジンを運用する上で必要となる全てのフローを一元的に管理することができる。

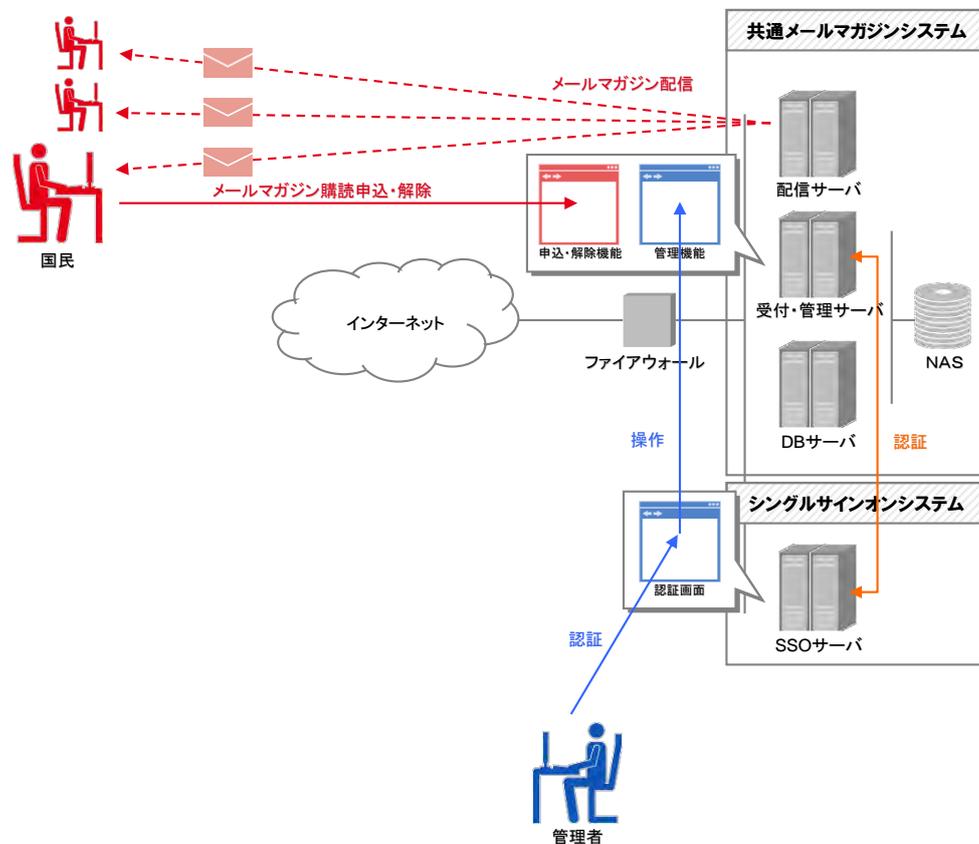


図 共通メールマガジンシステム

(2) システム構成

共通メールマガジンシステムを構成する各サーバ機器仕様を以下に示す。なお、メールマガジン配信サーバは、サービスで提供される共用サーバを利用しているため、内閣府 LAN-IDC 内に個別の環境を有していない。

① 共通メールマガジンシステム受付・管理サーバ

| | | | |
|---|----|-----|--|
| C | P | U | Intel (R) Xeon (R) CPU L5520 @ 2.27GHz quad core |
| メ | モ | リ | 2GB |
| H | D | D | 30GB |
| O | | S | CentOS |
| ミ | ドル | ウェア | Apache、PHP |
| 台 | | 数 | 2台 |
| 冗 | 長 | 方式 | 負荷分散装置による Active-Active 方式 |

※ホスティングサービスのためユーザ単位に割り当てられる標準リソース（増設可能）

② 共通メールマガジンシステム受付・管理データベースサーバ

| | | | |
|---|----|-----|--|
| C | P | U | Intel (R) Xeon (R) CPU L5520 @ 2.27GHz quad core |
| メ | モ | リ | 1GB |
| H | D | D | 30GB |
| O | | S | CentOS |
| ミ | ドル | ウェア | MySQL |
| 台 | | 数 | 2台 |
| 冗 | 長 | 方式 | 負荷分散装置による Active-Standby 方式 |

※ホスティングサービスのためユーザ単位に割り当てられる標準リソース（増設可能）

③ 共通メールマガジンシステム受付・管理システム用共用ディスク

| | | | | |
|---|---|-------|---|-----|
| 容 | 量 | 100GB | | |
| プ | ロ | コ | ル | NFS |

※ホスティングサービスのためユーザ単位に割り当てられる標準リソース（増設可能）

(3) 性能要件

- ・ メールマガジン配信システムは、1つのメールマガジンが2回/週程度のペースで配信することを想定している。
- ・ 通常運用時はパソコン向けに10万通/日、携帯電話向けに5万通/日の配信を行うことを想定しており、将来的な拡張を見込みパソコン向けに30万通/日、携帯電話向けに1万通/日の配信を行うための性能を有している。

- ・ メールマガジン配信サーバにおけるメール配送処理能力は 15,000 通/分を有している。
- ・ メールマガジンシステムで配信用に利用している環境はバックボーンに直結しており、必要十分な回線帯域を確保している。

(4) 信頼性要件

- ・ メールマガジンシステムのデータは 1 日単位でバックアップを取得しており、常に 30 世代分のバックアップデータを保持している。

(5) 拡張性要件

- ・ 登録できるシステム全体でメールマガジンアカウントは 60 アカウントとしているが、拡張することが可能である。
- ・ 発行できるユーザアカウント数には制限を設けていない。

(6) 上位互換性要件

- ・ 各サーバにインストールされているソフトウェア等は、次期バージョンにおいて互換性を保持されると想定されるものを実装している。

(7) 機能要件

共通メールマガジンシステムにおける機能要件を以下に示す。

- ・ メールマガジン配信形式は、テキスト形式及び HTML 形式に対応している。
- ・ メールマガジンを管理するための管理インタフェースを提供している。管理インタフェースから操作可能な機能は以下のとおりとする。

| 機能名 | 内容 |
|-----------------|--|
| 購読申込・解除フォーム自動生成 | メールマガジンの購読申込・解除を受け付けるためのメールフォームを自動生成することができる。 |
| 仮登録・本登録 | 購読申込フォームから申込を行うと、入力されたメールアドレス宛に仮登録メールを送信することができる。購読希望者は仮登録メール内の本登録用 URL をクリックすることで登録される。 |
| 購読者登録・削除 | 管理者が手動で購読者の登録と削除を行うことができる。個別と一括による操作ができる。 |
| 原稿作成 | メールマガジンで配信する原稿を作成することができる。作成した原稿は複数ストックすることができる。機種依存文字チェック機能を有し |

| 機能名 | 内容 |
|---------------|--|
| | ている。 |
| 差し込み機能 | 購読申込フォームで収集した購読者の属性情報をメール本文に差し込むことができる。 |
| テンプレート登録 | テキストエディタなどで作成したテンプレートを登録して、原稿作成時に呼び出して利用することができる。 |
| メールマガジン配信予約 | 作成した原稿の配信日時を予約することができる。設定した日時になると自動的に配信される。 |
| メールマガジン配信 | 作成した原稿を手動で配信することができる。 |
| テスト配信 | あらかじめ設定されたメールアドレス宛に作成したメールマガジンをテスト送信することができる。 |
| メールマガジン配信履歴管理 | 過去に配信したメールマガジンの配信情報を表示することができる。登録されている原稿を再利用することができる。 |
| アカウント登録 | 管理インターフェースを操作するためのユーザアカウントを発行することができる。管理者権限を除いて発行できるアカウントは、「Power User」と「User」の2つが発行できる。 |

(8) 利用環境要件

共通メールマガジンシステムにおける利用環境要件を以下に示す。

| インターフェース | 項目 | 対象 |
|-------------|------|--|
| 購読申込・受付フォーム | OS | Windows XP 以降 Mac OS X v10.5 Leopard 以降 |
| | ブラウザ | Internet Explorer 6 以降、Firefox 2.0 以降 Apple Safari 4 以降 |
| 管理インターフェース | OS | Windows XP 以降 Mac OS X v10.5 Leopard 以降 |
| | ブラウザ | Internet Explorer 6 以降、Firefox 2.0 以降 Apple Safari 4 以降 |

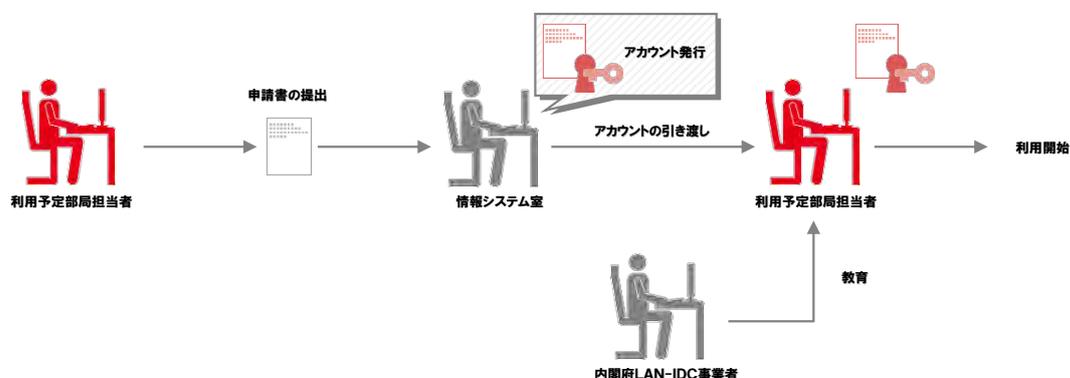
(9) データ要件

共通メールマガジンシステムで取り扱うデータのファイル形式を以下に示す。

| データ種別 | ファイル形式 |
|------------|--------------|
| テキストベースデータ | html、txt、csv |

(10) 利用申請要件

- ・ メールマガジンのアカウントは、申請を受け付けてから原則 10 営業日で引き渡しを行うこととしている。なお、処理の都合上、引き渡し日が前後する可能性がある。
- ・ 利用申請受理後、共通メールマガジンシステムを利用する上で必要となる手引書等を引き渡すこととしている。
- ・ 利用申請からアカウント発行までは以下の手順に基づき対応を行うこととしている。



(11) 検証環境要件

- ・ 運用に際して、テスト配信環境を提供することができる。テストアカウントは、申請を受け付けてから 3 営業日に引き渡しを行うこととしている。なお、テスト配信環境の利用は、アカウント引き渡しから原則として 1 週間としている。

(12) 責任範囲

- ・ 情報システム室及び共通 Web システム運用事業者は、部局または外部事業者が共通メールマガジンシステムを利用して配信するメールマガジンの内容及び誤送信など、作業者のオペレーションミスにより発生した問題については関知しないこととする。
- ・ 情報システム室及び共通 Web システム運用事業者は、配信先のメールシステムに依存する固有の事象については関知しないこととする。
- ・ 共通メールマガジンシステムの利用者は情報システム室が割り当てた ID 及びパスワードの管理について責任を負うものとする。また、ID 又はパスワードを忘失したときは、情報システム室に対し連絡を行い、当該 ID 又はパスワードの再通知の請求をするものとしている。

(13) 制限事項

- ・ 1度発行した申し込み及び解除フォームの原則として変更できないこととしている。
- ・ テストメールに指定できる送信先は 10 件までとしている。
- ・ 同一ブラウザによる共通メールマガジンシステムへの複数セッションを貼ることを禁止している。
- ・ 共通メールマガジンシステムでは、機種依存文字、半角カナ文字及び拡張漢字は認識しないため、メールマガジン本文に使用した場合は送信時に削除もしくはエラーとなる。
- ・ 送信可能な本文のサイズは 最大 100KB (全角 50,000 文字、半角 100,000 文字) までとし、1 行あたりの文字数は 1000 文字までとなる。
- ・ HTML 形式でメールマガジンを配信する場合、配信するメールに複数の画像等を添付することはできないため、画像等を利用する場合は別途外部サーバ等にデータを設置するなどの対応を行うこととしている。
- ・ HTML 形式でメールマガジンを配信する場合、添付ファイルは 2 つまで添付することができる。ただし、添付するファイル名に使用できるのは半角英数文字のみとし、容量はメール本文も含めて全体で 1MB 以内としている。
- ・ 携帯アドレスに対してメールマガジンを配信する場合、携帯キャリアによる受信制限により、送信が正しく行われぬ可能性がある。また、共通システムであるため、他の部局のメールマガジンにて生じた携帯キャリアの受信制限により正常に配送されなくなる可能性がある。

12.4 共通ストリーミングシステム

(1) システム概要

インターネット向けにストリーミング配信を行うためのシステムであり、Flash 形式を採用し、HTML ファイルへの埋め込み型再生用プレイヤーを用いてウェブサイトとの親和性を高めている。

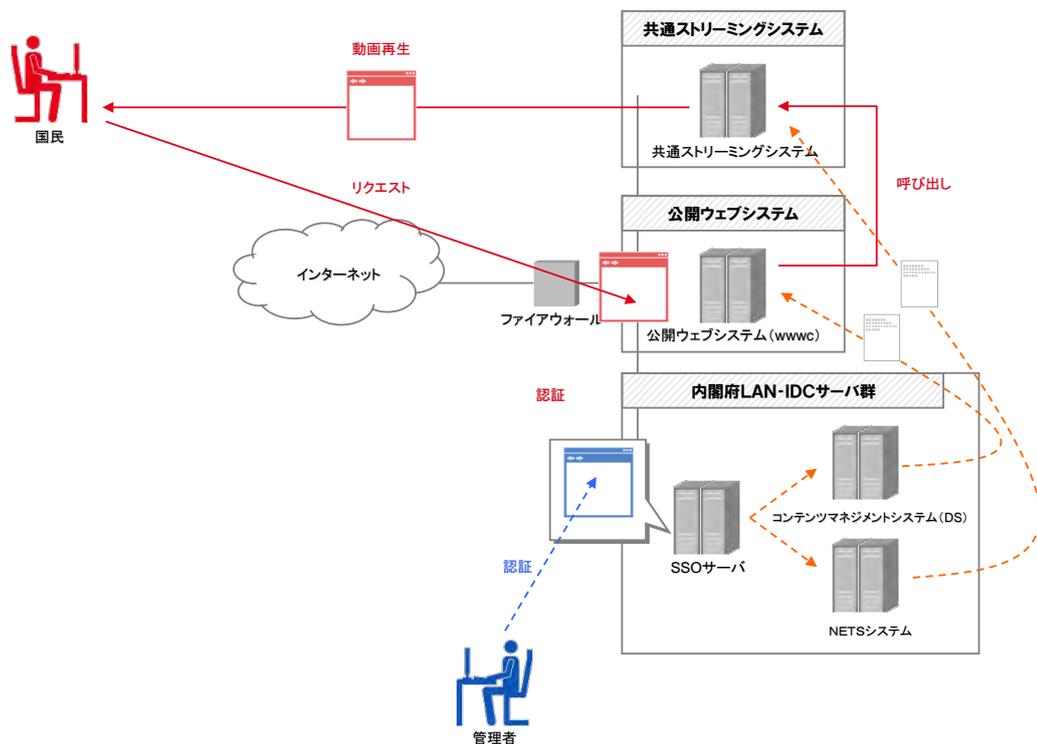


図 共通ストリーミングシステム

(2) システム構成

共通ストリーミングシステムは、プロバイダのバックボーン上で提供されるサービスを利用しているため、内閣府 LAN-IDC 内に個別の環境を有していない。

(3) 性能要件

- ・ 配信可能な帯域は、同時接続可能端末×配信帯域の合計値が 250Mbps を下回る組み合わせであれば配信を行うことができる。

(4) 信頼性要件

- ・ 共通ストリーミングシステムは設備全体が冗長化され、国内の複数箇所においてバックアップ構成を取っている。
- ・ 共通ストリーミングシステムは、国内外の拠点、IX、他 ISP に対して複数の経路で接続され、安定した配信を行うことができる。

(5) 拡張性要件

- ・ 突発的なアクセス増（想定する 250Mbps 以上の配信帯域）に対してもストリーミング配信を停止することなく、リクエストに応じられるようにシステム構成を組んでいる。
- ・ ストリーミング用の映像データを格納するディスク領域は 100GB の容量を

割り当てているが、不足する場合は適宜拡張することができる。

(6) 上位互換性要件

- ・ 共通ストリーミングシステムで利用しているソフトウェア等は、次期バージョンにおいて互換性を保持されると想定されるものを実装している。

(7) 機能要件

共通ストリーミングシステムにおける機能要件を以下に示す。

| | |
|------------|-----------------------|
| 利用可能帯域 | 最大 250Mbps |
| 配信可能帯域 | 制限なし |
| 対応プロトコル | IPv4/IPv6 |
| ディスク容量（共用） | 100GB |
| アクセスログ解析 | 動画アクセス解析システムにて提供 |
| その他 | 再生用プレイヤーのスキンテンプレートを提供 |

| 配信形式 | 区分 | 対応形式 |
|-------------|------------|--|
| Flash Video | ファイルフォーマット | H. 264 On2 VP6 Sorenson Spark Nellymoser MP3 AAC+、HE-AAC、AACv1/v2 |
| | コンテナ | FLV MPEG-4 (mp4、m4v、f4v、3GPP) MP3 |
| | プロトコル | RTMP |
| | ビットレート | 56～500Kbps |
| | フレームレート | 18～30fps |

なお、共通ストリーミングシステムでは、「ファイルフォーマット：H. 264 もしくは On2 VP6」、「コンテナ：FLV」にて動画を配信することを推奨している。それ以外の事項については、配信する映像の特性を踏まえて部局と調整することとしている。

(8) 利用環境要件

共通ストリーミングシステムにおける利用環境要件を以下に示す。なお、再生

用 HTML ファイル及び付随する各種ファイルは、コンテンツマネジメントシステム (DS) を利用してサーバへ設置する。動画データについては、NETS システムを用いて共通ストリーミングシステムへ設置する。

| インタフェース | 項目 | 対象 |
|----------------------|------|--|
| 動画再生ページ | OS | Windows XP 以降 Mac OS X v10.5 Leopard 以降 |
| | ブラウザ | Internet Explorer 6 以降、Firefox 2.0 以降 Apple Safari 4 以降 |
| コンテンツマネジメントシステム (DS) | OS | Windows XP SP1 以降 |
| | ブラウザ | Internet Explorer 6 以降 |
| NETS システム | OS | Windows XP 以降 Mac OS X v10.5 Leopard 以降 |
| | ブラウザ | Internet Explorer 6 以降、Firefox 2.0 以降 Apple Safari 4 以降 |

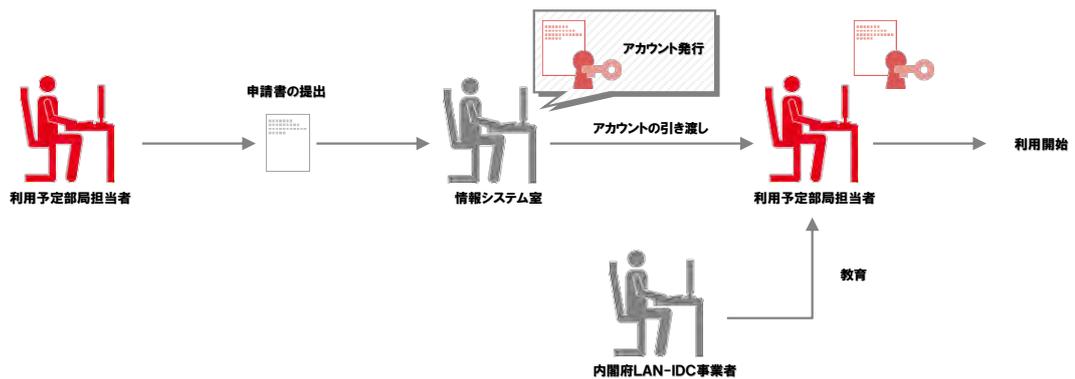
(9) データ要件

共通ストリーミングシステムで取り扱うデータのファイル形式を以下に示す。

| データ種別 | ファイル形式 |
|-------------|---------|
| テキストベースデータ | html、js |
| ストリーミングファイル | flv、swf |

(10) 利用申請要件

- ・ 共通ストリーミングシステムのアカウントは、動画アクセスログ解析システムのアカウント、公開ウェブシステム動的コンテンツ登録ツール (NETS システム)、コンテンツマネジメントシステム (DS) と併せて、申請を受け付けてから原則 10 営業日で引き渡しを行うこととしている。なお、処理の都合上、引き渡し日が前後する可能性がある。
- ・ 利用申請受理後、共通ストリーミングシステムを利用する上で必要となる手引書等を引き渡すこととしている。利用申請からアカウント発行までは以下の手順に基づき対応を行うこととしている。



(11) 検証環境要件

公開前に再生テストを行う場合は、共通ストリーミングシステム上に動画コンテンツを設置した上で、確認サーバに設置された再生用ページなどから再生確認を行うこととしている。

(12) 責任範囲

- ・ 共通ストリーミングシステムにて定める形式以外で生成された動画コンテンツについては動作の保証はしないこととする。
- ・ 情報システム室及び共通 Web システム運用事業者は、部局または外部事業者が共通ストリーミングシステムを利用して配信する動画コンテンツの内容により発生した問題については関知しないこととする。
- ・ 共通メールマガジンシステムの利用者は情報システム室が割り当てた ID 及びパスワードの管理について責任を負うものとする。また、ID 又はパスワードを忘失したときは、情報システム室に対し連絡を行い、当該 ID 又はパスワードの再通知の請求をするものとしている。

(13) 制限事項

- ・ 共通ストリーミングシステムではインターネット中継を行うことはできない。
- ・ Windows Media や Real などの Flash 形式以外の映像については配信できない。
- ・ 共通 Web システム運用事業者が提供する再生用プレイヤーのスキンテンプレート以外の再生用プレイヤーの使用は認めていない。
- ・ 特定の部局が公開している動画において、システムリソースを著しく消費するような事象が生じた場合は、その公開方法等について情報システム室を含めて協議することとしている。

12.5 共通意見等登録システム

(1) システム概要

国民から意見を募集あるいはアンケート等を実施するための問い合わせフォームを作成・変更管理を行うためのインターフェースを提供するシステムであり、分かりやすいインターフェースのもと、直感的な操作で意見等受付フォームを作成することができる。

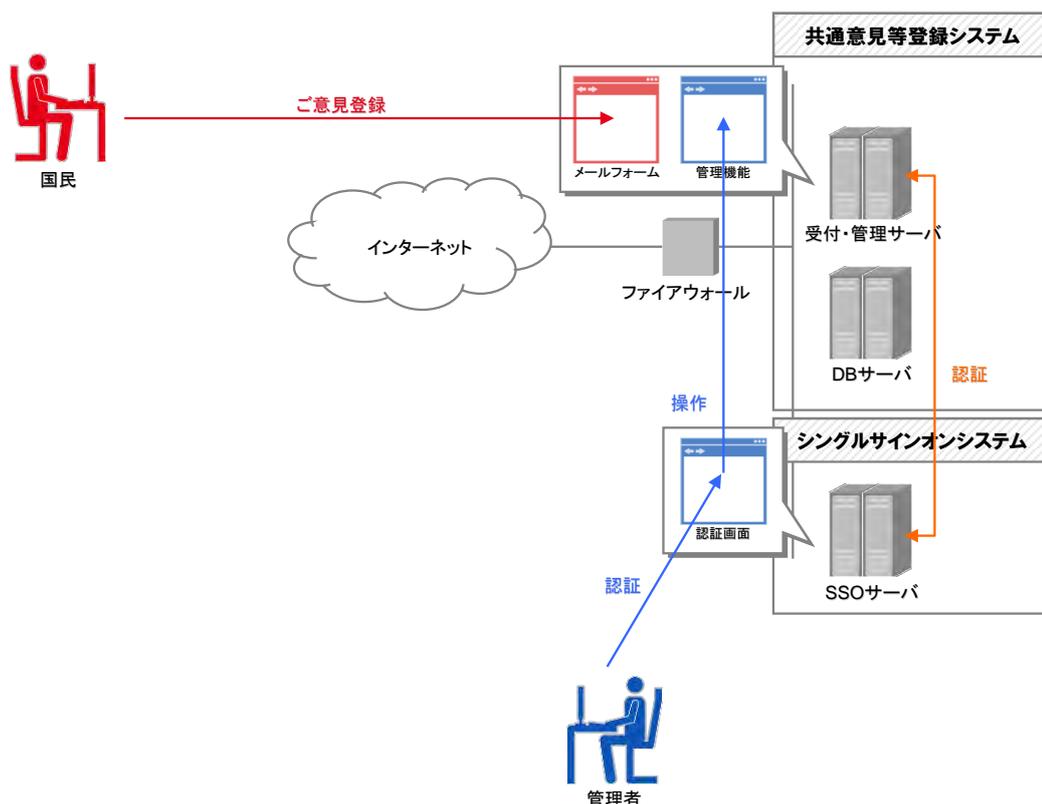


図 共通意見等登録システム

(2) システム構成

共通意見等登録システムは、サービスで提供される共用サーバを利用しているため、内閣府 LAN-IDC 内に個別の環境を有していない。

(3) 性能要件

- ・ 200 以上のメールフォームを同時に稼働させることができる。

(4) 信頼性要件

- ・ 共通意見等登録システムのデータは日時にバックアップを取得している。

(5) 拡張性要件

- ・ 発行できるユーザアカウント数には制限を設けていない。

- ・ ディスク容量は必要に応じて追加することができる。

(6) 上位互換性要件

- ・ 共通意見等登録システムで利用しているソフトウェア等は、次期バージョンにおいて互換性を保持されると想定されるものを実装している。

(7) 機能要件

共通意見等登録システムにおける機能要件を以下に示す。

- ・ 国民から意見を募集あるいはアンケート等を実施するための問い合わせフォームを作成・変更管理を行う機能を提供する。
- ・ 日本語、英語のテンプレートを使って短時間に問い合わせフォームを作成することができる。

| 機能名 | 内容 |
|------------|---|
| フォーム管理機能 | 作成したフォームの管理・修正や新規フォームを作成する管理機能を提供する。 |
| テンプレート機能 | あらかじめ基本的な項目が登録されたテンプレートを利用してフォームを作成することができる。テンプレートを利用せずにフリーフォーマットで作成することもできる。 |
| フォーム基本設定機能 | 作成するフォームの掲載期間、言語設定、投稿通知内容、公開可否、投稿通知アドレス、戻り先 URL などの設定を行うことができる。 |
| フォーム作成機能 | 質問項目としてのチェックボックスやラジオボタン、プルダウンメニューなどをクリックとテキスト入力のみでフォームを作成することができる。作成後は自動的にサーバ上にデータが生成される。 |
| 投稿数表示機能 | フォーム管理画面にて作成したフォームに現在の投稿数が表示される。 |
| 一時非公開機能 | 急な文言修正などで掲載中のフォームを一時的に公開停止することができる。非公開中は「現在、募集していません」の HTML ファイルに差し替えられる。 |
| 投稿者認証機能 | 以下の機能を利用することができる。 ・ メールフォームごとに投稿認証アカウント |

| 機能名 | 内容 |
|-----------------------|---|
| | <p>を作成登録することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投稿認証アカウントの登録画面をインターネット上に公開して、国民からアカウント登録を行わせることができる。また、登録を希望した国民に対して、管理者による承認機能を付加することができる。 投稿された履歴を投稿認証アカウント単位で閲覧、ダウンロードすることができる。 |
| 投稿 CSV ファイル分割機能 | 投稿されたデータを蓄積する CSV ファイルについて、閾値として設けた投稿数に達した際に自動的に別の CSV ファイルに分割することができる。 |
| 送信完了画像表示機能 | 送信完了画面に任意の画像を表示させることができる。 |
| 連続投稿対策機能 | プログラムなどによる不正連続投稿への対策として、全く同じ投稿内容が書き込まれた場合に重複した投稿情報を CSV ファイルに蓄積せず、かつ、投稿通知させない設定を行うことができる。 |
| テキスト文字数制限機能 | 作成するフォームにおいてフリーテキストメニューの最大文字数制限を質問項目ごとに設定することができる。 |
| お知らせ表示機能 | メンテナンス情報など情報システム室からのお知らせ情報がログイン画面に表示される。 |
| 投稿データダウンロード用アカウント発行機能 | 投稿された CSV ファイルのダウンロードのみ行えるアカウントを発行することができる。 |

(8) 利用環境要件

共通意見等登録システムにおける利用環境要件を以下に示す。

| インタフェース | 項目 | 対象 |
|-----------|------|--|
| 管理インタフェース | OS | Windows XP 以降 Mac OS X v10.5 Leopard 以降 |
| | ブラウザ | Internet Explorer 6 以降、Firefox 2.0 以降 Apple Safari 4 以降 |

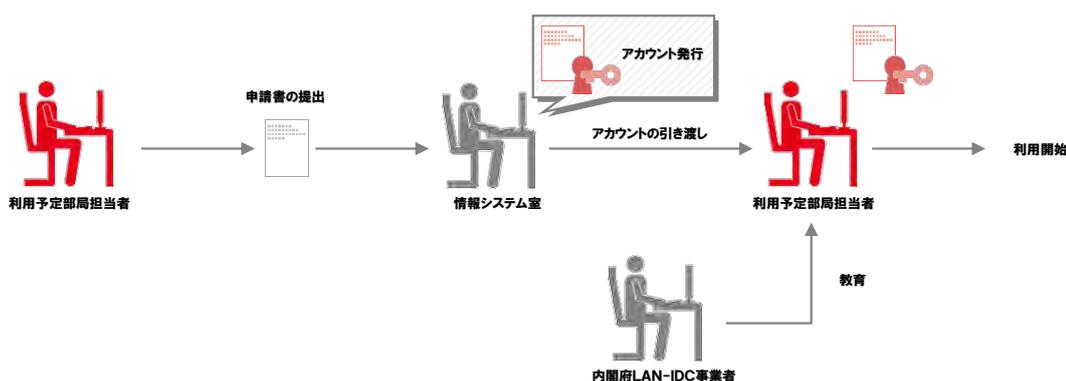
(9) データ要件

共通意見等登録システムで取り扱うデータのファイル形式を以下に示す。

| データ種別 | ファイル形式 |
|------------|--------|
| テキストベースデータ | CSV |

(10) 利用申請要件

- ・ 共通意見等登録システムのアカウントは、申請を受け付けてから原則 10 営業日で引き渡しを行うこととしている。なお、処理の都合上、引き渡し日が前後する可能性がある。
- ・ 利用申請受理後、共通意見等登録システムを利用する上で必要となる手引書等を引き渡すこととしている。利用申請からアカウント発行までは以下の手順に基づき対応を行うこととしている。



(11) 責任範囲

- ・ 情報システム室及び共通 Web システム運用事業者は、共通意見等登録システムを利用した際に、作業者のオペレーションミスにより発生した問題については関知しないこととする。
- ・ 共通意見等登録システムの利用者は情報システム室が割り当てた ID 及びパスワードの管理について責任を負うものとする。また、ID 又はパスワードを忘失したときは、部局を介して情報システム室に対し連絡を行い、当該 ID 又はパスワードの際通知の請求をするものとしている。

(12) 制限事項

- ・ 意見が投稿された際に投稿内容を通知するために設定するメールアドレスのドメイン部分は内閣府ドメインに固定している。
- ・ アカウントは部局単位に発行され、作業に必要な権限のみを付与する。
- ・ その他の制限事項を以下に示す。

| 区分 | 事項 | 内容 |
|------|--------------------|--|
| 管理 | ディレクトリ新規作成・削除 | 部局の申請により情報システム室が行なう。 |
| | ID/パスワード発行等 | ディレクトリとともに情報システム室による |
| | タイトルの付け方 | 「ご意見募集」だけでなく、必ず内容がわかる見出しとする。例)「〇〇についてのご意見募集」 |
| 制限事項 | ディレクトリ文字数制限 | 1文字以上 20文字以内、半角英数字と記号「-」「_」のみ使用可。(大文字小文字の区別あり) |
| | ログインID文字数制限 | 1文字以上 80文字以内、半角英数字と記号「@」「.」「-」「_」のみ使用可(大文字小文字の区別あり) |
| | パスワード文字数制限 | 6文字以上 30文字以内、半角英数字と記号「.」「-」「_」のみ使用可。(大文字小文字の区別あり) |
| | メールアドレス文字数制限 | 半角英数字の小文字及び「@」「-」「.」「_」(大文字小文字の区別なし。全て小文字として認識、またドメインパートも区別なし) 「.」は、先頭ならびに末尾には使用不可 「.」は連続での使用不可 「-」と「_」は先頭には使用不可 「@」は最低一つ必須 ドメインパートには「.」が必須 |
| | フォームファイル名 | 自動生成される。 https://form.cao.go.jp/xxxx/opinion-9999.html xxxx:ディレクトリ名、9999:連番 |
| | 機種依存文字 | メール受信時に文字化けを起こす。事前判定はできない。 |
| | 項目数の制限 | 無し。 |
| | CSVファイル容量 | 無し。ただし、excel2003で扱える行数は65536となる。 |
| | フォーム最大文字数 | 意見フォームに入力可能な最大文字数は2,500文字となる。 |
| 運用 | 説明欄のhtml | 一般的なタグの使用が可能。 |
| | フォームを削除した場合のCSVの扱い | 削除される。 |
| | CSVファイル内データのクリア | Nopiシステム上は不可。目的の異なる募集で、項目が同じ場合は複製を行わない、新フォームとして運用し、新しいCSVファイルを作成する。 |

12.6 共通サイト内検索システム

(1) システム概要

部局が保有するウェブサイト内のサイト内検索及び内閣府本府ウェブサイト及び部局が保有するウェブサイトを横断的に検索するためのシステムであり、検索結果をグラフィカルに表示するなど、ウェブサイト利用時の利便性を向上させるツールとして提供される。

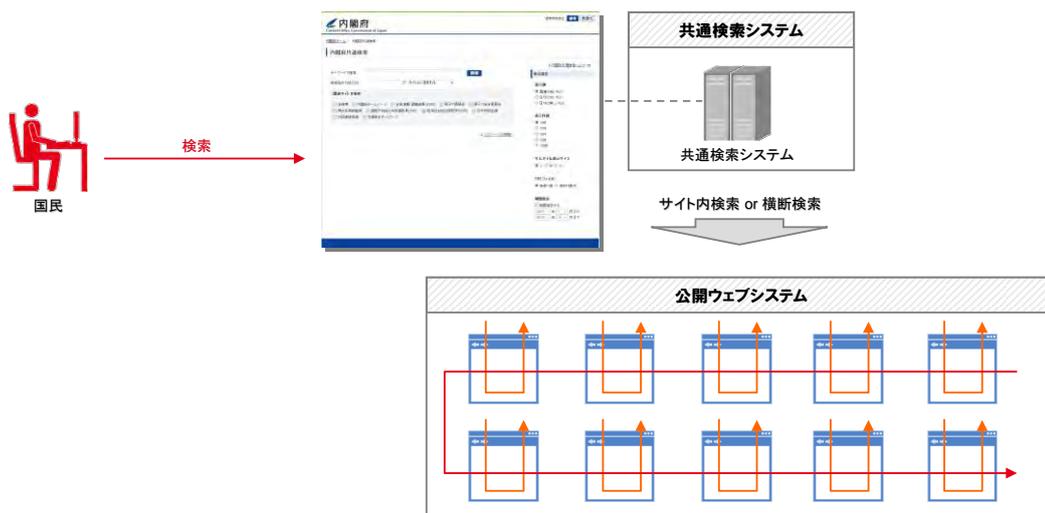


図 共通サイト内検索システム

(2) システム構成

共通サイト内検索システムは、個別の ASP サービスを利用しているため、内閣府 LAN-IDC 内に個別の環境を有していない。

(3) 性能要件

- ・ 検索対象となっているサイトに対して 1 日に 1 回クローリングを行う。
- ・ 利用実態に基づき月間 30,000 クエリ/月 (5 アクセス/秒) の処理を想定している。
- ・ 1 回の検索において検索結果表示件数は最大で 1,000 件を表示する。
- ・ PDF ファイルを表示する際に、個別のアプリケーションを起動することなく専用のビューワで高速に表示することができる。

(4) 信頼性要件

- ・ プロバイダのバックボーンへは異なるルートで、異なるプロバイダのバックボーンへ接続され、単一のネットワーク障害における影響を受けない構成を取っている。

(5) 拡張性要件

- ・ 検索対象にできるサイト数は 80 件としているが、拡張することが可能である。
- ・ 共通サイト内検索システムが検索可能としているドキュメント数超えた場合でも拡張対応により、超過したドキュメントを検索対象として扱うことができる。

(6) 上位互換性要件

- ・ 共通サイト内検索システムで利用しているソフトウェア等は、次期バージョンにおいて互換性を保持されると想定されるものを実装している。

(7) 機能要件

共通サイト内検索システムにおける機能要件を以下に示す。

- ・ サイト内のページに実在するキーワードを元に利用者の検索語入力を補完するためのサジェスト機能を実装している。
- ・ 検索結果画面では表示した検索結果のクリック先のページイメージをサムネイル画像で表示する。なお、サムネイルにカーソルを合わせると拡大表示される。
- ・ PDF ファイルを表示する際には、通常どおり専用のアプリケーションを起動して表示する方法と共通サイト内検索システムが提供する簡易ビューアを利用した高速表示の選択をすることができる。
- ・ あらかじめ設定したキーワードに対して特定のページが表示されるように設定することができる。
- ・ 共通サイト内検索システムにおける検索方法と検索対象を以下に示す。

| | | |
|---------|-----------|--|
| 検 索 方 法 | A N D | 「 」(半角スペース) 「 」(全角スペース) |
| | O R | 「 」(半角パイプ) |
| | フ レ ー ズ | 「"」(半角ダブルクォーテーション)で括弧 「"」内には「"」以外の AND、OR、NOT を解釈 |
| | N O T | 「!」(半角エクスクラメーションマーク) 検索語が「!」指定 1 語のみの場合は、NOT 検索ではなく、「!」指定を除いた検索語での検索となる |
| | 文字正規化 | 英：大文字→小文字 英数記号：全角→半角 カナ：半角→全角 |
| | MIME TYPE | text/html、application/xhtml+xml application/pdf |
| | 検索対象外 | 共有エリア及び指定したディレクトリ |
| | 出力文字 | UTF-8 |

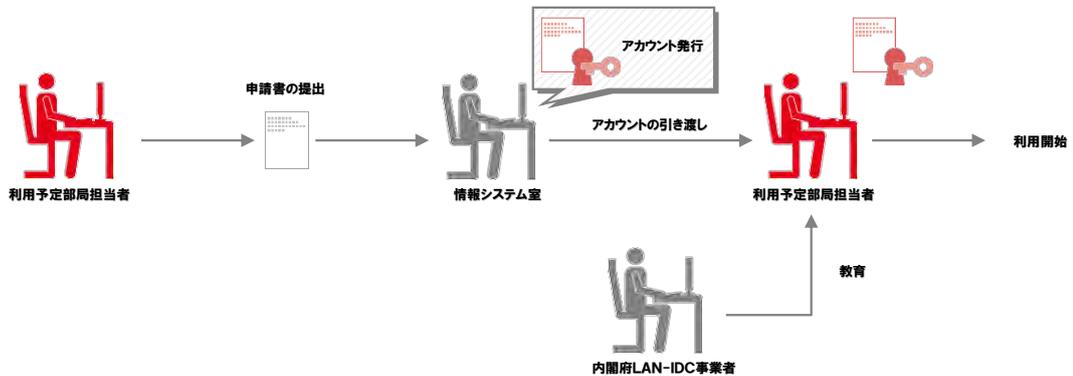
(8) 利用環境要件

- ・ 共通サイト内検索システムで提供されるすべての機能を利用するためには、ブラウザで JavaScript を有効にしておく必要がある。
- ・ JavaScript を無効にしている場合は、サムネイル拡大表示及び PDF 簡易ビューワを利用することができない。

| インタフェース | 項目 | 対象 |
|---------|------|--|
| 検索画面 | OS | Windows XP 以降 Mac OS X v10.5 Leopard 以降 |
| | ブラウザ | Internet Explorer 6 以降、Firefox 2.0 以降 Apple Safari 4 以降 |

(9) 利用申請要件

- ・ 公開ウェブシステムを利用している部局に対して、共通サイト内検索システムのアカウントは、申請を受け付けてから原則 10 営業日で引き渡しを行うこととしている。なお、処理の都合上、引き渡し日が前後する可能性がある。
- ・ 利用申請受理後、共通サイト内検索システムを利用する上で必要となる手引書等を引き渡すこととしている。利用申請からアカウント発行までは以下の手順に基づき対応を行うこととしている。



(10) 責任範囲

- ・ 部局のサイトに設置する検索窓の設置作業は、部局または部局の指定する者が実施することとし、情報システム室及び共通 Web システム運用事業者は関与しない。なお、HTML ファイルへの記述方法等については、別途情報を開示することとしている。
- ・ 情報システム室及び共通 Web システム運用事業者は、検索結果の順位及び検索結果画面に表示されるキャプションの内容については関知しないことと

する。

(11) 制限事項

- ・ 動的に生成されるページについては、原則として HTTP/HTTPS の GET メソッドでアクセスできるページが対象となり、POST メソッドでパラメータを渡す必要があるページは対象外となる。
- ・ 検索結果画面を個別にカスタマイズすることはできない。
- ・ 共通サイト内検索システムでは HTML ファイルより PDF ファイルの優先順位を下げる設定を行っている。
- ・ 特定キーワードと特定のページを紐付ける機能については、情報システム室と協議の上、利用の可否を判断する。
- ・ 内閣府のサイト以外を検索対象として含めることはできない。

12.7 コンテンツマネジメントシステム(コンテンツ登録管理(CS))

(1) システム概要

内閣府 LAN-IDC において公開しているウェブサイトのコンテンツを作成・管理する機能を提供するシステムである。あらかじめ構築されたテンプレートを用いて、特別なスキルを要することなくコンテンツの更新・管理を行うことができる。

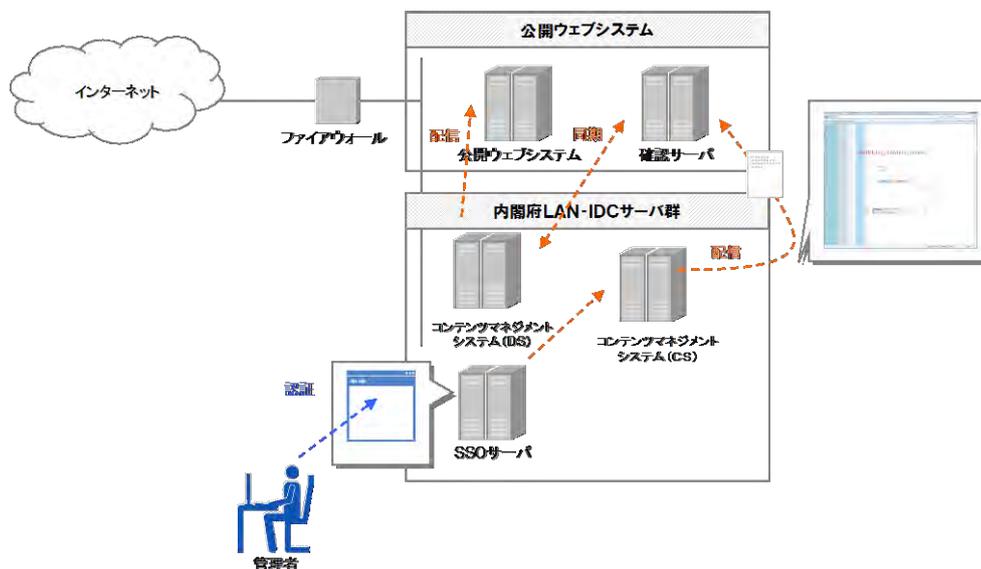


図 コンテンツマネジメントシステム (CS)

(2) システム構成

コンテンツマネジメントシステム (CS) を構成するサーバ機器仕様を以下に示

す。

① コンテンツマネジメントシステムサーバ

| | | | |
|---|----|-----|------------------------------------|
| C | P | U | Intel (R) Xeon(R) Quad core |
| メ | モ | リ | 12GB |
| H | D | D | 300GB×8 |
| O | S | | RedHat Enterprise Linux 5.4 x86_64 |
| ミ | ドル | ウェア | Apache、Tomcat、JDK、Postfix |
| 台 | 数 | | 1台 |

② コンテンツマネジメントシステムデータベースサーバ

| | | | |
|---|----|-----|------------------------------------|
| C | P | U | Intel (R) Xeon(R) Quad core |
| メ | モ | リ | 18GB |
| H | D | D | 300GB×4 |
| O | S | | RedHat Enterprise Linux 5.4 x86_64 |
| ミ | ドル | ウェア | Oracle、Postfix |
| 台 | 数 | | 1台 |

(3) 性能要件

- ・ コンテンツマネジメントシステムにて利用できるユーザは 500 アカウントまで対応できる。

(4) 信頼性要件

- ・ 管理しているコンテンツについては、バージョン管理を行うため必要に応じてロールバックすることができる。
- ・ コンテンツマネジメントシステムのデータは日次でバックアップを取得しており、常に2世代のバックアップデータを保持している。

(5) 拡張性要件

- ・ コンテンツマネジメントシステムを利用する上で支障が出るような事象が発生した場合は、状況に応じて、より性能の高いサーバへの入れ替えもしくはハードディスクやメモリなどを追加拡張することとしている。

(6) 上位互換性要件

- ・ インストールされているソフトウェア等は、次期バージョンにおいて互換性を保持されると想定されるものを実装している。

(7) 機能要件

コンテンツ登録管理（CS）における機能要件を以下に示す。

| 機能名 | 内容 |
|-----------|---|
| 構造管理機能 | <ul style="list-style-type: none">・ ウェブサイトのディレクトリを作成・変更・削除することができる。・ グローバルメニュー、ローカルメニュー項目を管理できる。・ 文書要素と画像、レイアウト等のデザイン要素を別々に管理することができる。・ 編集範囲の制限を設定ができる。・ ウェブサイトのディレクトリ構造とコンテンツを管理するコンテンツ構造を完全に分離して閲覧、管理することができる。（サイトディレクトリ構造を全く意識する必要が無く、更新者視点の構造でCMS管理ができる。・ 各構造においてアクセス権や承認フロー、登録出来る情報のレベルを個別に設定ができる。・ 複数のコンテンツ構造から1つのサイト構造へ情報の集約を行ったり、1つのコンテンツ構造から複数のサイト構造へ情報の分配を行ったりすることができる。 |
| コンテンツ入力機能 | <ul style="list-style-type: none">・ ページデザインをブラウジングしながらできる。・ コンテンツ作成時にHTMLソースを直接記述することができる。・ テキストを入力するだけで、デザインを含むホームページの作成ができる。・ ページ内で使用する画像数に制限がない。・ 画像を使用する際にalt属性を必須入力にすることができる。・ Flash等の外部ファイルを登録することができる。・ ページ内に複数の表を掲載することができる。・ 配信前にプレビューにより確認することができる。 |

| 機能名 | 内容 |
|--------------|---|
| サイト管理機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ コンテンツ毎にバージョン管理が行え、比較、ロールバックができる。 ・ 共通部品毎にバージョン管理が行え、比較、ロールバックができる。 ・ デザインテンプレート毎にバージョン管理が行え、比較、ロールバックができる。 |
| デザインテンプレート機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ アクセシビリティを考慮したテンプレート等を容易に開発可能（HTML タグベースのテンプレート開発）ができる。 ・ ページを作成する際に、自動的にサイトマップへ反映させることができる。 ・ デザインテンプレート毎にバージョン管理が行え、比較、ロールバックができる。 ・ ページを作成した際にパンくずリストを作成することができる。 ・ カテゴリを作成した際にグローバルナビゲーションもしくはローカルナビゲーションへ反映ができる。 ・ コンテンツを追加した際に、関連するページも自動的に修正することができる。 ・ トップページを最新情報を自動的に作成することができる。 ・ テンプレートの登録数に制限がない。 ・ 既に制作・公開しているページをテンプレート化できる。 ・ フレームなしのページを作成できる。 ・ コンテンツ登録時にレイアウトを指定し、コンテンツ毎にレイアウトが異なるページを生成することができる。 ・ サイト内で共通で使用しているソースを部品化し、一元的に管理することができる。 ・ コンテンツに付加情報を持たせ、付加情報で並び替えや絞込みができる。 ・ 1度の入稿で、HTML ページと RSS の同時出力ができる。 |

| 機能名 | 内容 |
|-----------|---|
| 新着情報更新機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定のコンテンツを作成・編集した際に、その内容を別ページの新着情報・トピックス欄に自動的に表示させることができる。 ・ 特定のコンテンツを作成・編集した際に、その内容を複数ページの新着情報・トピックスへ同時に掲載することができる。 ・ 新着情報・トピックスへの掲載期間をそれぞれ設定することができる。 ・ 新着情報・トピックスへの自動掲載時にタイトルと共に「ジャンル」「日付」等の付加的な情報を表示するようにすることができる。 ・ 新着情報・トピックスへの自動掲載時に、自動的にリンクを設定することができる。 ・ 新着情報・トピックスへ掲載する場合、任意の期間にその情報が新着情報である事を示す為のマークを表示することができる。 ・ 新着情報・トピックスへ掲載する場合、任意の件数だけを表示させることができる。 |
| ユーザ権限管理機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ユーザの作業権限をいくつかの階層・レベルに分けることができる。 ・ 複数のユーザ毎にグループとして管理することができる。 ・ ユーザの更新履歴を管理することができる。 ・ グループ毎に作業権限・レベルを設定することができる。 |

| 機能名 | 内容 |
|-----------|---|
| 承認フロー管理機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 承認なし～3段階承認まで承認フローの設定ができる。 ・ 一つの段階に複数人を設定する、並列フローの設定することができる。 ・ 承認依頼時に自動的にメールを送信させることができる。 ・ 承認者が承認する際にコメントを付記することができる。 ・ 承認するユーザが承認の差戻しを行う際、自動的にメール送信することができる。 ・ 承認の差戻しを行う際に、コメントを付記することができる。 ・ 最終承認者が承認を行った際に自動的にメールを送信することができる。 |
| 自動配信機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ RSS ファイルを作成することができる。 ・ 静的な HTML を配信することができる。 ・ 配信されるファイル及びディレクトリの名前を指定することができる。 |

| 機能名 | 内容 |
|----------|--|
| セキュリティ機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ログイン時に ID とパスワードにより個人を認証することができる。 ・ パスワードは暗号化して保管することができる。 ・ ID による表示制限または機能制限ができる。 ・ CMS サーバへの接続に SSL を利用することができる。 ・ CMS サーバへ接続しているユーザを把握できる。 ・ ユーザの操作履歴を管理できる。 ・ CMS とウェブサーバ間通信は暗号化対応できる。 ・ PDF、Flash、テキスト等、複数の形式のデータをコンテンツファイルとして扱える。 ・ ウェブブラウザから全ての操作を実施できる。 ・ 日本語以外の言語でインタフェースを持っており、かつユーザ ID 毎に言語を切り替えることができる。 ・ コンテンツを多言語で登録することができる。 ・ 作成したコンテンツに対してアクセシビリティチェックができる。 |

(8) 利用環境要件

コンテンツ登録管理（CS）における利用環境要件を以下に示す。なお、利用に際しては ActiveX にインストールが必要となる。

| インタフェース | 項目 | 対象 |
|-----------|------|------------------------|
| 管理インタフェース | 0 S | Windows XP 以降 |
| | ブラウザ | Internet Explorer 6 以降 |

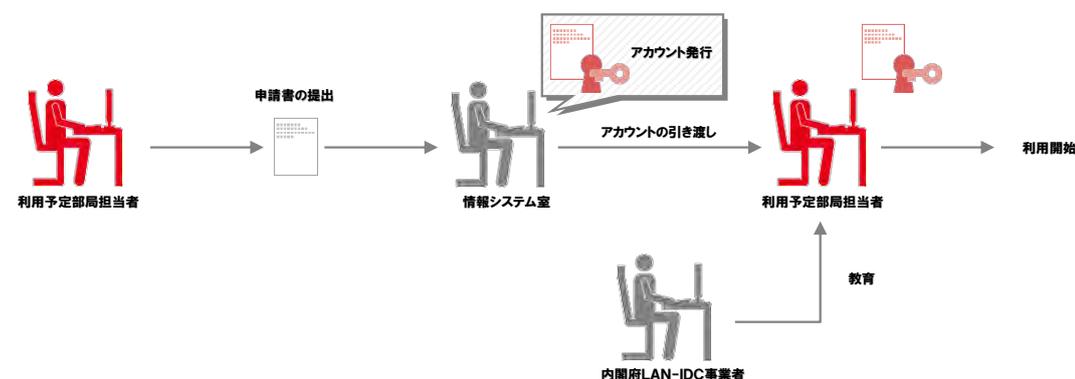
(9) データ要件

コンテンツ登録管理（CS）で取り扱うデータのファイル形式を以下に示す。

| データ種別 | ファイル形式 |
|-------------|----------------------|
| テキストベースデータ | html、csv、txt、xml、rdf |
| 画像データ | jpg、gif、png |
| アプリケーションデータ | pdf |

(10) 利用申請要件

- ・ コンテンツ登録管理（CS）のアカウントは、申請を受け付けてから原則 10 営業日で引き渡しを行うこととしている。なお、処理の都合上、引き渡し日が前後する可能性がある。
- ・ 利用申請受理後、コンテンツ登録管理（CS）を利用する上で必要となる手引書等を引き渡すこととしている。利用申請からアカウント発行までは以下の手順に基づき対応を行うこととしている。



(11) 責任範囲

- ・ 情報システム室及び共通 Web システム運用事業者は、コンテンツマネジメントシステム（CS）で構築したデザインテンプレート及び生成したコンテンツの内容については、原則として関知しないこととする。
- ・ 情報システム室及び共通 Web システム運用事業者は、外部事業者がコンテンツマネジメントシステム（CS）を利用して各システムを操作した際に、作業者のオペレーションミスにより発生した問題については関知しないこととする。
- ・ コンテンツマネジメントシステム（CS）の利用者は情報システム室が割り当てた ID 及びパスワードの管理について責任を負うものとする。また、ID 又はパスワードを忘失したときは、部局を介して情報システム室に対し連絡を行い、当該 ID 又はパスワードの際通知の請求をするものとしている。

(12) 外部事業者向けサポート範囲

- ・ 共通 Web システム運用事業者は外部事業者に対して以下のサポートを行うこととしている。
 - － コンテンツ登録管理（CS）の操作に関する質問対応
 - － コンテンツ登録管理（CS）を用いたサイト作成における対応
 - － コンテンツ登録管理（CS）を用いた外部業者のコンテンツ作成支援

- コンテンツ登録管理（CS）を用いた外部業者のドキュメント（サイト仕様書、テンプレート仕様書等）作成支援
- 人事異動等の際の担当者へのコンテンツ登録管理（CS）教育実施
- 各部局への訪問教育（外部事業者に対する教育の場合は、原則、内閣府にて実施）

12.8 コンテンツマネジメントシステム(コンテンツ配信管理(DS))

(1) システム概要

内閣府 LAN-IDC において公開しているウェブサイトのコンテンツを管理・配信する機能を提供するシステムである。ブラウザを介して確認サーバや公開サーバに対して作成したコンテンツを配信する。

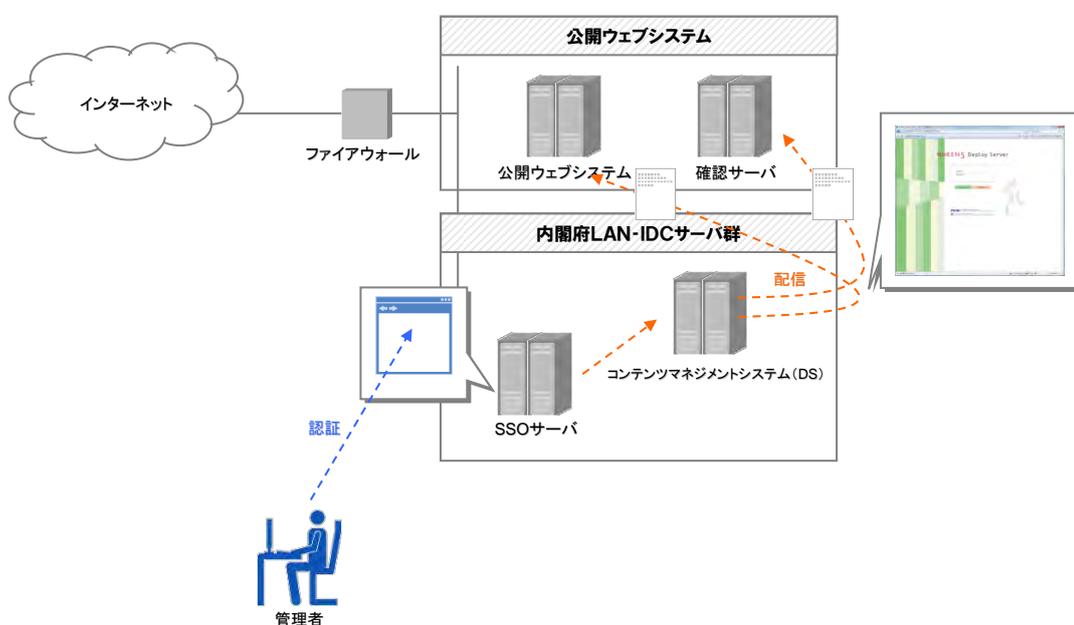


図 コンテンツマネジメントシステム (DS)

(2) システム構成

コンテンツ配信管理（DS）を構成するサーバ機器仕様を以下に示す。

① コンテンツマネジメントシステムサーバ

| | | | |
|--------|---|---|------------------------------------|
| C | P | U | Intel (R) Xeon (R) Quad core |
| メ | モ | リ | 12GB |
| H | D | D | 300GB × 8 |
| O | | S | RedHat Enterprise Linux 5.4 x86_64 |
| ミドルウェア | | | Apache、Tomcat、JDK、Postfix |
| 台数 | | | 1台 |

② コンテンツマネジメントシステムデータベースサーバ

| | | | |
|---|----|-----|------------------------------------|
| C | P | U | Intel (R) Xeon (R) Quad core |
| メ | モ | リ | 18GB |
| H | D | D | 300GB×4 |
| O | | S | RedHat Enterprise Linux 5.4 x86_64 |
| ミ | ドル | ウェア | Oracle、Postfix |
| 台 | | 数 | 1台 |

(3) 性能要件

- ・ コンテンツマネジメントシステムにて利用できるユーザは 500 アカウントまで対応できる。

(4) 信頼性要件

- ・ 管理しているコンテンツについては、バージョン管理を行うため必要に応じてロールバックすることができる。
- ・ コンテンツマネジメントシステムのデータは日次でバックアップを取得しており、常に2世代のバックアップデータを保持している。

(5) 拡張性要件

- ・ コンテンツマネジメントシステムを利用する上で支障が出るような事象が発生した場合は、状況に応じて、より性能の高いサーバへの入れ替えもしくはハードディスクやメモリなどを追加拡張することとしている。

(6) 上位互換性要件

- ・ インストールされているソフトウェア等は、次期バージョンにおいて互換性を保持されると想定されるものを実装している。

(7) 機能要件

コンテンツ配信管理 (DS) における機能要件を以下に示す。

| 機能名 | 内容 |
|---------|--|
| 構造管理機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部メディアから取り込んだディレクトリ構造をそのままアップロードし、利用することができる。 ・ コンテンツ各構造においてアクセス権や承認フロー、登録出来る情報のレベルを個別に設定できる。 |
| サイト管理機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ コンテンツ毎にバージョン管理が行え、比較、ロールバックができる。 |

| 機能名 | 内容 |
|-----------|---|
| 新着情報更新機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新着情報・トピックスへの掲載期間をそれぞれ設定できる。 |
| ユーザ権限管理機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ユーザの作業権限をいくつかの階層・レベルに分けることができる。 ・ ユーザ別に権限を設定ができる。 ・ 複数のユーザ毎にグループとして管理することができる。 ・ ユーザの更新履歴を管理することができる。 ・ グループ毎に作業権限・レベルを設定することができる。 |
| 承認フロー管理機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 承認なし～3段階承認まで承認フローの設定ができる。 ・ 一つの段階に複数人を設定する、並列フローの設定することができる。 ・ 承認依頼時に自動的にメールを送信させることができる。 ・ 承認者が承認する際にコメントを付記することができる。 ・ 承認するユーザが承認の差戻しを行う際、自動的にメール送信することができる。 ・ 承認の差戻しを行う際に、コメントを付記することができる。 ・ 最終承認者が承認を行った際に自動的にメールを送信することができる。 |

| 機能名 | 内容 |
|----------|--|
| 自動配信機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ RSS ファイルを作成することができる。 ・ 作成・編集したコンテンツの公開期間を「年・月・日・時・分」のレベルで設定することができる。 ・ 静的な HTML を配信することができる。 ・ 配信されるファイル及びディレクトリの名前を指定することができる。 ・ CMS で生成されたファイルが公開されるまでに、情報漏えい防止等を意識したセキュリティ機能がある。 ・ CMS で生成されたファイルが公開されるまでに、インフラ負荷軽減を意識した機能を有しています。 ・ スケジュールで指定した時間に配信することができる。 ・ 複数のウェブサーバへ同時に配信することができる。 ・ 配信で失敗したときにウェブサイトを配信前の状態にロールバックができる。 ・ 配信のログ（いつ、誰が、結果）を管理できる。 |
| セキュリティ機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ログイン時に ID とパスワードにより個人を認証することができる。 ・ パスワードは暗号化して保管することができる。 ・ ID による表示制限または機能制限ができる。 ・ CMS サーバへの接続に SSL を利用することができる。 ・ CMS サーバへ接続しているユーザを把握できる。 ・ ユーザの操作履歴を管理できる。 ・ CMS とウェブサーバ間通信は暗号化対応できる。 |

(8) 利用環境要件

コンテンツ配信管理（DS）における利用環境要件を以下に示す。なお、利用に

際しては ActiveX にインストールが必要となる。

| インタフェース | 項目 | 対象 |
|-----------|------|------------------------|
| 管理インタフェース | OS | Windows XP 以降 |
| | ブラウザ | Internet Explorer 6 以降 |

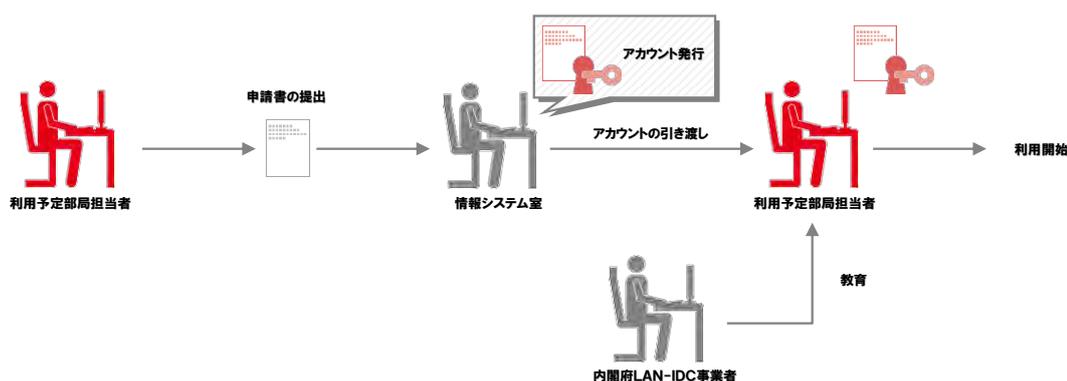
(9) データ要件

コンテンツ配信管理（DS）で取り扱うデータのファイル形式を以下に示す。

| データ種別 | ファイル形式 |
|-------------|----------------------|
| テキストベースデータ | html、csv、txt、xml、rdf |
| 画像データ | jpg、gif、png |
| アプリケーションデータ | pdf |

(10) 利用申請要件

- ・ コンテンツ配信管理（DS）のアカウントは、申請を受け付けてから原則 10 営業日で引き渡しを行うこととしている。なお、処理の都合上、引き渡し日が前後する可能性がある。
- ・ 利用申請受理後、コンテンツ配信管理（DS）を利用する上で必要となる手引書等を引き渡すこととしている。利用申請からアカウント発行までは以下の手順に基づき対応を行うこととしている。



(11) 責任範囲

- ・ 情報システム室及び共通 Web システム運用事業者は、外部事業者がコンテンツ配信管理（DS）を利用して各システムを操作した際に、作業者のオペレーションミスにより発生した問題については関知しないこととする。
- ・ コンテンツ配信管理（DS）の利用者は情報システム室が割り当てた ID 及び

パスワードの管理について責任を負うものとする。また、ID 又はパスワードを忘失したときは、部局を介して情報システム室に対し連絡を行い、当該ID 又はパスワードの際通知の請求をするものとしている。

(12) 外部事業者向けサポート範囲

- ・ 共通 Web システム運用事業者は外部事業者に対して以下のサポートを行うこととしている。
 - コンテンツ配信管理（DS）の操作に関する質問対応
 - 人事異動等の際の担当者へのコンテンツ配信管理（DS）教育実施
 - 各部局への訪問教育（外部事業者に対する教育の場合は、原則、内閣府にて実施）

12.9 公開ウェブシステム動的コンテンツ登録ツール(NETS システム)

(1) システム概要

公開ウェブシステムの一機能として、動的コンテンツをサーバへ転送するためのシステムであり、ブラウザを介して任意のサーバへ接続することができる。コンテンツマネジメントシステムを利用してデータを転送できないシステムに対して利用する。

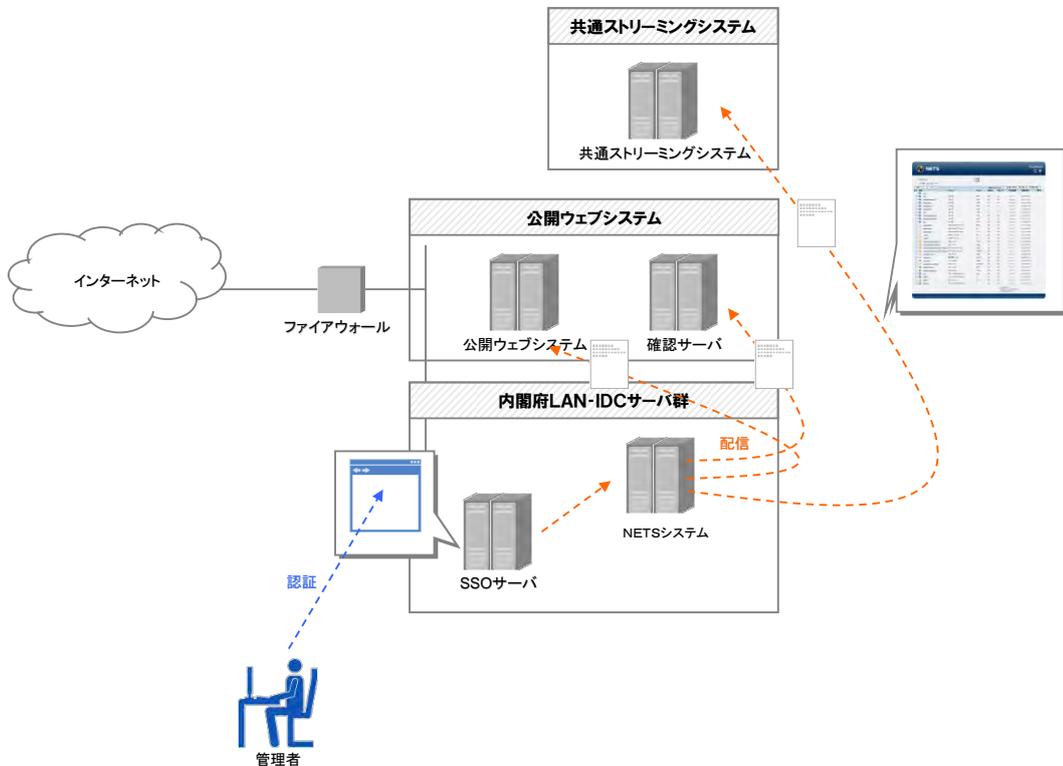


図 公開ウェブシステム動的コンテンツ登録ツール (NETS システム)

(2) システム構成

公開ウェブシステム動的コンテンツ登録ツール（NETS システム）を構成するサーバ機器仕様を以下に示す。

| | | | |
|---|----|-----|---------------------------------------|
| C | P | U | Intel (R) Xeon (R) Quad core |
| メ | モ | リ | 12GB |
| H | D | D | 300GB×16 |
| O | | S | RedHat Enterprise Linux 5.4 (32bit 版) |
| ミ | ドル | ウェア | PHP、MySQL |
| 台 | | 数 | 2 台 |
| 冗 | 長 | 方式 | Active-Standby 方式 |

(3) 性能要件

- ・ NETS システムで扱える 1 つのファイルの上限サイズは、PHP : 2000MB、それ以外のファイルは 1953125KB としている。

(4) 信頼性要件

- ・ 公開ウェブシステム動的コンテンツ登録ツール（NETS システム）のデータは週単位でバックアップを取得しており、常に 2 世代のバックアップデータを保持している。
- ・ 公開ウェブシステム動的コンテンツ登録ツール（NETS システム）は 2 台のサーバにて互いのデータをバックアップしている。

(5) 拡張性要件

- ・ 発行できるユーザアカウント数には制限を設けていない。

(6) 上位互換性要件

- ・ インストールされているソフトウェア等は、次期バージョンにおいて互換性を保持されると想定されるものを実装している。

(7) 機能要件

公開ウェブシステム動的コンテンツ登録ツール（NETS システム）における機能要件を以下に示す。

| 機能名 | 内容 |
|------------|-------------------------------------|
| ディレクトリ新規作成 | NETS システムを介して対象のサーバ上に新規ディレクトリを作成する。 |

| 機能名 | 内容 |
|------------|---|
| アップロード | NETS システムを介して対象のサーバ上にファイルをアップロードする。 |
| ファイルコピー | NETS システムを介して対象のサーバ上にあるファイルをコピーする。 |
| ファイル移動 | NETS システムを介して対象のサーバ上にあるファイルを移動する。 |
| ファイル削除 | NETS システムを介して対象のサーバ上にあるファイルを削除する。 |
| ファイルリネーム | NETS システムを介して対象のサーバ上にあるファイルをリネームする。 |
| ファイルモード変更 | NETS システムを介して対象のサーバ上にあるファイルを許可情報の変更をする。 |
| ファイルダウンロード | NETS システムを介して対象のサーバ上にあるファイルをコピーする。 |

(8) 利用環境要件

公開ウェブシステム動的コンテンツ登録ツール（NETS システム）における利用環境要件を以下に示す。

| インタフェース | 項目 | 対象 |
|-----------|------|--|
| 管理インタフェース | OS | Windows XP 以降 Mac OS X v10.5 Leopard 以降 |
| | ブラウザ | Internet Explorer 6 以降、Firefox 2.0 以降 Apple Safari 4 以降 |

(9) データ要件

アクセスログ解析システムで取り扱うデータのファイル形式を以下に示す。なお、NETS システムでは以下に示すデータ種別以外にも対象のサーバで認識可能なファイル形式であれば扱うことができる。

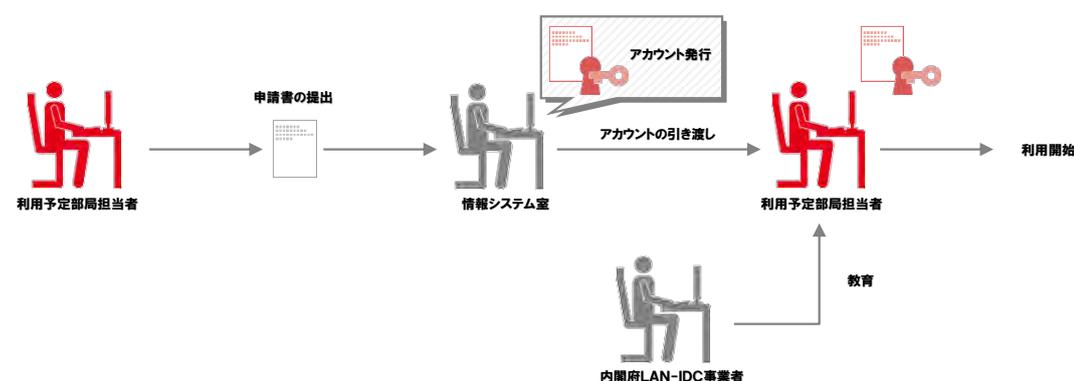
| データ種別 | ファイル形式 |
|-------------|----------|
| アプリケーションデータ | PHP、Perl |
| ストリーミングファイル | flv |

(10) 利用申請要件

- ・ 公開ウェブシステム動的コンテンツ登録ツール（NETS システム）のアカウ

ントは、公開ウェブシステムまたは共通ストリーミングシステム、動画アクセスログ解析システムのアカウントと併せて、申請を受け付けてから原則10営業日で引き渡しを行うこととしている。なお、処理の都合上、引き渡し日が前後する可能性がある。

- ・ 利用申請受理後、公開ウェブシステム動的コンテンツ登録ツール（NETS システム）を利用する上で必要となる手引書等を引き渡すこととしている。利用申請からアカウント発行までは以下の手順に基づき対応を行うこととしている。



(11) 責任範囲

- ・ 情報システム室及び共通 Web システム運用事業者は、部局または外部事業者が操作した際に、作業者のオペレーションミスにより発生した問題については関知しないこととする。
- ・ NETS システムの利用者は情報システム室が割り当てた ID 及びパスワードの管理について責任を負うものとする。また、ID 又はパスワードを忘失したときは、部局を介して情報システム室に対し連絡を行い、当該 ID 又はパスワードの際通知の請求をするものとしている。

(12) 制限事項

- ・ NETS システムでは SSL により暗号化された通信を行うが、サーバ証明書は自己証明書を利用しているため、閲覧時に警告が出力される場合がある。

12.10 アクセスログ解析システム

(1) システム概要

内閣府 LAN-IDC において公開しているウェブサイトのアクセスログを集計/解析して、各種解析情報を提供するシステムである。

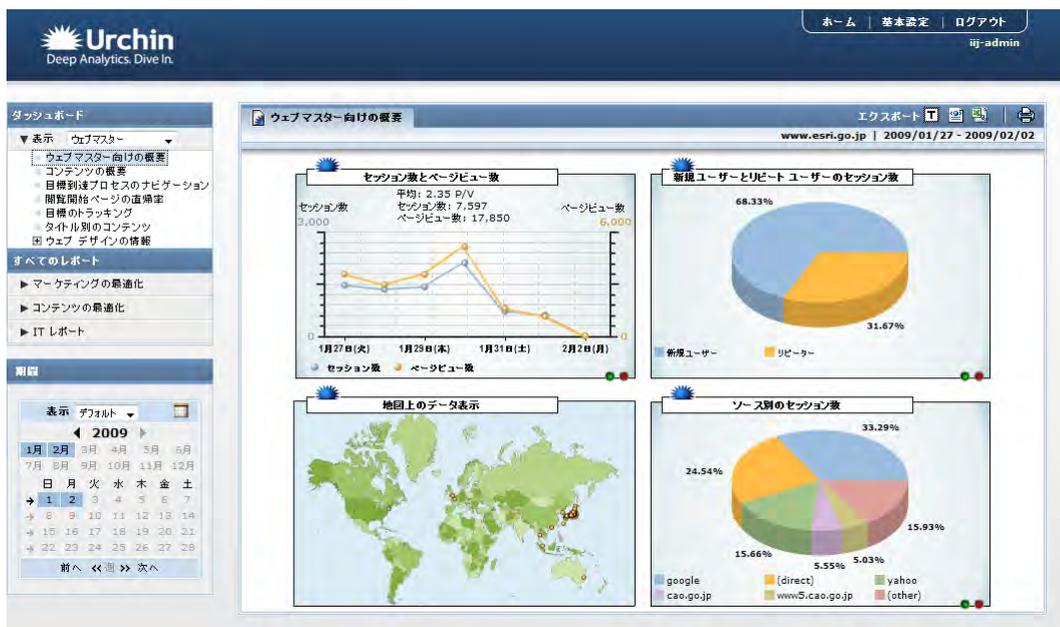


図 アクセスログ解析システム

(2) システム構成

アクセスログ解析システムを構成するサーバ機器仕様を以下に示す。

| | | | |
|--------|---|---|---------------------------------------|
| C | P | U | Intel (R) Xeon(R) Quad core |
| メ | モ | リ | 12GB |
| H | D | D | 300GB × 16 |
| O | | S | RedHat Enterprise Linux 5.4 (32bit 版) |
| ミドルウェア | | | PHP、MySQL |
| 台数 | | | 2台 |
| 冗長方式 | | | Active-Standby方式 |

(3) 性能要件

- 平成 23 年 1 月 1 日時点で 40 サイトのアクセスログを集計/解析対象としている。

(4) 信頼性要件

- アクセスログ解析システムのデータは週単位でバックアップを取得しており、常に 2 世代のバックアップデータを保持している。
- アクセスログ解析システムは 2 台のサーバにて互いのデータをバックアップしている。

(5) 拡張性要件

- ・ アクセスログの集計/解析などに支障が出るような事象が発生した場合は、状況に応じて、より性能の高いサーバへの入れ替えもしくはハードディスクやメモリなどを追加拡張することとしている。

(6) 上位互換性要件

- ・ インストールされているソフトウェア等は、次期バージョンにおいて互換性を保持されると想定されるものを実装している。

(7) 機能要件

アクセスログ解析システムにおける機能要件を以下に示す。

- ・ アクセスログ解析には Urchin 6.0 を利用している。
- ・ 解析結果はテキスト形式、XML 形式、CSV 形式にてダウンロードすることができる。
- ・ 解析結果は出力対象期間を指定することで任意の期間における解析結果を出力することができる。
- ・ アクセスログ解析結果を閲覧するための管理インタフェースを提供している。管理インタフェースから閲覧可能な解析項目は以下のとおりとする。

| レポート名 | 概要とメニュー |
|---------------------|---|
| 全体のセッション数とページビュー数 | 一定の期間のセッション数、ページビュー数、1回のセッションあたりの平均ページビュー数をグラフで確認できる。 |
| 地域別セッション数とページビュー数 | ユーザのコンバージョン数や平均セッション値を地域別に比較できる。このレポートには、地域別のセッション数、1回のセッションあたりのページビュー数、コンバージョン率、セッションの平均値が表示される。 |
| ドメイン別セッション数とページビュー数 | ドメイン レポートには、ユーザの IP アドレスによって特定されるインターネットサービスプロバイダのトップレベルドメイン名ごとのセッション数が表示される。官公庁 (go.jp)、企業 (co.jp) など、ドメイン名からアクセス元の組織を類推することも可能。 |
| 参照元別セッション数とページビュー数 | Yahoo!JAPAN や Google などの検索エンジン、ユーザーが参照したサイトなどのソース別にセッション数、コンバージョン率、セッションの平均値を比較できる。 |

| レポート名 | 概要とメニュー |
|----------------------|--|
| キーワード別セッション数とページビュー数 | 検索エンジンを使って内閣府ホームページへ訪れたユーザがどのようなキーワードを利用したかを確認できる。検索キーワードのセッション数、1回のセッションあたりのページビュー数、コンバージョン率、平均セッション値が表示される。 |
| ページ別セッション数とページビュー数 | 最も重要で人気度の高いページを確認できる。このレポートには、サイトの各ページのセッション数とページビュー数、平均閲覧時間、閲覧後にサイトから退出した割合、インデックスが表示される。 |
| ユーザ滞在時間統計 | ユーザがウェブサイトを開覧した時間を確認できます。閲覧時間が10秒以下のセッションはグラフの左に表示され、1801秒以上のセッションはグラフの右に表示される。 |
| 閲覧開始ページの直帰率統計 | 最初のページを訪問してすぐにサイトから直帰したユーザの数を確認できる。このレポートには、ユーザが最初に訪問したページと各ページの直帰数、直帰率が表示されます。[直帰数]は、ユーザが最初のページを訪問してすぐにサイトを離脱した回数となる。 |
| 掲載PDFファイル別ダウンロード数 | ダウンロード ページには、PDFファイルなどリクエストされた上位のダウンロードファイルが有効ヒット数やファイルサイズ順に並び替えることも可能。 |
| 参照エラー統計 | 参照エラー レポートには、ログに記録されたエラーとリクエストの試行が失敗した回数が表示される。具体的には、リンクの張り間違いやリンク先のページが移転又は削除され、見つからなかった場合、404と表示される。 |
| ブラウザのバージョン統計 | サイトを作成する際に基準とするブラウザを確認できる。ブラウザとロボットレポートには、ウェブサーバのログのユーザエージェントフィールドによって特定されるブラウザ名ごとのユーザがすべて表示される。Internet Explorer やFirefoxといったブラウザや携帯電話からのアクセス、また検索エンジンのデータ収集システム（ロボット）の来訪が判る。 |
| プラットフォームのバージョン統計 | サイトを作成する際に基準とするオペレーティングシステムを確認できる。プラットフォームのバージョン レポートには、ウェブサーバのログのユーザーエージェントフィールドに基づいて、ブラウザ名別にすべてのユーザが表示される。Windows、Macintosh、携帯電話など、どのOSを使ってユーザがアクセスしてきたかが判る。 |

| レポート名 | 概要とメニュー |
|---------------|--|
| ロボットのアクセス状況統計 | 検索エンジンのデータ収集システム（ロボット）がいつ、サイトに訪れたかが確認できる。ロボットレポートには、一般的な自動ウェブ クロール スクリプト（ロボット）による処理を含むすべてのヒットが表示される。 |

(8) 利用環境要件

アクセスログ解析システムにおける利用環境要件を以下に示す。

| インタフェース | 項目 | 対象 |
|-------------|------|--|
| アクセスログ解析ページ | OS | Windows XP 以降 Mac OS X v10.5 Leopard 以降 |
| | ブラウザ | Internet Explorer 6 以降、Firefox 2.0 以降 Apple Safari 4 以降 |

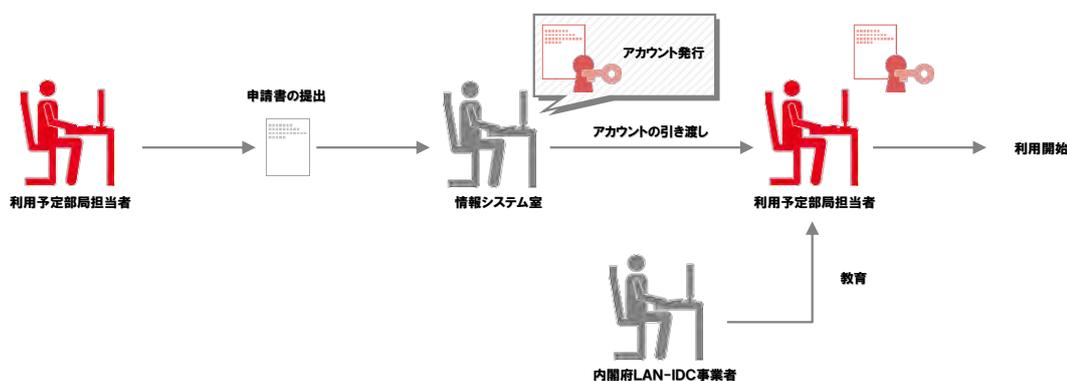
(9) データ要件

アクセスログ解析システムで取り扱うデータのファイル形式を以下に示す。

| データ種別 | ファイル形式 |
|------------|------------------|
| テキストベースデータ | html、csv、txt、xml |

(10) 利用申請要件

- ・ アクセスログ解析システムのアカウントは、申請を受け付けてから原則 10 営業日で引き渡しを行うこととしている。なお、処理の都合上、引き渡し日が前後する可能性がある。
- ・ 利用申請受理後、アクセスログ解析システムを利用する上で必要となる手引書等を引き渡すこととしている。利用申請からアカウント発行までは以下の手順に基づき対応を行うこととしている。



(11) 責任範囲

- ・ 情報システム室及び共通 Web システム運用事業者は、動画アクセスログ解析結果の内容については、原則として関知しないこととする。
- ・ 情報システム室及び共通 Web システム運用事業者は、外部事業者がアクセスログ解析システムを利用して各システムを操作した際に、作業者のオペレーションミスにより発生した問題については関知しないこととする。
- ・ アクセスログ解析システムの利用者は情報システム室が割り当てた ID 及びパスワードの管理について責任を負うものとする。また、ID 又はパスワードを忘失したときは、部局を介して情報システム室に対し連絡を行い、当該 ID 又はパスワードの際通知の請求をするものとしている。

(12) 制限事項

- ・ アクセスログの解析対象は前日までに生成されたログを元に解析を行う。
- ・ 解析結果の最大参照期間は 1 年間としている。
- ・ アクセスログ解析システムでは SSL により暗号化された通信を行うが、サーバ証明書は自己証明書を利用しているため、閲覧時に警告が出力される場合がある。
- ・ Urchin 6.0 が持つ解析機能については、内閣府向けに個別のカスタマイズを行っており、すべての解析項目を表示することはできない。

12.11 動画アクセスログ解析システム

(1) システム概要

内閣府 LAN-IDCにおいて公開している動画コンテンツのアクセスログを集計/解析して、各種解析情報を提供するシステムである。



図 動画アクセスログ解析システム

(2) システム構成

動画アクセスログ解析システムは、プロバイダのバックボーン上で提供されるサービスを利用しているため、内閣府 LAN-IDC 内に個別の環境を有していない。

(3) 性能要件

- 平成 23 年 1 月 1 日時点で 50 サイトの動画アクセスログを集計/解析対象としている。

(4) 拡張性要件

- 登録できるアカウントは全体で 50 アカウントとしているが、拡張することが可能である。

(5) 上位互換性要件

- インストールされているソフトウェア等は、次期バージョンにおいて互換性を保持されると想定されるものを実装している。

(6) 機能要件

動画アクセスログ解析システムにおける機能要件を以下に示す。

- ・ 解析結果は CSV 形式、EXCEL 形式にてダウンロードすることができる。
- ・ 解析結果は出力対象期間を指定することで任意の期間における解析結果を出力することができる。
- ・ アクセスログ解析結果を閲覧するための管理インタフェースを提供している。管理インタフェースから閲覧可能な解析項目は以下のとおりとする。

| 大項目 | 中項目 | 概要 |
|-------------|-----------|--|
| Web サイト現状把握 | 日別状況 | 指定した期間における日毎の PV、UU、PV/UU を確認することができる。解析範囲（カテゴリ）と地域を指定して結果を表示できる。 |
| | 曜日別状況 | 指定した期間における曜日毎の PV、UU、PV/UU を確認することができる。解析範囲（カテゴリ）と地域を指定して結果を表示できる。 |
| | 月別状況 | 指定した期間における月毎の PV、UU、PV/UU を確認することができる。解析範囲（カテゴリ）と地域を指定して結果を表示できる。 |
| | 時間帯別状況 | 指定した期間（日別 or 月別）における時間帯の PV、UU、PV/UU を確認することができる。時間帯は 0～23 時の特別集計と 0～59 分の分別集計（指定した時間帯の分別）ができる。解析範囲と地域を指定し、結果を表示できる。 |
| | アクセスランキング | アクセス数（PV 数、UU 数、PV/UU 数）の多いページ・カテゴリを、ランキング形式で確認することができる。解析範囲と地域を絡めたクロス集計ができる。 |
| | ファイル別視聴時間 | ファイルが視聴された時間を集計します。視聴時間を以下の項目に分けて集計を行う。「1 分未満, 1 分～5 分, 5 分～30 分, 30 分以上」解析範囲と地域を絡めたクロス集計ができる。 |
| | 転送バイト数 | ファイル毎に転送されたファイルサイズを集計する。解析範囲と地域を絡めたクロス集計ができる。 |

| 大項目 | 中項目 | 概要 |
|------------|----------------|--|
| サイト来訪状況の確認 | IP アドレス別アクセス状況 | IPアドレス別にアクセス数と視聴時間を確認することができる。解析範囲と地域を絡めたクロス集計ができる。 |
| | 都道府県別アクセス状況 | 地域別（都道府県別もしくは地方別）にPV数を確認することができる。解析範囲を絡めたクロス集計ができる。 |
| | 直前閲覧サイト（リファラー） | 閲覧者がサイトに訪れる前に見ていたページのPV数、UU数、PV / UU数を確認することができる。解析範囲と地域を絡めたクロス集計ができる。 |
| | 組織別アクセス状況 | 指定した期間に訪れた組織毎のPV数、UU数、PV / UU数を確認することができる。解析範囲を絡めたクロス集計ができる。指定した団体に絞り込むことができる。 |
| | 国別アクセス状況 | 国別にPV数、UU数、PV / UU数を確認することができる。解析範囲を絡めたクロス集計ができる。 |
| ユーザー利用環境 | 接続環境 | 指定した期間における環境別のPV数、UU数、PV / UU数を確認することができる。 |
| | 利用OS | 指定した期間における閲覧者の利用OS状況を確認することができる。解析範囲を絡めたクロス集計ができる。 |
| | 利用プレイヤー | 指定した期間における閲覧者の利用プレイヤー状況を確認することができる。解析範囲を絡めたクロス集計ができる。 |
| その他 | サマリ | 各解析結果を1画面で参照することが可能。 |

(7) 利用環境要件

動画アクセスログ解析システムにおける利用環境要件を以下に示す。

| インタフェース | 項目 | 対象 |
|-------------------|------|---|
| 動画アクセスログ 解析ページ | OS | Windows XP以降 Mac OS X v10.5 Leopard以降 |
| | ブラウザ | Internet Explorer 6以降、Firefox 2.0以降 Apple Safari 4以降 |

(8) データ要件

動画アクセスログ解析システムで取り扱うデータのファイル形式を以下に示す。

| データ種別 | ファイル形式 |
|------------|--------------|
| テキストベースデータ | html、csv、xls |

(9) 利用申請要件

- ・ 動画アクセス解析システムのアカウントは、共通ストリーミングシステムと併せて申請を受け付けてから原則 10 営業日で引き渡しを行うこととしている。なお、処理の都合上、引き渡し日が前後する可能性がある。
- ・ 利用申請受理後、動画アクセス解析システムを利用する上で必要となる手引書等を引き渡すこととしている。利用申請からアカウント発行までは以下の手順に基づき対応を行うこととしている。

(10) 責任範囲

- ・ 情報システム室及び共通 Web システム運用事業者は、動画アクセスログ解析結果の内容については、原則として関知しないこととする。
- ・ 情報システム室及び共通 Web システム運用事業者は、外部事業者が動画アクセスログ解析システムを利用して各システムを操作した際に、作業者のオペレーションミスにより発生した問題については関知しないこととする。
- ・ アクセスログ解析システムの利用者は情報システム室が割り当てた ID 及びパスワードの管理について責任を負うものとする。また、ID 又はパスワードを忘失したときは、部局を介して情報システム室に対し連絡を行い、当該 ID 又はパスワードの際通知の請求をするものとしている。

(11) 制限事項

- ・ アクセスログの解析対象は前日までに生成されたログを元に解析を行う。
- ・ 解析結果の最大参照期間は 1 年間としている。

12.12 外部事業者向けリモートアクセスシステム

(1) システム概要

外部事業者が内閣府 LAN-IDC 内にある各システムを利用するために接続クライアントと内閣府 LAN-IDC の通信経路を暗号化 (VPN) するためのシステムであり、ユーザごとにアクセス可能なサーバやプロトコルをきめ細かく制御するアプリケーションレベルゲートウェイとして機能している。

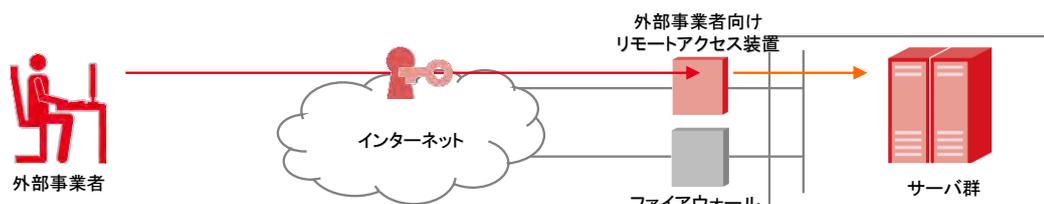


図 外部事業者向けリモートアクセスシステム

(2) システム構成

外部事業者向けリモートアクセスシステムを構成するサーバ機器仕様を以下に示す。

| | | | |
|---|---|----|----------------------------|
| C | P | U | Core 2 Duo T9400 (2.53GHz) |
| メ | モ | リ | 1GB |
| H | D | D | 500GB |
| 台 | | 数 | 2台 |
| 冗 | 長 | 方式 | Active-Standby方式 |

(3) 暗号化方式

接続方式には SSL ダイアルアップ（認証：MS-CHAP-V2、暗号化：SSL+MPPPE）を採用しており、PPTP や L2TP/IPsec を用いた接続方式は利用しないこととしている。

(4) 端末認証

本システムでは接続してくるクライアント PC に対しては、申請時に MAC アドレスを登録することとしており、その認証には ActiveX を用いて実現しているため Windows 端末+Internet Explorer のみが利用できる。

| OS | ブラウザ | 対応 |
|--------------------------------------|------------------------|----|
| Windows XP Home Edition/Professional | Internet Explorer 6 以上 | ○ |
| Windows Vista | Internet Explorer 6 以上 | ○ |
| Windows 7 (32bit/64bit) | Internet Explorer 6 以上 | ○ |
| Mac OS X | - | × |

(5) リモートアクセスシステム接続時の内閣府 LAN-IDC 以外への通信

外部事業者向けリモートアクセスシステムを利用する場合、スプリットトンネリングの設定をクライアント PC 側に設定することとしている。インターネットを利用するための通信がリモートアクセスシステムを経由させないために、スプリットトンネリングを利用することで、内閣府 LAN-IDC への通信とインター

ネットへのアクセスする経路を分離する。

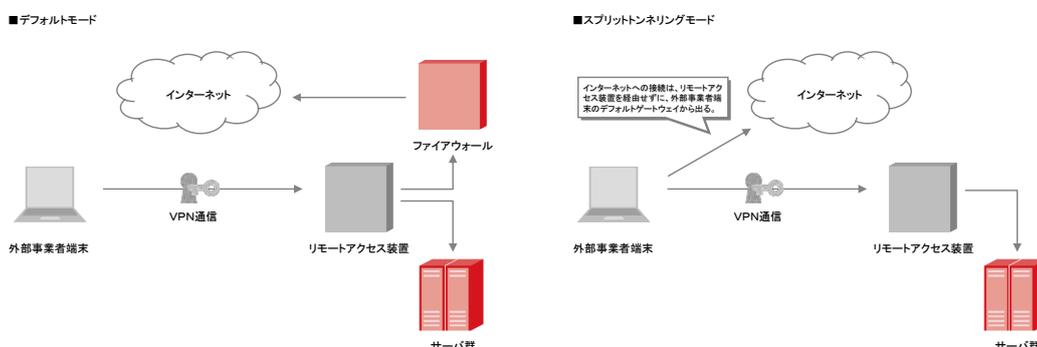
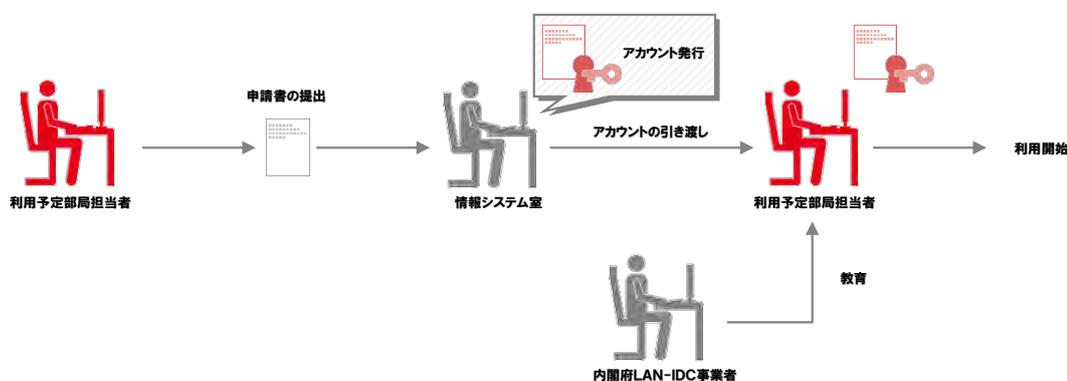


図 スプリットトンネリング利用イメージ

(6) 利用申請要件

- ・ リモートアクセスシステムのアカウントは、申請を受け付けてから原則 10 営業日で引き渡しを行うこととしている。なお、処理の都合上、引き渡し日が前後する可能性がある。
- ・ 利用申請受理後、リモートアクセスシステムを利用する上で必要となる手引書等を引き渡すこととしている。利用申請からアカウント発行までは以下の手順に基づき対応を行うこととしている。



(7) 責任範囲

- ・ 情報システム室及び共通 Web システム運用事業者は、外部事業者がリモートアクセスシステムを利用して各システムを操作した際に、作業者のオペレーションミスにより発生した問題については関知しないこととする。
- ・ 情報システム室及び共通 Web システム運用事業者は、リモートアクセスシステムへアクセスするための外部事業者の利用するアクセス回線に依存する固有の事象については関知しないこととする。
- ・ リモートアクセスシステムの利用者は情報システム室が割り当てた ID 及び

パスワードの管理について責任を負うものとする。また、ID 又はパスワードを忘失したときは、部局を介して情報システム室に対し連絡を行い、当該 ID 又はパスワードの際通知の請求をするものとしている。

(8) 制限事項

- ・ 外部事業者向けリモートアクセスシステムへの認証を 5 回失敗すると、該当するアカウントを使用できないようにアカウントロックを行うこととしている。なお、認証操作に係る情報は取得・集計している。
- ・ 外部事業者向けリモートアクセスシステムを利用する場合、接続する端末には OpenVPN 及び共通 Web システム運用事業者が配布する SSL ダイアルアップクライアントをインストールする必要がある。
- ・ インストールする OpenVPN のバージョンは共通 Web システム運用事業者が指定したものを利用する。
- ・ 外部事業者向けリモートアクセスシステムは、アプリケーションゲートウェイとして機能するため、アカウント単位で利用できるアプリケーションプロトコル及び接続先が制限される。
- ・ 申請した端末が事情により変更となる場合は、部局を介して情報システム室に対し連絡を行い、必要な手続きを行うこととしている。

「内閣府Web掲載用コンテンツについて」

作成・掲載上の留意事項

(外部発注等添付用)

【目次】

| | |
|----------------------------|----|
| はじめに | 2 |
| 1. 公的サイトとしての注意点 | 3 |
| 2. コンテンツ作成時の留意点 | 3 |
| (1) 掲載可能なファイルについて | 4 |
| (2) ディレクトリおよびファイル名について | 4 |
| (3) HTMLファイルおよびソース(タグ)について | 5 |
| (4) リンクについて | 6 |
| (5) 使用できない文字について | 7 |
| (6) 英語版ページの作成(英語環境での閲覧) | 7 |
| (7) 画像について | 8 |
| (8) スタイルシート(CSS)について | 8 |
| 3. アクセシビリティについて | 9 |
| 4. PDFファイルについて | 11 |
| 5. 著作権・セキュリティ上の問題 | 13 |

はじめに

本テキストは、すべての各部局ホームページ用コンテンツ作成者（職員及びコンテンツ作成業者を含む）が、コンテンツを作成するにあたり、守られるべき留意事項をとりまとめものである。

内閣府としてだけでなく、一般的なインターネット（Web）において、より利用者に配慮したページ作成を行うため、ご協力をお願いします。

| 改訂履歴 | 概要 |
|------------|------------------------|
| 2004/10/28 | 初版 フォーラム掲載 |
| 2006/7/13 | 改訂 一部修正（アクセシビリティ指針追加等） |
| 2007/6/20 | 改訂 共通掲示板掲載用 |
| 2007/11/13 | 改訂 コンテンツ作成時の注意点修正 |
| 2008/4/30 | 改訂 コンテンツ作成時の注意点修正 |
| 2008/5/28 | 改訂 誤字等修正 |
| | |

1. 公的サイトとしての注意点

あくまでも公的なサイトであることを前提に作成してください。

公的なサイトでは（インターネットにアクセス可能な）すべての人に、可能な限り公平な情報提供が要求されます。機種もOSもブラウザ（同じブラウザでもバージョンが違えば、見え方・見える範囲が変わる）も通信速度も違う環境で見ている人々、また様々なハンディを背負った人達にも、最大限公平で快適な情報提供を心掛けてください。

公的サイトであることを念頭に、ビジュアル的なアプローチを優先させずシンプルでわかりやすいページを作成してください。

内閣府ホームページは「より多くの国民が、いつでもどこでも最新の情報を、より簡単に利用できるようにする」をコンセプトに作成しているものです。

2. コンテンツ作成時の留意点

メンテナンスが困難となるような複雑な構造にしないでください。

また、継続して維持できるサイトを構築してください。

作成・修正時および引き継ぐ際に作業の困難が予想される複雑なコンテンツは作成しないでください。内部サーバは、掲載用コンテンツの作成・修正等メンテナンスは原則担当部局職員で行うことになっています。部局の外部サーバでは契約業者が行う場合もありますが、この場合でも、契約状況によっては常に同じ業者とは限りません。

特に、職員の場合は各人の作成技術もまちまちなため、以前のコンテンツを修正することができない状況、たとえば、

- ・ サイト構造が複雑でリンク設定が困難または確認がむずかしい
- ・ 発足時に外注で作成したためレイアウトが複雑
- ・ 前任者の作成技術が高くスタイルシートを多用しているなど技術的に対応できない
- ・ 乱雑に作ってある

などの問題も発生しており、障害が発生した場合、当室での対処も困難となります。

また、今後ブラウザなどのバージョンアップ・システム入替などにより現在の閲覧環境が変わることが予想されます。現在掲載しているコンテンツでも変更・修正を余儀なくされた場合、複雑なものでは対応できないことも考えられます。

(1) 掲載可能なファイルについて

掲載用ファイルの容量には特に留意してください。

- 1ファイルの容量は 200~300KB 程度と目安とし、上限 500KB までとする。分割したファイルを印刷用で掲載する場合でも、1~3MB 程度に抑える。
- .html .txt .csv .css .pdf .gif .jpg .png 以外のファイルは原則不可。
基本は html ファイルとする。pdf 等(ブラウザ単独では閲覧できないもの)を掲載する際にも、まず html ファイルを置き、概要が把握できる様にする。
《以下内部サーバの場合》
- セキュリティの観点から Javascript、cgi などプログラムを含むファイルは不可。
- 動画、音声ファイル等(動的コンテンツ)は使用不可。ただし、動的コンテンツを設置した外部サーバへのリンクは可。

たとえば、Web で 300 KB の PDF を表示させる場合、アナログ電話回線で速度が 56Kbps のモデムを使用した環境で 300 KB の PDF を開いた場合、およそ 43 秒、同じ条件で 500KB の場合は 2分以上かかります。

高速通信(光通信回線平均速度 30Mbps)の場合は、1 MB の PDF では約 0.1 秒となり、通信環境によっては処理時間に大差がでてきます。このような通信環境の違いに幅広く対処できるよう、ファイル容量に制限を設けています。

実際に掲載ファイルの容量によっては、開けない、途中で止まる、接続が切れるなどの苦情がよせられます。また、Webサーバにも容量の限界があります。

掲載用のファイルはできるだけ容量をおさえ、セキュリティにも考慮して作成してください。

<参考>

光通信は平成 18 年(2006 年)12 月現在、総務省の発表によると普及率(実利用率)では、東京都で 27.3%、滋賀県において 25.3%、京都府では 22.3%、全国平均では 20%前後である。

【単純試算】

ファイルの送信時間の試算値(回線の転送効率を約 70%と想定)

$(300\text{KB}) / (56 \text{ kbps}) \approx 42.3 \text{ 秒}$

$(500\text{KB}) / (56 \text{ kbps}) \approx 2.2 \text{ 分}$

$(500\text{KB}) / (30 \text{ Mbps}) \approx 0.1 \text{ 秒}$

※ 転送効率の低下要因には回線事情や、パソコン性能によるものがあり、ここでは便宜的に 70%と想定している。

(2) ディレクトリおよびファイル名について

簡潔にかつわかりやすい命名、および階層構造とする。

- ファイル名、ディレクトリ名は拡張子を含め、**すべて半角英数小文字**(-, _ を含む)とする。また、特殊記号、日本語名など全角文字および半角カタカナは使用できない。(アンカーネームも同様)
- html ファイルの拡張子は html とし、htm を混在させない。
- index.html、menu.html はサイトの先頭ページ(トップページ)での使用のみとし、後はディレクトリ名.htmlなどで、同名ファイルの上書きを防止する。

- 議事録等、同じ構造で繰り返すものなどはフォルダ名・ファイル名に、日付をつける・連番にするなど、メンテナンスをしやすいように作成する。
- 一度掲載したコンテンツはディレクトリ変更が困難となるため、継続することを視野に入れて構築すること。

(ファイルが増えた際に分類・年度別などに分けられるようディレクトリを決めてください)

(3) HTMLファイルおよびソース(タグ)について

原則 W3C の勧告にもとづいた文法で作成してください。

以下のタグおよび情報は必ず記述すること。

- ファイル先頭へはHTMLのバージョン宣言を入れること。

```
<!DOCTYPE HTML PUBLIC "-//W3C//DTD HTML 4.01 Transitional//EN">
```

- 言語型宣言を入れること。

```
<html lang="ja"> ←日本語
```

```
<html lang="en"> ←英語
```

- ヘッダー部分に文字コード情報を入れること。

内部サーバでは日本語の場合、ドメイン毎にHTMLの文字コードが異なります。ただし、基本的にはJIS統一(1983年以降のJISコード)が望ましい。

(日本語の場合) 内部サーバ: iso-2022-jp

```
<meta http-equiv="Content-Type" content="text/html; charset=iso-2022-jp">
```

ただし、www8サーバ: Shift-Jis

```
<meta http-equiv="Content-Type" content="text/html; charset=Shift_JIS">
```

※外部サーバの場合は、各仕様による。

(英文の場合): iso-8859-jp

```
<meta http-equiv="Content-Type" content="text/html; charset=iso-8859-1">
```

- ヘッダーにはタイトル情報を必ず入れること。(アクセシビリティ)

タイトルは内容を表すものとして記述してください。

- 画像には代替テキスト(alt)をつけること。(アクセシビリティ)

画像の内容を表すものとして記述し、読み上げソフトや、画像非表示にも対応できるようにする。意味のない画像(space用)でも、alt=""、又はalt="-"をいれる。

- 背景色<body bgcolor="#ffffff">の指定をいれること(カラーコードは任意)。

背景色を指定しない場合、閲覧者のブラウザの設定した背景色が表示され、意図した表示(白など)とならない場合がある。

<記入例>

```
<!DOCTYPE HTML PUBLIC "-//W3C//DTD HTML 4.01 Transitional//EN">
<html lang="ja" >
<head>
<meta http-equiv="Content-Type" content="text/html; charset= 文字コード">
<title>タイトル</title>
</head>
<body bgcolor="#ffffff">
.
.


.
.
</body>
</html>
```

- 不要なタグ（意味の無いタグ）がつかないように作成すること。
- 大量の空白行はつけないように作成すること。
- 作成アプリケーション・ブラウザなどの独自タグ、拡張タグ、ヘッダー情報、自動生成されたスタイル定義などが記述されたファイルは不可。
 - ・修正が困難となる、容量が大きくなる、表示できない場合がある、特定メーカー名が残る、などの不都合を生じる。
 - ・Wordなどの自動作成機能にて作成したHTMLファイルは独自のタグがつくため不可。
 - ・作成に使用したアプリケーションがわかるようなGENERATOR情報ははずすこと。

削除対象例) <META name="GENERATOR " content="IBM HomePage Builder 2001 V5.0.3 for Windows">

- ブラウザのバージョンによっては表示の仕方が違う、表示ができないタグもあります。注意してください。
- フレーム使用は原則不可。(アクセシビリティ)
《以下内部サーバの場合》
- CGIを使うカウンター、フォームの使用は不可。
 - ・意見募集用のフォームは外注の業者サーバに設置することとなりますので、意見フォーム作成の申請を提出して下さい。

(4) リンクについて

同一サイト内のリンクは相対パスとすること。

- 主要ページにはいわゆる「パンくずナビ」を設定し、表示ページの位置関係を明らかにすること。
- 各ホームページのトップページには、**内閣府シンボルマーク**を用い、内閣府本府ホームページトップへのリンクを設定する。
- リンク先がHTML以外の場合は**ファイルの形式を明記**し、200KBを超える場合は**容量も表示**すること。
- 内閣府サイト外へのリンクは別窓が開くように設定し、(〇〇省のページ)等、運用管理先を明記すること。(問い合わせ先および管理元があいまいにならないため)

(7) 画像について

画像ファイルを直接表示させるのではなく、htmlファイル上で表示させること。

- ・直接呼び出した場合、ブラウザによっては表示画面のサイズにあわせて縮小されるため大きな画像は文字、グラフの線などが飛んでしまい読めなくなる可能性があります。
- サイズはA4までとする。
- フリーサイトからの画像利用は不可。(著作権のはっきりしないものは掲載不可。)
- GIFアニメは原則不可。(アクセシビリティ)
- クリックブルマップは原則不可。(アクセシビリティ)
- Wordなどの自動html化機能で作成した画像は使用不可。

(8) スタイルシート (CSS) について

- 使用する際は、スタイルをOFFにしてもレイアウトがくずれず、内容がきちんと伝わるようにしてあること。また、作業者が代わってもメンテナンスができるものとする。
- 特定のブラウザに依存せず、複数のブラウザでの表示を確認する。
- スタイルシート (CSS) を使用する場合はヘッダーへ以下のメタタグを記すこと。

```
<meta http-equiv="Content-Style-Type" content="text/css">
```

- スタイルを使ったページをコピーして使用する際は、ヘッダーのスタイル情報を確認すること。
- ・指定された場所にCSSファイルがない場合、ブラウザによっては読み込みエラーが起きることがあります。

3. アクセシビリティについて

内閣府ウェブサイト・アクセシビリティ指針に準拠したものとすること。

公的サイトとして、ページの作成の際にはWebにおけるバリアフリー(アクセシビリティ)を考慮してください。

【アクセシビリティとは】

情報やサービス、ソフトウェアなどが、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす語。

特に、高齢者や障害者などハンディを持つ人にとって、どの程度利用しやすいかという意味で使われることが多く、特に、Webページについての「利用のしやすさ」を「Webアクセシビリティ」といいます。

特に視覚障害者の方が特別なブラウザ(音声読み上げのできるホームページリーダー等音声ブラウザ)を使用して も情報を容易に把握できるようにすることや、手指の不自由な方への配慮が必要です。

※「内閣府ウェブサイト・アクセシビリティ指針」を参照。

【概要】

○各ページの頭には適切なタイトルをいれること

音声ブラウザは読み上げを行なう際、まずそのページの「タイトル」を読み上げます。これから読み上げるページが、何について書かれているのかを知る貴重な手がかりになるので、タイトルを付ける際は、そのページの内容がわかりやすいものを付けるようにして下さい。

また、同一のサイト内において、複数のページに同じタイトルが付けられているケースをよく見かけますが、これは利用者が混乱する原因になります。

【良い例】 「情報システム室ホームページ(トップ)」「HTML作成の注意1」、「HTML作成の注意2」。

【悪い例】 「Welcome!」「1」、「2」

○画像には「ALT属性」をつける。

「ALT属性」とは、一般に「代替テキスト」「画像のコメント」などと呼ばれているものです。代表的なブラウザ上では、次のような効果をもたらします。

- ・ 画像の上にマウスポインタを置いた時、指定された内容が表示される。
- ・ 画像を読み込まない設定にしている場合、その領域に代替テキストとして表示される。

- 音声ブラウザでは要素にALT属性が指定されていれば、それを読み上げる事ができますので、「画像を通して伝えるべき内容」を記述するようにして下さい。
- 画像にリンクが貼ってある場合、ALT属性が指定されていないとファイル名が読み上げられますので、ALT属性にはリンク先の内容を記述して下さい。

※ 画面を装飾するためのワンポイント画像やラインなど、特に意味を持たない画像、又は画像のそばに同等のテキスト情報がある場合には、あえて値を指定せず、ALT=""、とする。

○一単語内にスペース・強制改行を入れない。

音声ブラウザで読み上げる際、意味が伝わらなくなる場合があります。(文の区切りと解釈されて読み上げられます。)

【具体例】

□通常が表示

”旅行” → 読み上げ結果：「りょこう」

□途中で強制改行が入った場合

”旅

行” → 読み上げ結果：「たび ぎょう」

□途中にスペースを入れた場合

”旅行” → 読み上げ結果：「たび ぎょう」

○音声ブラウザで読み上げる際、メニュー部分しか読み上げないなど、アクセシビリティの観点からもフレームの使用は原則禁止。

○音声ブラウザで読み上げる際、レイアウト目的でのテーブルの組立てが複雑になると、読み上げる順番が問題となります。通常、画面上の配置の順にではなく、HTMLソース上の配置に従って読み上げていくことに留意し、分かりづらいページにならないようにすること。

○色だけに頼ったグラフや表示を避けること。

○認知障害や光過敏性てんかん等の障害を持つ人にとって、動きのあるページは内容を理解する妨げとなりますので、<blink>等の動的なコンテンツは使用しないこと。

○サイトのイメージが大きく偏ることのないよう作成すること。性別・年齢に特化されないサイト作りを心掛けること。

○使用する色・装飾が華美にならないようにすること。

○「ホームへ」「トップへ」等、あいまいな表現はさける。「内閣府トップページへ」のようにリンク先を明確にすること。

ー 参考：「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム見直し方針（2004年7月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議幹事会決定）よりー

(2) 高齢者・障害者に配慮したホームページの作成、運用等高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（JISX8341-3）を踏まえ、各府省は、コンテンツを同規格に沿ったものとするため、必要な修正及び作成を行う。

4. PDF ファイルについて

HTML 化できない場合の代替手法として扱う。

PDFとは、印刷物と同等のものをファイルとして表示するものであり、wordやexcelのような特定アプリケーションのファイルでは、利用できない環境の場合を考慮し、安易にHPに掲載できることから多用されている。

しかしながら、PDF化した時点でファイル容量が増大する、表示に時間がかかる、あるいは、目的ページを簡単に見ることができない、など、利用するに当たっては、ユーザビリティ上の問題が多い。

このため、PDFの仕様については下記に留意すること。

- ファイルの容量は 200~300KB までを目安とする。それ以上は必ず分割すること。また、それ以上どうしても分割ができない状態でも上限は 500KB までとする。
- 掲載用の PDF ファイルは**セキュリティ・最適化の設定**をすること。
- 不適切なタイトル情報および作成者名などが記述されていないか確認すること。
- リンク先が PDF ファイルであることを明記すること。また、200KB を超えるものは容量を明記すること。
- PDF ファイルはフォント情報を持つため、作成者が特殊なフォントを用いた場合、閲覧者の環境によっては文字化けすることがあるので、一般的なフォントを用いて下さい。
- 一度作った PDF ファイルからページを削除しても、**ファイル容量は変わりません**。ページ単位で差し替えを行うと、その分容量が増えてしまいます。別名で保存してください。
- PDF ファイルでは、特殊なフォントを使用する場合、フォント情報を埋込むことで異なる環境での表示が可能ですが、**フォント情報は著作権を有します**ので、著作権をクリアできない限り PDF ファイルにそのフォント情報を埋め込む事はできません。フォントを埋め込まずに特殊なフォントで表示するよう指定すると、類似したフォントに置き換えて表示されますが、環境によっては意図した表示とならない場合もありますので一般的なフォントを用いてください。
- 英語版の PDF を作成する場合は、英語環境に於ける一般的なフォントの「Century」又は「Times New Roman」を用い、全て半角で入力すること（全角文字は使用しないこと）。
- 本文中及び貼り付けたグラフ等の中に全角文字(%等の記号や空白も含む)が入ってしまうと、日本語フォントに対応していない英語環境では表示できません。
- ユーザの環境・設定に依存するため**PDF内ではリンクの設定を行わない**でください。

<セキュリティ・最適化の設定方法>

- 1) 「ファイル」メニューから「文書のプロパティ」を選択し、「セキュリティ」設定画面へ
- 2) セキュリティ方法：「パスワードによるセキュリティ」を選択
- 3) 互換性のある形式：「Acrobat3.0 およびそれ以降」を選択

※ バージョンを低く設定するのは、内閣府より低位バージョンの「Acrobat」を使用しているユーザに対応するためです。

※ 暗号化レベルが「低 (40-bit RC4)」になっている事を確認

- 4) 印刷を許可：「高解像度」を選択

- 5) 変更を許可 : 「許可しない」を選択
- 6) 「テキスト、画像、およびその他の内容のコピーとアクセシビリティを有効にする」にチェックを入れる。
- 7) 任意のスワードをいれ、OKボタンをクリックします。
- 8) 警告メッセージのあと、再度同じパスワードを入れます。
- 9) 「ファイル」メニューから、「名前を付けて保存」を選択し 同名で保存する。
(上書き保存をし続けると編集履歴がその度に残るためファイルサイズが大きくなっていきます。「名前を付けて保存」することにより、編集履歴は削除され、Web表示用に最適化されます。)
- 10) 一度ファイルを保存し、再度開き「プロパティ」をみると、セキュリティがかかっているはずですが、パスワードで保護されているので、修正等する場合は一度解除しなければなりません。

※ Acrobat6.0、7.0 では、「文書を開くためのパスワード」、「編集権限を与えるパスワード」が設定可能な内、「編集権限パスワード」については必須となっています。

5. 著作権・セキュリティ上の問題

Webに掲載しようとするコンテンツが著作、発言、報道等からの引用文や画像を含む場合、コンテンツ作成者において、著作権法上問題ないことを必ず確認してください。

※考えられる対策

- 1) 個人情報等はPDF化する前に削除する。または、HTML形式で掲載する。
- 2) コンテンツを掲載する場合は、時間的余裕を持って準備し、十分に確認する。

【著作権】

- 画像ファイル等の利用については、フリー画像サイト等からのものは著作権・著作隣接権の確認が困難なものが多いため、オリジナルの図表以外、原則使用不可。
また写真の利用にあたっては、肖像権にも留意すること。
- 当室に掲載依頼のコンテンツは部局で著作権等をクリアしたものとする。

【セキュリティ問題】

- メールアドレスはHP上で公開できません。安易に読みとられ、不正なサイバー攻撃の対象となる可能性があります。
- 掲載ファイルが指定のもの以外の場合、ウィルスが仕込まれている可能性のあり、外部利用者への影響が懸念されることもあり、原則掲載対象外となっている。
- 情報漏えいにも注意すること。掲載ファイルのプロパティ設定欄の情報、更新履歴の有無（表示してなくても付いている場合があります）、excel ファイルの非表示シートなど、事前にチェックすること。

<情報漏えい等に関する各種事例と対策>

以下は過去の事例であり、コンテンツ作成担当において、確認・留意すべき事項となります。

1) プロパティに他の団体名・個人名等が入ったまま掲載。(個人情報)

=>削除または適切な資料名等に変更する。

2) 複数のPDFをまとめた際に、上記1)同様のPDFが混入し、しおり機能で露呈。(個人情報)

=>まとめる前に削除または適切な資料名等に変更する。

3) 更新履歴・コメントをつけたまま word、excel 等を掲載。(コメント作成者名等の個人情報)

=>更新履歴は反映させ記録を解除、コメントはすべて削除する。(更新履歴の非表示では効果なし)

4) excel で個人情報のあるシートや行列を非表示としたまま掲載。(個人情報、非公開情報)

=>再表示し、該当箇所の削除

5) excel のシートで数回スクロールした場所のセルに情報残したまま掲載。あるいは印刷範囲外に情報がある場合。(非公開情報)

=>該当箇所の削除

6) excel でドロップダウンメニュー(入力規則やリストによる選択肢などの設定)を残したまま掲載。(非公開情報)

=>全シートを確認し、ドロップダウン機能ははずす。

7) 許可無く顔写真を掲載。(肖像権、著作権)

=>事前に許可を取る。

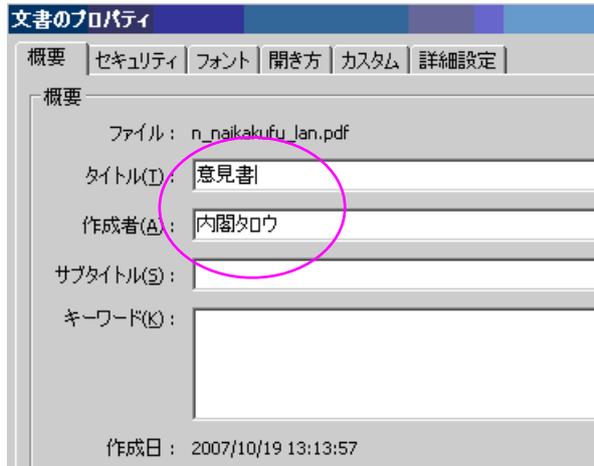
8) 黒塗をアプリケーションで行ない PDF 化。そのため氏名等の情報抽出が可能なまま掲載。(個人情報)

=>個人情報箇所の削除。

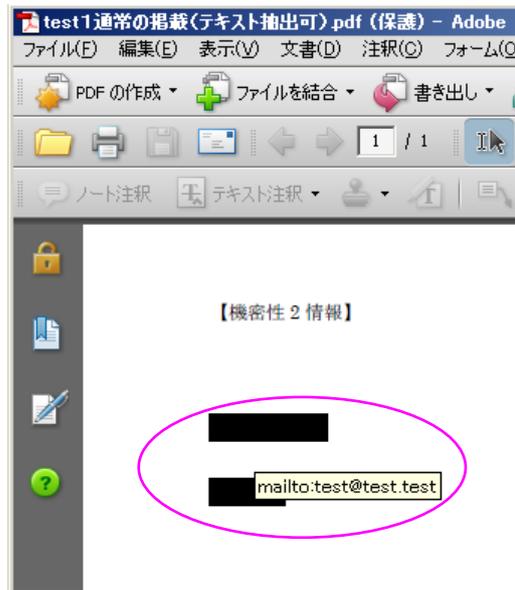
※上記のうち特に excel、word 関係の事例は、作成者以外による発見は難しいものです。内閣府ホームページではアクセシビリティ、ユーザビリティの観点からも、excel、word 等の特定アプリケーションによるファイルの掲載は、原則禁止事項としています。

参考 Sample 画面

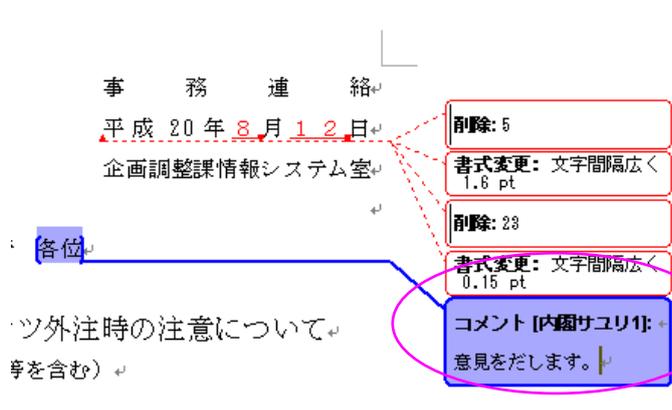
・プロパティの個人情報表示例



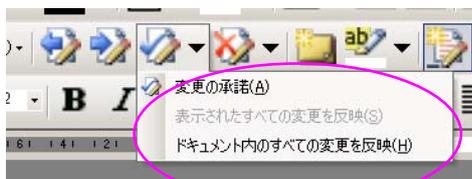
・メールアドレスのポップ例



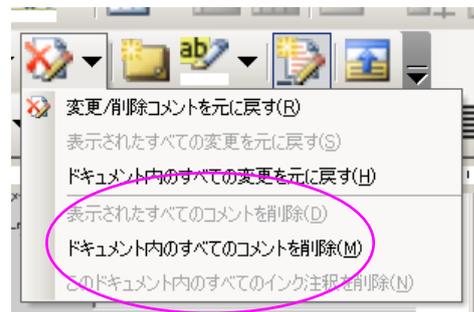
・更新履歴とコメント例



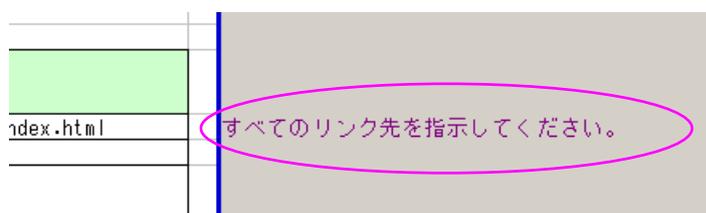
・変更の反映指示



・コメントの削除指示



・印刷範囲指定外のセルへの記入例



内閣府ウェブサイト アクセシビリティ指針第2.0版

| 項目 | 番号 | チェック項目 | 対応するJIS | 解説 | 対応方法 |
|-------|-------|--------------------------------|---|---|--|
| 規格・仕様 | 前提仕様1 | DOCTYPE宣言を行うこと。 | JIS : 5.1a (必須) | HTMLには様々な仕様があるため、文書の冒頭にどのバージョンのHTMLで記述されているかを明示することになっています。 | <ul style="list-style-type: none"> HTML、XHTMLのバージョンを含むDTD (Document Type Declaration: 文書型宣言) を記述し、どういったルールに基づいて文書が書かれているかを宣言します。 DOCTYPE宣言は必ずファイルの先頭に記載します。 内閣府では以下の通りの定義としています。また「内閣府標準テンプレート」は、あらかじめDOCTYPE宣言がされています。 |
| | 前提仕様2 | JavaScriptの使用禁止。 フレームの使用禁止。 | JIS : 5.1a (必須) 関連項目： JIS : 5.2f (推奨) | JavaScriptはブラウザによって対応していない場合や、見る方が設定を有効にしていないことがあります。従って、JavaScriptの機能が利用できない方への配慮が必要です。 フレームを使用したページは、そのままでは視覚障がい者の方が使用している音声ブラウザで読みあげることができません。読みあげの際、それぞれのフレームを1つずつ選択して読みあげなくてはなりません。 | <ul style="list-style-type: none"> JavaScriptは内閣府独自仕様として原則使用禁止とします。 フレームを使用したページについても同様に、内閣府独自仕様として使用禁止とします。 |
| 規格・仕様 | 1 | 機種依存文字について使用禁止とする。 | JIS : 5.1a (必須) | 機種依存文字を使用すると、ホームページを開覧している方が使用しているパソコンの種類や環境 (OS)、ブラウザ などによって、正しく表示されないことがあります。 たとえばWindowsでは問題なく表示されているが、Macintoshでは文字化けをおこすことがあります。また両機種にある文字や記号でも、割り当てるコードの違いにより、正しく表示されないものがあります。 | <ul style="list-style-type: none"> 機種依存文字に該当する場合は、漢字表記は画像に置き換える必要があります。 内閣府全体で共有する画像は、以下の共通ディレクトリが格納場所となります。 /common/img/配下 【注意事項】 画像ファイルには、必ずALT属性を付与してください。 (「内閣府アクセシビリティ指針」 23) 上記に関わらず、丸数字、ローマ数字は別の文字に置き換えてください。 半角カタカナは文字化けします。使用してはいけません。 【関連事項】 半角記号の一部は文字実体参照を使用してください。(「<」、「>」、「”」、「&」等) 「内閣府AsHエディタ」には使用頻度の高い特殊文字の一覧があります。([編集] → [タグの挿入] → [特殊文字一覧] → [記号、スペース、引用符] 等) 詳しくは「内閣府 標準HTMLコーディングガイドライン『6.2.9 機種依存文字等』及び『6.2.10 特殊文字表記』」を確認してください。 |
| | 2 | 特定ブラウザに依存した要素について使用禁止とする。 | JIS : 5.1a (必須) | タグには、特定のブラウザでしか表示されないものや、HTML4.01やXHTMLでは規格外のものがあります。 | 以下のタグについては使用してはいけません。 取消線… <s> <strike> 点滅表示… <blink> <marquee> 定義された文字… <dfn> スペースを作る… <spacer> 段組… <multicol> 別ページの内容を表示… <iframe> 文字サイズ… <basefont> 下線付きテキスト… <u> |

内閣府ウェブサイト アクセシビリティ指針第2.0版

| 項目 | 番号 | チェック項目 | 対応するJIS | 解説 | 対応方法 |
|-----------|----|--|--|--|--|
| 構造・表示スタイル | 3 | 見出し作成時には、適切な見出し要素<h1>～<h6>タグを使用する（フォントの大きさ等の目的での使用は禁止）。 | JIS : 5.2a (必須) 関連項目： JIS : 5.1a (必須) JIS : 5.2b (推奨) | 音声ブラウザによって、見出し（<h1>タグから<h6>タグ）を指定したテキストを読み上げる前に音をならし、見出しであることを示したり、見出し部分だけを拾い読みし、見出し、段落、箇条書き等、文書構造に適したタグを使用しましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「内閣府標準テンプレート」では、<h1>タグから<h4>タグに対して特定のデザインになるよう、ガイドラインを設けています。詳しくは「内閣府 標準HTMLコーディングガイドライン『7.内閣府標準テンプレート事例』」で確認してください。 【注意事項】<h1>タグは作成したページ内で一番見出しとなる部分に使用します。他の<h2>以下と違い、同じページ内に複数回使用してはいけません。ページ文書全体に対して、その見出しの位置づけに応じて<h1>から割り振って使用します。 |
| 表作成時 | 4 | データ表（データテーブル）を使用する場合は、<caption>タグを用いて判りやすい表題を明示、表に含まれる情報を説明する。 | JIS : 5.2c (必須) | 表の上部に表題がない場合、音声ブラウザの利用者は、読み上げ中のテキストが表であることを把握できない場合があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・表題<caption>タグは<table>タグ内に収めるよう処置する必要があります。また、適用する場合は、データ表の上部に配置されるよう指定してください。 ・表題は、前後の文章を把握して分かりやすい表現にしてください。 |
| | 5 | 見出しセルには<th>タグを使用。項目の見出しであることを明示する。 | JIS : 5.2c (必須) | 表に適切なタグが指定されていないと、音声ブラウザが各行・各列の見出し項目を読み上げず、表の内容を正しく把握できない場合があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・行や列の見出し項目名には、<th>タグを使用してください。 【注意事項】表組みの要素をレイアウトのために使わないようにしましょう。（「内閣府アクセシビリティ指針」 6） |
| | 6 | 必要な場合以外、表組みの要素をレイアウトのために使わないことが望ましい。 | JIS : 5.2d (推奨) | 表の要素や属性を、データ表示を目的として使用する場合は、読み上げ順序を考慮してください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・レイアウト目的での<table>タグの使用は控えましょう。また、<table>タグの入れ子は原則禁止とします。 |
| | 7 | セルの結合は必要最小限とし、複雑に入り組んだ表にしてはいけません。 | JIS : 5.2c (必須) | 表の入れ子やセルの結合を多用すると、音声ブラウザで意図したとおりに読み上げられないことがあり、項目と内容がそれぞれ何を表示しているのか利用者に分からなくなります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・音声ブラウザを考慮し、結合はむやみに使用しないようにしましょう。 |
| ページタイトル | 8 | 利用者がページ内容を識別できる名称を付し、また、同一の名称を複数のページに使用してはならない。 | JIS : 5.2e (必須) | <title>タグの内容は、タイトルバーに表示されるだけでなく、ブラウザのブックマーク（お気に入り）への登録や、検索サイトの結果表示にも使われます。また、音声ブラウザは<title>タグのテキストを読み上げます。ページ内容が把握しやすいテキストを<title>タグに入れます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・<title>タグにてページ名を指定してください。 ・「内閣府標準テンプレート」では、<title>タグの入力規則についてガイドラインを設けています。詳しくは「内閣府 標準HTMLコーディングガイドライン『6.3.4.4. title』」で確認してください。 【注意事項】ページ名は端的にわかりやすい表現としましょう。 |
| 現在位置の表示 | 9 | パンくずリストを提供する。 | JIS : 5.2g (推奨) | 現在位置の表示がないと、利用者は、サイト全体、もしくはコンテンツ内のどこを参照しているか、わからなくなることがあります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則として階層や各ページの関連性を示したナビゲーション（パンくずリスト）を用意しましょう。 ・パンくずリストは、トップページから当該ページまでの遷移過程を示すものです。 ・各項目に対して必ずリンク先の情報も記載してください。 ・「内閣府標準テンプレート」にはパンくずリストが標準で用意されています。 |
| | 10 | 各ページに内閣府ロゴを表示させ、ロゴをクリックすることで内閣府トップページへリンクさせる。 | JIS : 5.2g (推奨) | 利用者が何処にいても内閣府TOPページへ戻れるためのリンクです。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「内閣府ロゴ」はテンプレートに直接埋込されています。 ・TOPページへのリンク指定は、絶対指定となっています（テンプレートを用いる場合、特に修正する必要はありません）。 |

内閣府ウェブサイト アクセシビリティ指針第2.0版

| 項目 | 番号 | チェック項目 | 対応するJIS | 解説 | 対応方法 |
|-----------|----|---|---|--|---|
| 操作・入力時 | 11 | マウス操作に依存せず、少なくともキーボードによってすべての操作が可能でなければならない。 | JIS : 5.3a (必須) | マウスを使用しない利用者でも、一通り閲覧できるような配慮をしたページ構成が必要です。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ページ上にあるリンクおよびフォームのコントロールはすべて、キーボードのTabキーでカーソルを動かし、Enterキーで実行できるようにする必要があります。 ・「内閣府ホームページ」はマウスに依存せず、すべての要素がキーボードにより閲覧できる構造になっています。 ・プルダウン形式のナビゲーションを実装する場合、あわせて画面遷移するための「実行」ボタン等を用意する必要があります。 |
| | 12 | 入力すべき選択肢を<label>タグを使って判りやすく構造化する。 | JIS : 5.3b (必須) | ラベル(名称)とコントロールを関連づけ、複数のコントロールを適切にグルーピングすることで、設定すべきコントロールが見つけやすくなります。また、上肢に障害のある利用者や高齢者の場合、チェックボックスなど表示面積の小さいコントロールを、マウスで選択することは困難です。ラベルとコントロールを関連づけることで、ラベル部分をクリックし、コントロールを選択することが容易になります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・<label>タグを使用し、ラベルとコントロールを関連づける必要があります。 ・コントロールが多くなる場合は、<fieldset>タグを使ってグループ化し、<legend>タグでグループのタイトルをつけてください。 <p>【注意事項】 主にお問い合わせフォームや検索システムなどの作成時に対象となる項目です。「内閣府共通意見登録システム(Nopiシステム)」および、内閣府共通検索では既にこの項目に対応した作りとなっています。</p> |
| | 13 | 入力制約がある場合は明確に示す。 | JIS : 5.3b (必須) 関連項目: JIS : 5.5a (必須) | 入力操作に慣れていない利用者の場合、入力する文字種(半角文字、全角文字など)を誤る可能性が非常に高くなります。また、入力項目から離れた位置に、入力項目の説明、注意(字数制限など)を表示すると、利用者はそれらの情報に気づかない可能性があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・文字の入力フィールドには、入力すべき文字種(漢字、全角文字など)を記述する必要があります。文字種に制限がない場合には、その旨を記述してください。 ・必須入力項目と任意入力項目との違いを、明確に示す必要があります。必須であることを文字色や記号だけで表現しないようにしてください。 ・入力に関する指示、説明、注意事項などは、入力項目の近くに表示する必要があります。音声ブラウザの使用を考慮し、コントロールの前に記述してください。入力操作を行う前に、入力方法が把握できます。 |
| | 14 | 入力時間の制限は設けない。 | JIS : 5.3c (推奨) JIS : 5.3d (推奨) | OA機器操作初心者や高齢者、障がい者の方など、フォームの入力完了に時間を要する利用者は多く存在します。時間制限があるとあわたり、時間が不足するなどして、入力を間違える可能性があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府のホームページは不特定多数の利用者がいるため、十分に配慮して時間制限を設けないことが望ましいです。 ・セキュリティ上の配慮などから、入力に時間の制限を設けざるを得ない場合は、その時間を明示したり、時間制限の延長または解除ができるような設計を行う、あるいはインターネットを使用しない他の代替手段(FAX、電話等)を用意するなどして、対応する必要があります。 |
| ページの移動 | 15 | 利用者の意思に反して自動的に新しいページを開いたり、別のページに移動してはならない。 | JIS : 5.3e (必須) | ページを参照しているときに、そのページが自動的に更新されたり、新しいウィンドウを開いて他のページに移動してしまうと、内容が把握しにくくなります。また、新しいページを開いた場合、ブラウザの「戻る」ボタンで戻れない場合があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「内閣府ASHエディタ」のチェック結果をもとに修正対応します。 ・やむを得ず移動したり、新しいウィンドウが表示される場合には、あらかじめ「別ウィンドウで表示する」旨を告知する必要があります。 ・「内閣府標準テンプレート」では、別ウィンドウで開くことを示す画像を用意し、またaltに「別ウィンドウで開きます」と明示して、あらかじめ利用者に判別しやすいように配慮しています。 |
| 基本操作部分の統一 | 16 | パンくずリスト、内閣府ロゴ等、内閣府内全ホームページにおいて一貫性を持った基本操作部分を作成する。 | JIS : 5.3f (推奨) | 基本操作部分がページごとに異なると、利用者によっては新しいページを参照するたびに、基本操作を学習しなくてはなりません。特に視覚障害者や高齢者は、基本操作部分の学習に時間を要するため、ページ内容を把握し、操作することが困難と言えます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ヘッダーやフッターなど、基本操作部分の位置や表示、表記、内容はテンプレートを使用するなどし、一貫性を持たせましょう。 ・「内閣府標準テンプレート」では「サイトマップへのリンク」「共通ナビゲーションバー」など、必要な項目があらかじめ埋め込まれています。また視覚的にも統一されるため、「内閣府標準テンプレート」を使用することで、利便性が向上します。 |
| リンク設定 | 17 | リンク表示・ボタン等は識別しやすく、操作しやすい大きさ、レイアウトとする。 | JIS : 5.3g (推奨) | リンクのある画像が小さすぎる場合や、リンクが張られていることが分かりにくい場合、高齢者や初心者はリンクの存在を見落とす場合があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・リンクのある画像は、大きな画像・文字などを使用しましょう。 ・リンクのある画像を作成する際は、ボタンらしい表現としましょう。(影をつける。枠をつける。等) |

内閣府ウェブサイト アクセシビリティ指針第2.0版

| 項目 | 番号 | チェック項目 | 対応するJIS | 解説 | 対応方法 |
|----------|----|--|------------------------------------|---|--|
| | 18 | リンク表示・ボタンに使用する言葉は、リンク先等を理解しやすいものとする。 | JIS : 5.3g (推奨) | 「ここ」「こちら」など、指示代名詞だけにリンクを付けた場合、視覚に障害のある利用者は、リンク先が何のページであるか、また、どこにリンクが付けられているかを認識できません。 | <ul style="list-style-type: none"> 「ここ」「こちら」など、指示代名詞だけでリンク先を指定しないようにしましょう。 リンクする箇所を広げ、文脈が伝わる範囲まで指定しましょう。 |
| | 19 | 誤操作防止を鑑み、各リンク表示・ボタン等は充分に間隔をとる。 | JIS : 5.3g (推奨) | リンクのある文字や画像が隣接している場合、リンクの区切りを把握できないことがあります。 | <ul style="list-style-type: none"> 適度なリンクを確保できるように、文字列全体にリンクを設定するか、大きな画像・文字などを使用しましょう。 隣接するリンクの間に、充分な間隔を設けましょう。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> テキストリンクが縦に並んでいる場合は、行間を広く設定する。 テキストリンクが横に並ぶ場合、各テキストリンクの間に縦線 () や斜線 (/) などを入れる。 |
| 本文へのスキップ | 20 | 各ページに同一形式で掲載される基本操作部分（ナビ等）については、音声ソフト等でスキップできるように設定する。 | JIS : 5.3h (推奨) | ナビゲーションバーやメニューなどが、ページの最初にあると、音声ブラウザはページを表示するたびに、ナビゲーションバーやメニューの内容を読み上げます。そのため、本文を読み上げるまでに時間がかかり、ページの内容が理解しにくくなります。冒頭にスキップするためのリンクがあると、移動が容易となります。 | <ul style="list-style-type: none"> ナビゲーションをスキップする為のリンクは、「内閣府標準テンプレート」に直接埋め込まれています。 |
| 誤操作への対応 | 21 | 入力確認画面を用意すると共に、必要に応じ、入力画面に戻って引き続き修正ができる仕組みを用意すること。 | JIS : 5.3i (必須) | 入力フォームに記載された内容に相違ないかどうかを確認させるための画面を用意する必要があります。また、修正の必要に応じて前のページに戻れるように設計し、かつ引き続き修正ができるようにします。 | <ul style="list-style-type: none"> 入力ページに戻った時でも、事前に入力した内容が消去されることのないよう様にしましょう。 「内閣府共通意見等登録システム (Nopiシステム)」には入力確認画面が用意されています。また、入力画面に戻って続けて修正ができるように配慮されています。 |
| 画像 | 22 | 画像ファイルには必ず適切・具体的に画像を説明できる代替テキストを表示する。 | JIS : 5.4a (必須) JIS : 5.4b (必須) | ブラウザで画像を非表示に設定している利用者は、画像の代替情報 (alt属性で指定したテキスト内容) が無い場合、画像の内容を把握することができません。また、音声ブラウザは、画像 (タグ) の代わりに、alt属性の内容を読み上げます。alt属性が指定されていないと、画像の内容を把握できない場合があります。 | <ul style="list-style-type: none"> 画像に、alt属性で画像の内容を記述する必要があります。 画像を装飾やレイアウトのために使用している場合は、alt属性を空 (alt="") にしてください。(「内閣府アクセシビリティ指針」24を参照) |
| | 23 | リンク画像には、リンク先を想定できる代替テキストを表示する。 | JIS : 5.4b (必須) | リンクが設定された画像の場合、alt属性が指定されていないと、音声ブラウザではリンク先のURLを読み上げます。従ってリンク先の内容が利用者に伝わりにくくなります。 | <ul style="list-style-type: none"> 画像にリンクが張られている場合は、alt属性でリンク先を記述します。 リンク先をalt属性として記述することで、画像の説明が不要となる場合は、画像の説明を省略してかまいません。 画像の内容を詳細に解説する必要がある場合は、リンク先は alt属性に記述し、画像の解説は画像と同じHTML内にテキストで記述してください。 |
| | 24 | リストのボタン画像等、音声ソフトが2度読みをしてしまう場合等は、代替テキストは空で指定する。 | JIS : 5.4a (必須) JIS : 5.4b (必須) | 箇条書きのポインタなど、意味をもたない画像について、リンク先と同じ名称をALT属性に指定すると、音声ブラウザで2度読み上げてしまいます。 | <ul style="list-style-type: none"> 意味を持たない画像 (箇条書きのポインタなど) や、テキストが併記されている画像には、alt="" と記述する必要があります (""の中には何も入力しない) 。 <p>【意味をもたない画像】</p> <ul style="list-style-type: none"> スペース (spacer)、ライン (line)、箇条書きのポインタ 等 画像の上下左右にタイトルや注釈のテキストが入っている場合も、「alt="" 」とする。(二重読み上げ防止のため) |

内閣府ウェブサイト アクセシビリティ指針第2.0版

| 項目 | 番号 | チェック項目 | 対応するJIS | 解説 | 対応方法 |
|-------------|----|--|---|--|---|
| 音声・動画 | 25 | 音声を使用する場合は、画面上でその情報が分かるようにする。 | JIS : 5.4c (必須) | 聴覚に障がいのある利用者の場合、音声だけの情報では閲覧に支障が出る可能性があります。 | ・音声情報には、テキスト等の代替情報を用意する必要があります。 【例】 効果音（チャイム音等）に意味を持つ場合（「ピンポン」という音が「正解」等）は、画面上で「正解」と文字でも表示する必要があります。 |
| | 26 | 動画等時間によって変化する情報では、字幕又は状況説明等を代替情報として用意することが望ましい。 | JIS : 5.4d (推奨) | 代替情報が提供できない場合には、内容についての説明を何らかの形で提供する必要があります。 | ・映像・音声情報には、代替となるコンテンツの提供が望ましいです。 ・音声解説（副音声）、キャプション（字幕）の提供が困難な場合は、映像や音声で伝えている情報をテキストに書き起こしたものを用意する必要があります。 |
| オブジェクトプログラム | 27 | PDFファイル等を用いる際、リンク元がPDFデータであることを明示する。 | 関連項目： JIS : 5.4e (必須) | PDFデータを掲載する場合、リンク先のデータがPDFであることを示す必要があります。 | ・リンク先がPDFデータであることを示すための文言を付ける必要があります。 ・PDFデータであることを示すのみならず、データサイズが判明している場合は合わせてファイルサイズも記載する必要があります。 ・PDFファイルへのリンクは別ウィンドウで表示されるよう、設定してください。 ・内閣府標準HTMLコーディングガイドライン『7.2.7.1 PDF』に準じ、PDFの文書タイトル（PDF形式：xxxKB） □ ※□はPDFアイコンと記述してください。 |
| 色・形 | 28 | ウェブコンテンツの内容を理解・操作するために必要な情報は、色、形もしくは位置のみに依存してはならず、必ずテキスト情報を併用する。 | JIS : 5.5a (必須) JIS : 5.5b (必須) JIS : 5.5c (推奨) | 色覚障害のある利用者や、高齢者（加齢による視覚の変化がある人）は、色の違いを把握することが困難な場合があります。また、ページを白黒印刷した場合に、色の違いを把握することが困難な場合があります。 | ・説明内容を補足するために使用されたオブジェクト（グラフなどの図形描画）については、色や形のみで要素区分を説明していないかどうかを目視にて確認する必要があります。 |
| | 29 | 画像・文字・背景等組み合わせる際、十分なコントラスト（明度の落差）を確保、識別しやすい配色とする。 | JIS : 5.5c (推奨) JIS : 5.6c (推奨) | 文字色と背景色のコントラスト（明度差など）が小さいほど、文字は読みにくくなります。弱視の利用者、高齢者の場合は、特にその差を充分確保する必要があります。また、色覚障害のある利用者は「赤と緑」、「黄と青」の組み合わせ、高齢者は「白と黄」、「青と黒」、「青紫と黒」の組み合わせを識別するのが困難な場合があります。 | ・明度の差（コントラスト）を十分に確保しましょう。 ・特に、赤と緑、白と黄、青と黒、青紫と黒の組み合わせになどに注意しましょう。 ・「内閣府AsHエディタ」チェック結果に対して、コントラストに問題が生じた場合は、「ColorSelector」にて修正を行いましょう。 【注意事項】 「内閣府AsHエディタ」の「ColorSelector」による色選択は色覚特性（第一色素、第二色素、第三色素）を考慮して決定すること。 |
| 文字速度言語 | 30 | 文字の大きさは、利用者が任意に変更できるよう、相対的設定とすること（pt等、絶対的に大きさを決めてはいけない）。 | JIS : 5.6a (必須) JIS : 5.6b (推奨) | 小さな文字や、行間、文字間の狭い文章は、多くの利用者にとって読みにくいものです。また、文字の大きさは、必要に応じて利用者が変更できるようにします。 | ・文字サイズ、行間についてを指定する場合は、相対指定（em、%等）とする必要があります。絶対値（pt、pxといった単位を用いた数値）で指定しないようにしましょう。 ・利用者が任意で指定したフォントで表示できるようにするため、フォントは指定しないようにします。 ・本文入力エリアについては、スタイルシート（CSSファイル）で指定しましょう。 ・「内閣府標準テンプレート」ではスタイルシートで制御済です。また、右上のボタン「標準」、「大」のボタンをクリックすることで容易に切り替えが可能です。 【注意事項】 文字サイズをスタイルシートで制御する場合は、「font-size:14px」とピクセル単位で指定するのではなく、「font-size:120%」、または「font-size:1.2em」といった相対指定の単位を使用してください。 |

内閣府ウェブサイト アクセシビリティ指針第2.0版

| 項目 | 番号 | チェック項目 | 対応するJIS | 解説 | 対応方法 |
|----|----|--|--------------------------------------|--|--|
| | 31 | 書体は、利用者が任意に変更できるようにする（固定させてはいけない）。 | JIS : 5. 6a (必須) JIS : 5. 6b (推奨) | WindowsやMachintosh等、OS毎に搭載されているフォントが利用者毎に異なり、また利用者が見やすいフォントを任意で設定していることが予想されるため、HTML構文内の文字フォントを特定のフォントに設定することは避けず。 | ・OSに搭載されているフォントが利用者毎に異なり、利用者が見やすいフォントに設定されていることが予想されるため、HTML構文内の文字フォントを特定のフォントに設定することは避けず。 |
| | 32 | 自動的に音を再生しないよう配慮されている。 | JIS : 5. 7a (推奨) | ページを閲覧した瞬間、自動で音声再生されないようにする必要があります。 | ・自動的に再生する場合には、再生していることを明示しましょう。 ・「内閣府共通ストリーミング機能」では音声の自動再生は行っていません。 ・原則として音声の自動再生は行わないでください。 |
| | 33 | 音は、利用者が出力を制御できることが望ましい。 | JIS : 5. 7b (推奨) | 音量など、利用者が自由に調整できるようにしておく必要があります。 | ・音は、音量の増減、消音等、利用者が自由に制御できるようにしましょう。 ・「内閣府共通ストリーミングサービス」では音量を利用者側で調整することが可能です。また自動再生は行いません。 ・原則として音声の自動再生は行わないでください。 |
| | 34 | 画面の点滅 (blink) は使用しない。 | JIS : 5. 8a (推奨) JIS : 5. 8b (必須) | 点滅などの視覚的に変化する情報については、把握しにくくなります。 | ・以下のタグについては使用してはいけません。 点滅表示 …… <blink><marquee> (アクセシビリティ指針 2と重複します。) ・また、色の輝度が大きく変化するような表現は、目に負担がかかるため、使用しないようにしましょう。 |
| | 35 | 日本語のHTMLファイルではlang="ja"、文字コードはmeta属性でUTF-8 (もしくはShift JIS) とする。 | JIS : 5. 9a (必須) | HTMLファイルで、言語を指定しない場合、音声ブラウザでは、正しい発音で読み上げない場合があります。 | ・ページ単位で指定してください。(<html>タグに lang属性を指定する) その場合、<meta>タグのcharset属性で指定した言語と同じ言語を指定します。 ・ lang属性の指定について 日本語の場合、「html lang = "ja"」 英語の場合、「html lang="en"」と設定します。 ・ 文字コードの確認 charset = "UTF-8" (日本語) ※XHTMLのデフォルトの文字コードセットはUTF-8もしくはUTF-16ですが、内閣府ではUTF-8を使用します。 |
| | 36 | 本文中に別の言語を使用する際、<p>本文</p>で段落を表示し、更にその中で使用言語をspan lang="en" といった具合に明確にする | - | ページ内で言語が変わると、音声ブラウザで正しく読み上げられない場合があります。 | ・ページ内で言語が変わるところは、<p lang="en">、<q lang="en">、<div lang="en">、などを指定しましょう。 |
| | 37 | 日本語ページでは、最大限外国語の使用は避け、やむを得ず使用する際は解説を付ける。 | JIS : 5. 9b (推奨) JIS : 5. 9c (推奨) | 若年者や高齢者のなかには、外国語が理解できない方もいます。 | ・日本語ページにおいては外国語の使用は避けるようにし、平易で分かりやすい表現を用いましょう。 ・想定する利用者にとって理解しづらいと考えられる外国語は、単語の意味や解説を提供しましょう。 |
| | 38 | 省略語、専門用語、流行語、俗語の使用は最大限避け、やむを得ず使用する際は解説を付ける。 | JIS : 5. 9b (推奨) JIS : 5. 9c (推奨) | 多くの利用者が当サイトを訪れるため、一部の方にしか分からない専門用語や俗語は避ける必要があります。 | ・省略語、専門用語、流行語、俗語など特定の人しか分からない用語の使用は避けるようにし、多くの人がわかるような表現を用いましょう。 ・やむを得ず使用する場合は、解説を同一ページ内に記述しましょう。 |
| | 39 | 読み方が難しい、或いは意味が難解な言葉は極力使用せず、やむを得ず使用する際は解説を付ける。 | JIS : 5. 9d (推奨) | 多くの利用者が当サイトを訪れるため、読み方の難しい名称や、意味が難解な言葉は避ける必要があります。 | ・読み方が難しい漢字 (人名、地名) は、ふりがなを括弧書きなどで記述しましょう。 |

内閣府ウェブサイト アクセシビリティ指針第2.0版

| 項目 | 番号 | チェック項目 | 対応するJIS | 解説 | 対応方法 |
|----------|----|---|----------------------------------|--|--|
| | 40 | 単語の途中にスペースや改行を入れてはいけない。 | JIS : 5.9e (必須) | 単語の途中でスペースや改行を入れると、音声ブラウザにおいて意図した通りに読み上げられない場合があります。 | ・単語の途中でスペースを入れずに詰めて表示しましょう。 【例】 「内閣府」：× 「内閣府」：○ |
| アクセシビリティ | 41 | 文字情報だけでは難解な場合には、画像も併用して説明する必要がある。 | JIS : 5.9f (推奨) | 図・動画・音声などを適切に組み合わせることで、より具体的な内容を簡単に理解できる場合があります。 | ・図・動画・音声などを利用し、コンテンツの内容を、より具体的に理解できるようにしましょう。 【例】 ・製品の概観は、文章で説明するだけでなく、写真を組み合わせて表現しましょう。 図、動画、音声などを利用する場合は、文章を読まなくても、内容を正しく把握できるようにすることが望ましいです。 また、図記号や絵文字（アイコン）は、できるだけ意味を推測しやすくしましょう。 |
| | 42 | 更新時等、アクセシビリティが低下することのないよう、チェックを行い品質を保つ。 | JIS : 6.2 (必須) JIS : 6.4 (必須) | ホームページは日々更新されます。そのため、アクセシビリティが低下することのないようチェックを行う必要があります。 | 「内閣府AsHエディタ」にて以下の項目をチェックしてください。 ・音声データへのリンク（内容を示すテキストデータの存在有無） ・動画ファイルへのリンク（内容を示すテキストデータの存在有無） ・引用<q><blockquote>などのタグについて、意図した通りに使用されているかを確認 |
| サポート | 43 | 利用者とコミュニケーションを取れるよう、複数のツールによる連絡先を各サイトトップページに明記する。 | JIS : 6.4 (必須) JIS : 6.5 (必須) | アクセシビリティの向上のため、日々、ホームページの利用者からの意見や要望などを広く収集する必要があります。 | ・利用者の様々な状況に応じ、お問い合わせフォームや電話、郵便などの連絡先を分かりやすい場所に明示する必要があります。そのため、内閣府ホームページおよび「内閣府標準テンプレート」では、フッター部分にお問い合わせ先となる主要情報が記載されています。 |

注1 対応するJISについては、「日本工業規格 JIS X8341-3 : 2004 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」を参照。

注2 内閣府テンプレートは共通インデックスページで使用のもの。

注3 「内閣府AsHエディタ」は「アクセシビリティ支援HTMLエディタ（内閣府）」の略称。（平成18年2月以降使用可能）

